

ISSN 2432-5619

大和大学
研究紀要

第3卷

(政治経済学部編)

Journal of Yamato University
Vol.3
(Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園

大和大学

2017. 3
(平成29年3月)

大和大学
研究紀要
(政治経済学部編)

第3卷
Journal of Yamato University
Vol. 3
(Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園
大和大学
政治経済学部
2017.3
(平成29年3月)

大和大学研究紀要 第3巻 2017.3 政治経済学部編 目次

学術論文

1. 役員報酬と報酬委員会のガバナンス 水野 満 3
2. インターネット時代における家庭用ゲーム機の利用実態に関する研究
—ソニー, 任天堂, マイクロソフトの比較分析— 石井 康夫 11
3. ZLB 制約下における時間軸政策の効果 松川 滋 31
4. 民主制と哲学的弁証法
—プラトン『国家』第一巻をもとに民主制を考えるなかから— 石崎 嘉彦 37
5. 地域の課題解決と地域金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方についての一考察 藤木 秀明 51
6. 『女の一生』における「食」 北川 美香 63

研究ノート

1. 社会福祉と生活研究 柴田 周二 69
2. 高等学校簿記会計
—日本と米国のスタンダードの比較— 島本 克彦 75

Academic Papers

1. Executive Compensation and Governance of Compensation Committee MIZUNO Mitsuru 3
2. A study on the actual condition of home video game machines in the internet era
—Comparative analysis of the Sony, Nintendo and Microsoft— ISHII Yasuo 11
3. Supply Shocks at the ZLB and Forward Guidance MATSUKAWA Shigeru 31
4. Democracy and the Philosophical Dialectic
An Inquiry into the Book I of Plato's *Republic* ISHIZAKI Yoshihiko 37
5. Consideration about the way of balancing local finance institution's
business model and local problem solution FUJIKI Hideaki 51
6. Eating in Maupassant's *Une Vie* KITAGAWA Mika 63

Research Notes

1. Study on Social Welfare and Human Life SHIBATA Shuji 69
1. High School Bookkeeping-Accounting Research
—The Comparison of High School Accounting Standard in Japan and US— SHIMAMOTO Katsuhiko 75

役員報酬と報酬委員会のガバナンス

Executive Compensation and Governance of Compensation Committee

水 野 満
MIZUNO Mitsuru

要 旨

近年、欧米諸国では役員報酬がコーポレート・ガバナンスの重要なテーマとなってきている。企業の役員報酬制度や報酬委員会が機能しているかなどについて株主から厳しい目が注がれている。一方、わが国では役員報酬が欧米諸国に比べ高額でないとの理由で、これまで注目を集めることはなかった。本稿では、わが国の報酬委員会が効率的な役割を果たしているかどうか実証的に考察するものである。研究の結果、報酬委員会が効率的な役割を果たしていることが明らかになった。任意の報酬委員会でもいいので、上場会社の8割以上を占める監査役設置会社に報酬委員会を義務付ける必要があるだろう。

Abstract

In recent years, executive compensation has become an important theme of corporate governance in the EU and the United States. Shareholders have increasingly pouring severe eyes to the compensation system and compensation committee of the company to check whether they are appropriate and functioning well. On the other hand, executive compensation did not draw special attention in Japan simply because of low compensation compared to Western countries. This paper empirically examines whether Japan's compensation committee has played an efficient role in the determination of executive compensation. The results of the study indicate that compensation committee was found to play an efficient role. In this respect, it is recommended to oblige the company with company auditors to establish compensation committee even as a voluntary basis, which accounts for more than 80% of the listed company.

キーワード：コーポレート・ガバナンス、役員報酬、報酬委員会

Keywords: corporate governance, executive compensation, compensation committee

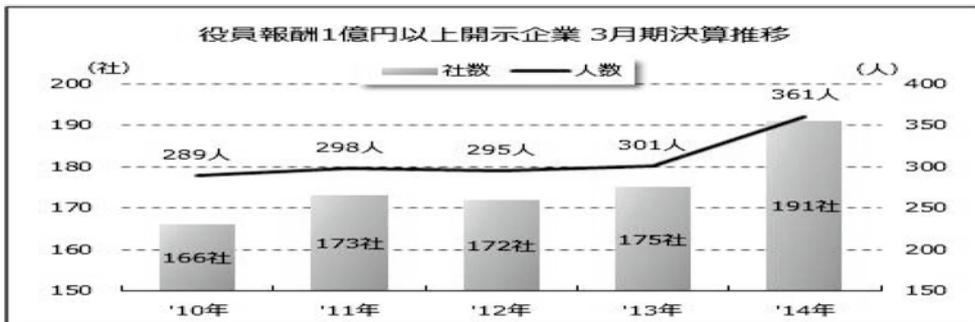
I. はじめに

欧米各国では、今世紀に入ってからガバナンスの一環として役員報酬に対する株主からの監視の目が厳しくなっており、近年の'Say on Pay'にみられるように株主が高額役員報酬の歯止めの役割を果たすようになりつつある。欧米諸国に比べ高額役員報酬が少ない我が国では、これまで役員報酬額自体が問題とされることはなく、その代りに報酬額の決定方法に対する透明性のなさや報酬構成に目が向けられている。役員報酬とコーポレート・ガバナンスの理論的背景としては、経営者は株主から経営を委託された代理人であるが、株主の利益に適う行動を選択するとは限らないエージェンシー問題があり、このエージェンシー問題を解決する手段が、役員報酬である。役員報酬は、株主の利害と一致させるとともに経営者のインセンティブを高める目的で設計する必要があるが、透明性がなくインセンティブを高めることにならない役員報酬は、株主からの不満も多く企業業績の向上にも貢献しないと考えられる。2002年度から会社組織として委員会設置会社が認められたが、東証一部上場会社でこの形態を採用している企業は平成26年6月末現在2.5%と極めて少ない。委員会設置会社では社外取締役が過半数を占める報酬委員会の設置が義務付けられている。委員会設置会社における取締役等の報酬等の決定は、報酬委員会がその方針を定め（会社法409条1項）、その方針に従って個人別の報酬等を決定している（同条2項、404条3項）。監査役設置会社では、報酬委員会が義務付けられていないが任意で報酬委員会を設置している企業もみられる一方、報酬に関する方針を明示していない企業もある。役員報酬に関しては、監査役設置会社では株主総会において役員報酬総額を決定し、役員別の支払額は取締役会で代表取締役に一任するケースが多い。任意の報酬委員会のある会社では、委員の過半数が社外取締役で構成されており、その役割は総じてアドバイザー的なものを中心であるが、業績連動報酬の基本指標を明示している会社もある。本研究の目的は、報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしているかどうかについて実証的に考察するものである。

II. 役員報酬と開示規制

1. 役員報酬1億円以上の開示企業数と人数の推移

東京商工リサーチ（2014）によれば、役員報酬1億円以上の開示が義務化された2010年3月期の289人、166社から2013年3月期まで徐々に人数と社数が増加してきたが2014年3月期には増加人数・社数ともに大幅に増加した。2014年3月期決算で役員報酬1億円以上を開示した上場企業は191社、人数は361人に及んでいる。業績改善を反映し、前年同期より社数で16社（前年同期175社）、開示人数は60人（同301人）増加した（図1）。役員報酬の最高額は、キョウデンの橋本浩最高顧問が12億9,200万円（前年同期：開示なし）で、2010年3月期決算から開始された個別開示制度で歴代2番目の報酬額となったが、報酬額のうち12億6,800万円が役員退職慰労金である。法人別で個別開示人数が最も多かったのは三菱電機の18人で、前年同期（同1人）より大幅に増加した。また、2014年3月期決算まで、5年連続で個別開示を行った企業は104社、開示人数は120人であった。361人の役員報酬総額は664億8,400万円（前年同期301人、508億3,000万円）で、前年同期より156億5,400万円増加した。役員報酬の主な内訳は、基本報酬が369億7,300万円（構成比55.6%）、賞与が118億5,100万円（同17.8%）、退職慰労金（引当金繰入額含む）が91億1,800万円（同13.7%）、ストック・オプションが50億4,700万円（同7.5%）で、基本報酬の構成比率が高く、インセンティブ報酬の割合が低い。

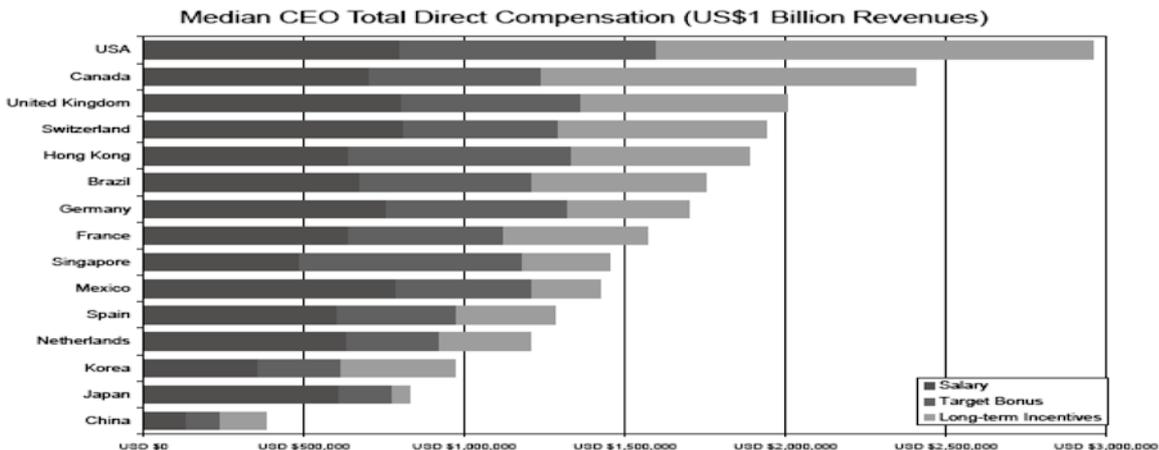


（出所）東京商工リサーチ（2014）

図1 役員報酬以上の開示企業数と人数の推移

2. 各国のCEO報酬比較

図2に示されている15か国のCEO報酬比較（売上高等10億ドル以上）を中央値で見ると、日本のCEOの報酬金額は欧米各国のみならず、ブラジル、シンガポール、メキシコ、韓国よりも低い。しかし、報酬構成を比較すると日本の場合は固定報酬の割合が他の国と比べ圧倒的に高く、インセンティブ報酬である業績連動報酬と長期インセンティブ報酬の割合が少ないことがわかる。以前から指摘されているように、日本では欧米のような高額報酬に問題があるのではなく、報酬決定プロセスが不透明であるのみならず、報酬構成において固定報酬の割合が高く業績連動報酬と長期インセンティブ報酬の割合が少ないことに問題があり、その結果報酬自体が業績を向上させるインセンティブとして働いていないといえる。したがって、報酬設計を変えて業績や長期インセンティブ等の変動報酬の割合を増加させて経営者にインセンティブを与えることが求められる。



（出所）タワーズワトソン（2011）

図2 各国のCEO報酬比較（売上高等10億ドル以上）

3. 開示規制

わが国の報酬開示規制は、欧米諸国に比べて遅れ、2010年に有価証券報告書における役員報酬の個別開示（但し、報酬額が1億円以上の者に限られる）が義務付けられた。ただし、報酬の開示は1億円超の役員の個別開示は始まったが、報酬方針や種類別の開示は投資家にとって必ずしも有用なレベルではなく、欧米に比較して質的に劣っている。EU諸国では経営者の個別報酬開示が求められており、米国では上位5名の個別報酬開示が求められている。経済産業省（2013）の「持続的な企業価値創造のためのIR/コミュニケーション戦略実態調査」によれば、経営者報酬の決定プロセスの透明化を実施している企業と実施していない企業は相半ばしており、未だに経営者報酬の決定プロセスが不明である企業が多い。英国と米国では、我が国と比較して報酬開示は詳細を極めており、①報酬構成とその報酬構成が選択された理由と各構成要素の支給水準がどのように決定されたか、また該当する場合の算式、②ストック・オプション等の長期インセンティブに適用される業績条件の概要、③業績条件を評価する手法とその理由、④報酬コンサルタントに関する開示として、コンサルタントに依頼している作業内容、利害関係や報酬委員会に關与するコンサルタントについては、コンサルタントに支払った費用総額、⑤直近5年間のTSR（株主総利回り）を示した業績グラフ等が義務付けられている。一方、フランスでは、ユーロネクストに上場している企業が遵守しているAFEP-MEDEFコードの報酬原則で以下の6つの報酬原則を定めている。①包括性（固定&変動部分）、②バランス（正当性と会社の利益との適合性）、③ベンチマーク（業界とヨーロッパ&世界基準での比較）、④整合性（幹部社員と一般社員との整合性）、⑤基準の明確性（企業目的に適合した簡素で、安定的、かつ透明性が必要）、⑥合理性（報酬決定方法は企業利益、市場慣行、ならびに貢献度を考慮する）。欧米諸国が、経営者報酬開示規制を行っているのは、株主は取締役会社に経営を委任しており、委任に関する費用を知るといことは株主の権利として当然であり、株主が取締役の指名・解任を行うということからも、委任内容と報酬が見合っているか役員別に判断するため、個別報酬額が明示される必要があるとの考え方が背景となっている。

4. Say on Pay

欧米諸国、特に英国と米国では経営者報酬が企業業績と無関係に高騰し、投資家のみならず世間一般からも批判の声が上がっていた。機関投資家も、取締役報酬の適正化を求め報酬決定プロセスへの参加を求める機運が盛り上がった。Say on Payをもっとも早く実施したのは、英国であったが、その後、欧州各国でも導入が進んだ。EUでは、取締役報酬に関する方針やその変更を株主総会の議案とすべきこと、取締役報酬の報告書に関して総会で承認を得ること（決議は拘束的決議でも非拘束的決議でも可）、などが推奨された。さらに、2009年には、特に機関投資家に対して、報酬議案に対する議決権行使を推奨した。一方、米国では、2010年7月に可決成立した米国金融改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）によって、Say on Payが法定された。Say on Payに関しては非拘束的決議の国のほうが多いが、拘束的決議としている国としては、ノルウェー、スウェーデン、スイスの3か国があげられる。また、イタリアは銀行、デンマークは変動報酬に限定してSay on Payを拘束的決議として決定している。

III. 先行研究

役員報酬はコーポレート・ガバナンスの重要な要素であるため、これまで欧米諸国を中心として研究の対象とされてきた。Conyon（2006）は、1993年から2003年までの米国企業1,000社以上のCEOの役員報酬額の推移と構成について調査し、10年間で報酬額が約2倍となり高額報酬が進んだことと報酬構成では、ストック・オプションと長期インセンティブ報酬の割合が増加したことを明らかにした。高額報酬自体は非効率的な報酬契約のためではなく、有能な経営者をリクルートする経営者市場の相場や他社に引き抜かれられないような報酬体系を反映している可能性があるとも述べている。アメリカの調査会社Obermatt(2013)は、2008-2010年のS&P100を対象としたCEOの報酬と企業業績に関する分析で両者に相関性が認められなかったと報告した。その後、2010年にDodd-Frank法の成立とともにSay on Payが導入され、2012年にWall Street Journalが有力企業300社を対象とした調査では、CEOの報酬と企業業績に概ね関係性があることを明らかにしている。Renneboog and Zhao (2011)は、1996年から2007年の期間にわたり、英国に上場する全企業を対象として、CEOの報酬と執行取締役ならびに非執行取締役のネットワークの関係を分析し、ネットワークが情報収集の理由のためでなく、CEOの経営影響力の強化のために構築されている場合には、CEOの報酬が非効率的に決定されることを明らかにした。また、CEOが報酬委員会のメンバーであるとCEOの報酬が高くなることが観察されると報告した。

日本企業を対象とした役員報酬に関する分析は1990年代に入ってから行われてきた。Kato and Rockel(1992)、Kaplan(1994)、Xu(1997)、Murase(1997)等の研究では、日本企業の経営者の金銭的報酬は企業の会計上の利益あるい

は株価と正の相関をしており、株主の利益は経営者のインセンティブに織り込まれていることを明らかにしている。蟻川・黒木（2003）は、1991年から2000年までの10年間、金融を除く東証一部上場の全企業を対象として、役員報酬が企業業績に対して運動性を持っているかどうかを研究し、パフォーマンスの変化に対して、役員報酬が正の相関を持つことを確認した。報酬によるインセンティブ供与と他のガバナンス手段の関係については、機関投資家の株式保有比率が高いほど、自社のパフォーマンスに対する報酬の運動性が高い一方、そうした外部からの企業統治圧力が弱い企業の場合は、自社のパフォーマンスと経営者の報酬の運動性は低いことが明らかとなったと報告している。Sakawa and Watanabe（2008）は、1992-1995年までの4年間、東証一部上場の製造業を対象として、内部取締役の平均報酬を用いて業績関連の変数と経営者報酬との間に有意に正の関係を発見している。また、所得税から推定したCEOの個別報酬を使用した研究でも同様な結果が報告されている（Basu et al. 2007）。さらに三輪（2011）は、2006年の東証一部上場企業のクロスセクション・データを利用して、日本企業の社外取締役が取締役の報酬額にどのような影響を及ぼしているのか実証的な分析を行った。分析の結果、取締役会に占める社外取締役の割合が高くなるほど、取締役の報酬額が抑制される可能性が高いことを示した。また、社外取締役を重用する委員会設置会社では、他の会社と比べて取締役の報酬額が抑制されることを明らかにした。

IV. 研究方法

委員会設置会社ならびに任意の報酬委員会のある監査役設置会社と報酬委員会のない会社のデータを収集して、報酬額と報酬構成（固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション等）を比較調査し、両グループで実証結果に差があるかどうかを確認する。報酬との関係で、売上高、営業利益、当期利益と1株利益の変化率と報酬の変化率の相関関係（マトリックス）を作成する。変化率をみるため、2年連続して報酬金額1億円以上を獲得している同一の役員を各社から1名のデータを使用した。調査対象役員は原則として社長であるが、2年連続して報酬金額1億円以上を獲得している社長がいない場合には、会長や顧問を対象とした。調査対象とした連続年度は2012年度と2013年度であるが、この両年度でデータが取れない場合には2010年度～2012年度の2年度のデータを使用した。役員個人の個別報酬を基に報酬と売上高、営業利益、当期利益と1株利益の関係を分析した研究は、1億円以上の個別報酬開示が2010年3月期から始まったので、これまで行なうことができなかった。本研究はその意味で、より経営者報酬と企業業績の関係の実態に迫った実証研究である。

委員会設置会社で報酬金額1億円以上の会社数は、13社あったが、このうち3社は2年連続して報酬金額1億円以上を獲得している同一の役員なかったので調査対象の委員会設置会社は10社である。また、監査役設置会社の中で任意の報酬委員会のある会社で2年連続して報酬金額1億円以上を獲得している同一の役員がいる会社は38社である。したがって、調査対象とした委員会設置会社と任意の報酬委員会のある監査役設置会社の報酬委員会のある会社数は48社である。一方、任意の報酬委員会がなく2年連続して報酬金額1億円以上を獲得している同一の役員がいる監査役設置会社は85社である。本研究での使用データは、東京商工リサーチ、eolデータならびに各社の有価証券報告書である。

V. 研究結果

報酬委員会のある会社とない会社の報酬構成を比較すると、報酬委員会のある会社はなしの会社に比べ、固定報酬比率は低く、その代り業績連動報酬とストック・オプションの比率が高い。このことから、報酬委員会のガバナンスが効いていることが推定される（表1, 表2）。続いて、報酬委員会のある会社とない会社の固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職慰労金の平均値に差があるかどうか調べるためにt検定を行なった。その結果、固定報酬とストック・オプションで1%水準で、また、業績連動報酬と退職慰労金で10%水準で有意差が認められた（表3～表6）。

次に、報酬増加率と売上高変化率、営業利益変化率ならびに1株利益変化率の関係を解明するために、退職慰労金を除外して報酬委員会のある会社とない会社の相関・回帰分析を行った。報酬委員会のある会社とない会社の相関分析はそれぞれ表7と表8に示されている。相関係数をみると報酬委員会のある会社では、報酬変化率と有意な相関を持つのは売上高変化率（5%水準）、営業利益変化率（1%水準）、1株利益変化率（1%水準）で、報酬委員会のない会社では営業利益変化率（1%水準）と1株利益変化率（5%水準）である。回帰分析での従属変数は報酬増加率で、独立変数は売上高変化率、営業利益変化率、1株利益変化率である。回帰分析の結果、報酬委員会のある会社で報酬変化率と正の相関を持つのは営業利益変化率と1株利益変化率で双方とも1%水準で有意である（表9）。一方、報酬委員会のない会社で報酬変化率と有意な相関を持つのは営業利益変化率のみである（表10）。このことから、報酬に影響を与えている変数は、報酬委員会のある会社では営業利益変化率と1株利益変化率で、報酬委員会のない会社では営業利益変化率であることが明らかになった。また、売上高変化率は報酬委員会のある会社とない会社双方の役員報酬に影響を与えていない。

役員報酬と報酬委員会のガバナンス

表1 報酬構成の比率 (%)

	固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	その他	退職金	合計
報酬委員会あり	65.6	21.2	9.4	1.7	2.1	100
報酬委員会なし	74.6	15.9	3.7	0.9	4.9	100

表2 会社数 (括弧内は%)

	固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	うち、株式報酬型ストック・オプション	その他	退職金
報酬委員会あり	48 (100)	43 (89.5)	30 (62.5)	4 (8.3)	3 (6.2)	6 (12.5)
報酬委員会なし	85 (100)	59 (69.4)	29 (34.1)	1 (1.1)	1 (1.1)	24 (28.2)

表3 独立サンプルの検定 (t 検定)

		2つの母平均の差の検定			
		有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の95%信頼区間 下限
固定報酬	※等分散が仮定されている	.007	-8.9874	3.3051	-15.5256
	等分散が仮定されていない	.006	-8.9874	3.2027	-15.3364

※等分散性のためのLevenの検定を実地したところ、等分散が仮定されていることが判明した。

表4 独立サンプルの検定 (t 検定)

		2つの母平均の差の検定			
		有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の95%信頼区間 下限
業績連動報酬	※等分散が仮定されている	.058	5.3243	2.7879	-1.1909
	等分散が仮定されていない	.047	5.3243	2.6508	.0724

※等分散性のためのLevenの検定を実地したところ、等分散が仮定されていることが判明した。

表5 独立サンプルの検定 (t 検定)

		2つの母平均の差の検定			
		有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の95%信頼区間 下限
ストック オプション	等分散が仮定されている	.000	5.6492	1.5345	2.6136
	※等分散が仮定されていない	.001	5.6492	1.6931	2.2748

※等分散性のためのLevenの検定を実地したところ、等分散が仮定されていないことが判明した。

表6 独立サンプルの検定 (t 検定)

		2つの母平均の差の検定			
		有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の95%信頼区間 下限
退職慰労金	等分散が仮定されている	.096	-2.7795	1.6590	-6.0614
	※等分散が仮定されていない	.074	-2.7795	1.5416	-5.8319

※等分散性のためのLevenの検定を実地したところ、等分散が仮定されていないことが判明した。

表7 相関分析—報酬委員会のある会社

		報酬変化率 (%)	売上高 変化率 (%)	営業利益 変化率 (%)	1株利益 変化率
報酬変化率 (%)	Pearson の相関係数	1	.286*	.712**	.671**
	有意確率 (両側)		.049	.000	.000
	度数	48	48	48	48
売上高変化率 (%)	Pearson の相関係数	.286*	1	.433**	.406**
	有意確率 (両側)	.049		.002	.004
	度数	48	48	48	48
営業利益変化率 (%)	Pearson の相関係数	.712**	.433**	1	.626**
	有意確率 (両側)	.000	.002		.000
	度数	48	48	48	48
1株利益変化率 (%)	Pearson の相関係数	.671**	.406**	.626**	1
	有意確率 (両側)	.000	.004	.000	
	度数	48	48	48	48

*は5%水準で有意 (両側)。

**は1%水準で有意 (両側)。

表8 相関分析—報酬委員会のない会社

		報酬増加率 (%)	売上高 変化率 (%)	営業利益 変化率 (%)	1株利益 変化率
報酬増加率 (%)	Pearson の相関係数	1	.042	.334**	.243*
	有意確率 (両側)		.700	.002	.025
	度数	85	85	85	85
売上高変化率 (%)	Pearson の相関係数	.042	1	.598**	.234*
	有意確率 (両側)	.700		.000	.031
	度数	85	85	85	85
営業利益変化率 (%)	Pearson の相関係数	.334**	.598**	1	.531**
	有意確率 (両側)	.002	.000		.000
	度数	85	85	85	85
1株利益変化率 (%)	Pearson の相関係数	.243*	.234*	.531**	1
	有意確率 (両側)	.025	.031	.000	
	度数	85	85	85	85

表9 報酬増加率を従属変数とした回帰結果—報酬委員会のある会社

モデル		標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
		B	標準誤差	ベータ		
1	(定数)	2.948	2.858		1.032	.308
	売上高 変化率 (%)	-.291	.342	-.092	-.852	.399
	営業利益 変化率 (%)	.236	.059	.507	3.997	.000
	1株利益 変化率	.051	.016	.391	3.126	.003
R ²		.597				

表10 報酬増加率を従属変数とした回帰結果—報酬委員会のない会社

モデル		標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
		B	標準誤差	ベータ		
1	(定数)	2.873	1.724		1.666	.099
	売上高 変化率 (%)	-.329	.179	-.237	-1.842	.069
	営業利益 変化率 (%)	.144	.048	.442	2.998	.004
	1株利益 変化率	.011	.021	.064	.526	.600
R ²		.153				

VI. おわりに

本稿では、報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしているかどうかについて考察した。研究の結果、報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしていることが明らかになった。報酬委員会のある会社とない会社では、報酬構成に有意差があることが判明した。報酬委員会のない会社の固定報酬比率は75%弱に及んでおり、経営者にインセンティブを与えていない。このため、経営者がリスクをとらず保守的な経営につながっており、日本企業の業績競争力低下をもたらした可能性がある。報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしていることが明らかになったので、監査役設置会社で任意ではあるものの報酬委員会を設置することに意義が認められる。回帰分析で比較すると、報酬委員会のある会社は営業利益率とEPS (1株あたり利益)を基準として報酬を決定していること、また、報酬委員会のない会社は、営業利益率を基準として報酬を決定していることが判明した。

EU主要国では、役員報酬の個別開示がガバナンス・コードで規定されているので、役員報酬が業績との関係で適正かどうか判断できる。任意の報酬委員会のない監査役設置会社の報酬の算定・決定方法は基準が明確でなく透明性を欠いている。中期的には、報酬のガバナンスを高めるため、監査役設置会社でも報酬委員会の設置を義務化することを検討すべきである。報酬委員会を設置することを義務化することが、役員報酬決定の透明性を確保するうえで重要な一歩となろう。また、株主の関与を定める欧米流のSay on Payを導入することも課題である。特に機関投資家による、投資先企業の経営者報酬制度に対するモニタリングが、年々強まっていることを考慮すれば、投資家に対する説明責任として報酬開示規制を欧米並みに強化することが肝要である。

<参考文献>

- 蟻川靖浩, 黒木文明 [2003], 「経営者インセンティブへのコーポレート・ガバナンスの影響」, 『早稲田大学 ファイナンス総合研所』, WIF-03-001
- 経済産業省 [2003], 「持続的な企業価値創造のためのIR/コミュニケーション戦略実態調査」
- タワーズワトソン [2011], 「日米欧CEO報酬比較」, 『タワーズワトソン』
- デロイト トーマツ [2014], 「役員報酬サーベイ」, 『デロイト トーマツ』
- 東京商工リサーチ [2014], 「役員報酬調査」, 『東京商工リサーチ』
- 日本取締役協会ディスクロージャー委員会 [2007], 「2007年度 経営者報酬ガイドライン—報酬ガバナンスの確立を」, 『日本取締役協会』
- 三輪晋也 [2008], 「日本企業における社外取締役と役員報酬の関係」, 『日本経営学会』, 第25号, 15-27頁。
- Basu, S., Hwang, L-S., Mitsudome, T. and Weintrop, J. [2007], “Corporate Governance, Top Executive Compensation and Firm Performance in Japan”, *Pacific-Basin Finance Journal*, Vol. 15, pp. 56-79.
- Canyon, Martin J. [2006], “Executive Compensation and Incentives”, *Academy of Management Perspectives*, vol. 20 no. 1, pp. 25-44.
- Kaplan, Steven N. [1994], “Top Executive Rewards and Firm Performance: A Comparison of Japan and the United States”, *Journal of Political Economy*, 102(3), pp. 510-546.
- Kato, Takao and M. Rockel [1992], “Experiences, Credentials, and Compensation in the Japanese and U. S. Managerial Labor Markets: Evidence from New Micro Data”, *Journal of Japanese and International Economics*, 6(1), pp. 30-51.
- Murase, H. [1998], “Equity Ownership and the Determination of Managers’ Bonuses in Japanese Firms”, *Japan and the World Economy*, Vol.10, pp. 321-331.
- Obermatt [2012], “3 year pay-for-performance analysis for the largest 100 US companies”, Available at https://papers.ssrn.com/sol3/Data_Integrity_Notice.cfm?abid=2009785
- Renneboog, Luc and Zhao, Yang [2011], “US Knows Us in the UK: On Director Networks and CEO Compensation”, CentER Discussion Paper Series No. 2011-014; TILEC Discussion Paper No. 2011-014; ECGI - Finance Working Paper No. 302/2011. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1763167> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1763167>
- The Wall Street Journal/Hay Group [2012], CEO Compensation Survey and Trends
- The Wall Street Journal/Hay Group [2013], CEO Compensation Survey and Trends
- Xu, P., [1997], “Executive Salaries as Tournament Prizes and Executive Bonuses as Managerial Incentive in Japan”, *Journal of Japanese and International Economics*, vol. 11, pp. 319-346.

インターネット時代における家庭用ゲーム機の利用実態に関する研究 —ソニー、任天堂、マイクロソフトの比較分析—

A study on the actual condition of home video game machines in the internet era —Comparative analysis of the Sony, Nintendo and Microsoft—

石井 康夫
ISHII Yasuo

要 旨

我が国における近年の家庭用ゲーム機の市場規模は、2007年にピークに到達した後、2008年のリーマンショックと同時に低下しつつある。世界三大ゲーム機メーカーのソニー、任天堂そしてマイクロソフトは、パソコンやスマートフォン等の急速な普及により財務上重大な影響を被っている。本論では、近年の急激なモバイルICT (Information and Communication Technology) 環境の変化を踏まえ、ゲーム機市場の現状と課題を実証的に調査・分析する。すなわち、まず家庭用ゲーム機の近年の市場規模の推移をマクロ的に分析し、次に大手ゲーム機メーカーの販売台数の推移や、財務状況等の推移に関して考察を加える。つづいて、生活者を対象として近年の各ゲーム機メーカーのブランド認知状況、利用状態ならびに今後の製品やサービスに関するニーズ等についてアンケート調査を実施し、今後のゲーム機市場の動向を把握する。最後に、これらの分析を通して、ゲーム機メーカーが採用すべき経営戦略の方向性に関して結論を述べる。

キーワード：家庭用ゲーム機、モバイル通信端末、経営戦略、ノンパラメトリック検定、テキストマイニング

1. はじめに

我が国における近年の家庭用ゲーム機（以下「ゲーム機」という）の市場規模は、2007年にピークに到達した後、2008年のリーマンショック (Bankruptcy of Lehman Brothers) と同時に低下しつつある。世界三大ゲーム機メーカーのソニー (SCE: Sony Computer Entertainment, 2016年4月よりSNEIと合併しSIE: Sony Interactive Entertainmentに社名変更)、任天堂そしてマイクロソフトは、それぞれ深刻な問題に直面している。リーマンショックによる影響はむろん、さらに重要な課題は、パソコンにおけるゲーム市場の継続的な拡大と、2010年以降の携帯電話やスマートフォン(以下「スマホ」という)等のモバイル通信端末の急速な普及だと考えられる。

本論では、このような、ゲーム機市場の近年の急激なトレンドの変化を踏まえ、ゲーム機市場の現状と課題を実証的に調査・分析する。過去におけるこの種の分野の調査研究は、幾つか行われているが、近年のスマホ等の普及を踏まえた、最新のハード・ソフトを対象とした実証的な研究はあまり行われていない。百武^[10]は「わが国のコンシューマーゲーム機のメディア戦略」に関して、パソコンやスマホ等のオンラインゲームとの競合も含めて分析しているが、あくまでその切り口が『メディア戦略』に限定されており、メーカーが採用すべき競争戦略

や成長戦略等を含む『経営戦略』にまで言及されていない。

そこで本論では、まず近年の世界のゲームコンテンツ市場の現状を分析し、その後わが国の家庭用ゲーム機の市場規模の推移に関して考察を加える。次に、ゲーム提供側の主要ゲーム機メーカーの近年のゲーム機販売台数、財務状況の推移等を考察する。その後、ユーザーとなる生活者に対してアンケート調査を実施し、各ゲーム機メーカーのブランド認知、ゲーム機の利用状況や課題、満足度ならびにゲーム機に対する要望等に関して実証的に把握する。最後にそれらの結果を踏まえて、今後の市場動向等を予測し、ゲーム機メーカーが今後採用すべき経営戦略の方向性に関して考察を加える。

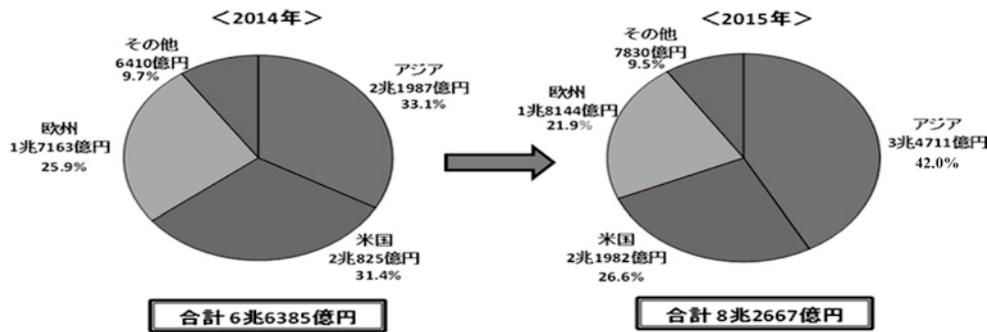
2. ゲーム機業界の現状

2.1 世界のゲームコンテンツ市場規模

図2.1に地域別のゲームコンテンツ市場の近年の推移を示す。「ファミ通ゲーム白書2016」によると、図2.1に示すように2015年の世界ゲームコンテンツ市場は、2014年の6兆6,385億円から8兆2,667億円と、対前年比較約25%増と推定されている。この内訳は、「家庭用及びPC (パーソナルコンピュータ) 向けパッケージゲーム市場」で1兆3,080億円、「デジタル配信ゲーム市場 (モバイルゲーム、PC配信ゲーム、家庭用ゲーム配信)」で

6兆9,587億円と推定される。大きな増加要因として、ゲーム内課金や、家庭用・PCゲームのダウンロード購入に対する需要の増加によるものと考えられている。この結果、デジタル配信ゲーム市場が特にアジア地域（日本、中国、韓国の合計）を中心に拡大し、約8割（84%）をこの市場が占める結果となった。地域別の市場規模で

みると、アジアが3兆4,711億円（58%増）、米国が2兆1,982億円（6%増）、欧州が1兆8,144億円（6%増）と推定され、いずれの地域も前年より増加しているが、特にアジア地域の増加率が突出している。この結果、地域別の市場シェアでもアジア地域が42%を占めることになった。



出典：ファミ通ゲーム白書2016
 ※2014年と2015年では一部エリアにおいて、集計の対象となっている国・地域が異なる場合があります。
 (2016年6月時点での情報に基づいて作成)

図 2.1 世界のゲームコンテンツ市場規模の推移
 (出所：カドカワ株式会社「ファミ通ゲーム白書 2016」、2016年6月)

2.2 国内家庭用ゲーム機市場規模の推移

図2.2に、我が国における家庭用ゲーム機に関する2006年から2015年における市場規模の推移に関して示す。図2.2から分かるように、ゲーム機のハードに関する市場規模は、2007年まで順調に拡大し、3,000億円を超えたが、2008年のリーマンショック以降徐々に縮小している。この要因は、世界金融危機による影響だけでなく、その後急速に普及が進んだ携帯電話やスマホによるものと考えられる。また、ゲームソフトも同様に順

次減少しているが、ハードの減少に比べ緩やかであり、新たなゲーム機を購入する頻度が減少し、既存のゲーム機を長く利用しているものと思われる。

一方、コンピュータやスマホ等を利用するオンラインソフトが2010年以降急速に拡大し、ハードのプラットフォーム市場のモバイル通信端末へのシフトにより、既存のゲーム機のハード市場が大きく縮小したためであると考えられる。

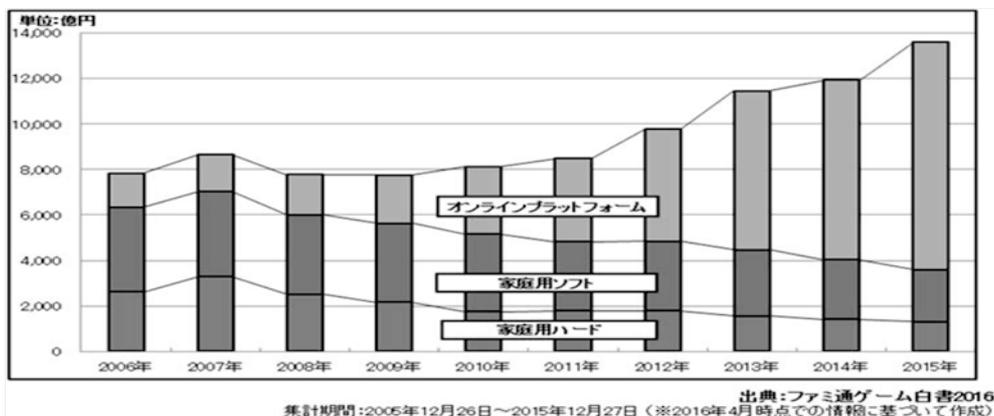


図2.2 国内における家庭用ゲーム市場規模の推移

(出所：カドカワ「ファミ通ゲーム白書 2016」 http://info.kadokawadwango.co.jp/news_release/2016/0609/)

2.3 近年のゲーム機市場の各社販売台数の推移

近年の世界のゲーム機市場の販売台数の推移に関して、図2.3に示す。ソニー（SCE）は全機種での総計で2014年に1,870万台のゲーム機を世界で販売し、業界

トップに再び咲いた。一方、他社の販売台数は、任天堂で1,630万台、マイクロソフトで1,150万台となっている。

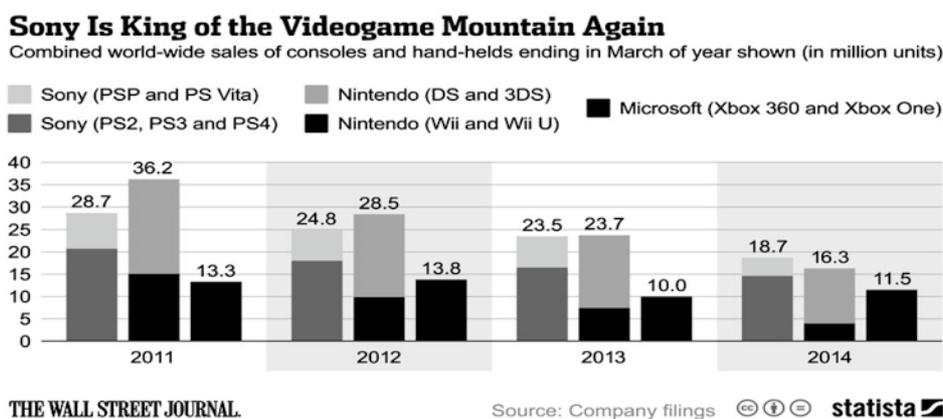


図2.3 ゲーム機販売台数の推移

(出所：By Brian R. Fitzgerald 2014年6月16日)

SThttp://jp.wsj.com/articles/SB10001424052702303838604579627484156666904)

しかしながら、図2.3から明らかのように、2011年度以降SCE、任天堂共にそれぞれ販売台数を大幅に減少させており、SCEは2,870万台から約65%に、任天堂は3,620万台から約45%にまで減少している。そしてマイクロソフトは携帯ゲーム機を販売していないが、2012年にやや持ち直したものの、1,330万台から約86%にまで減少している。このように3社とも近年の販売台数を大きく低減させている。この原因は、やはりスマホ等を使ったゲーム利用者の増加にあるものと考えられる。

2.4 ゲーム機メーカーの業績推移

次に、我が国における代表的なゲーム機メーカーの近年の財務状況を分析するため、任天堂とSCEとの業績推移に関して以下で考察する。

(1) 任天堂の業績推移

図2.4に、任天堂のリーマンショック前の2007年度から最近の2015年度にかけての業績推移に関して示す。

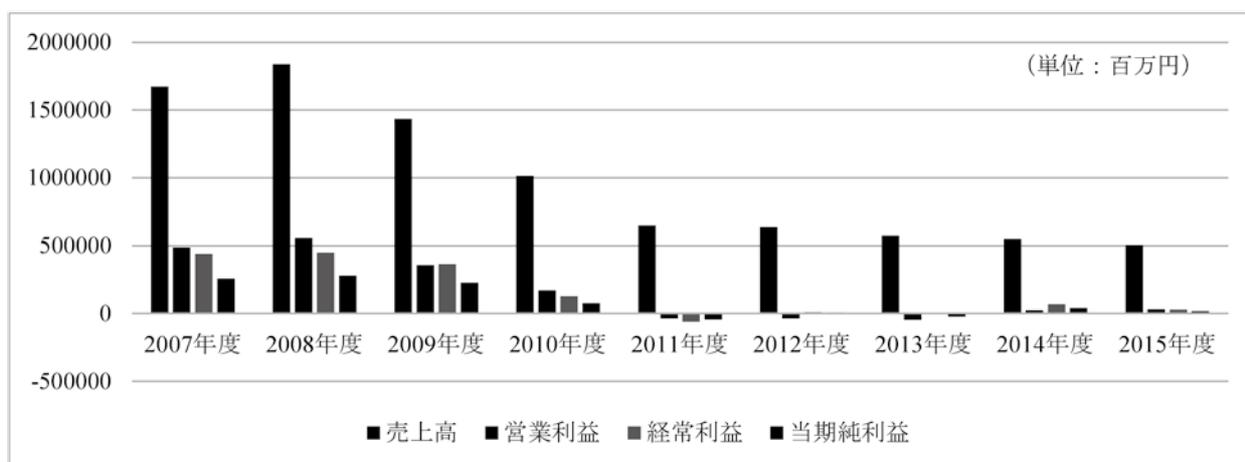


図2.4 任天堂の業績推移

(出所：任天堂ホームページ等からデータを収集し筆者がグラフ化)

図2.4より明らかなように、任天堂は2008年度に売上高1兆8,386億円、営業利益5,553億円とピークを迎えたが、その後売上高は急速に低下し、2011年度から2013年度にかけて3年連続で営業利益も赤字になっている。この原因は、リーマンショックによる影響だけでなく、2010年度頃から普及が急拡大したスマホ等との競争が激化する中で、業績が大きく低迷したためと考えられる。

(2) SCEの近年の業績推移

2000年以降SCEは、ハード機市場で任天堂やマイクロソフトを抑えて競争優位を確立した。しかしながら、2004年以降任天堂のDSやWiiとの普及競争に苦戦した。

当時PS (Play Station) は、北米市場でマイクロソフトのXboxに後れを取り、据え置き型の世界累計売上高では2013年まで世界で3番手に甘んじることになった。そしてSCEは、円高やハード機器等の販売不振により、2009年3月期には、104億円の債務超過に陥った。

このような状況下で、ソニー本体との連携強化のため、2010年に組織再編が行われ、Play Station Network (PSN)などを統括していたネットワーク部門をソニー本体に移管し、新たに「新SCE」を新設し、家庭用ゲーム機とソフトの開発・製造・販売に特化することとなった。

図2.5に、再編後の2011年度以降における新SCEの業績推移を示す。

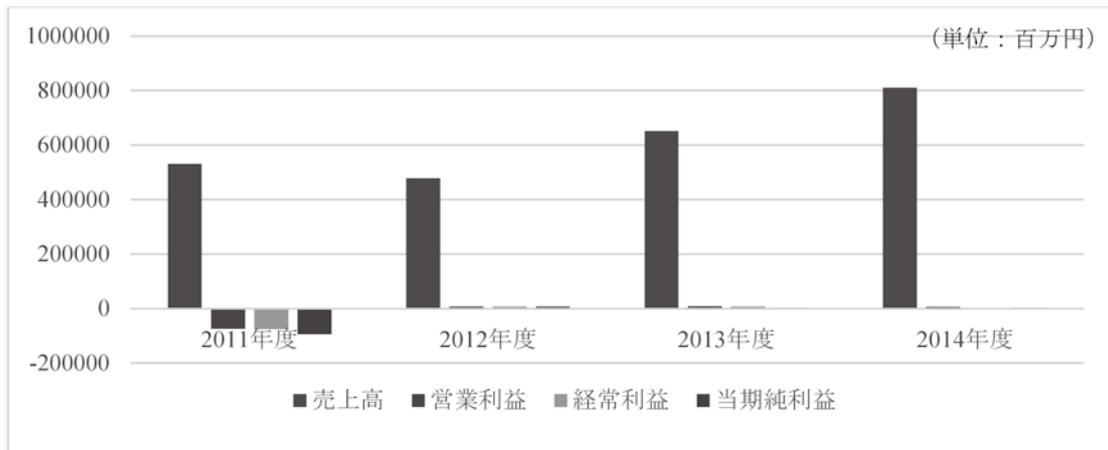


図2.5 新SCEの近年の業績推移
(出所：官報等の公開資料からデータを収集し筆者がグラフ化)

図2.5より分かるように新SCEは、2012年度以降僅かな利益を出し、2013年度以降売上高も伸ばしているが、依然として利益は極めて小さく、業績は低迷している。また、2011年度時点における772億円の債務超過を徐々に減少させてはいるが、2015年3月期においてもなお577億円の債務超過が続いている。

3. アンケート調査による分析

以上のような、近年の厳しい家庭用ゲーム機業界の現状を踏まえ、近年の生活者のゲーム機の利用実態や課題、今後の要望事項等を実証的に分析するため、我が国に居住する若者を中心にアンケート調査を実施した。

3.1 アンケート調査の概要

- アンケート調査の概要は、以下に述べるとおりである。
- (1)時期：2014年6月～9月
 - (2)対象：日本における高校生以上の年齢層の生活者
 - (3)調査方法：手渡し、電子メール及び郵送による自記回答
 - (4)標本数：配布650、回収588、有効507 (有効回収率78%)

3.2 調査結果の概要

アンケート調査結果の主要な概要に関して、表3.1に示す。

表3.1 アンケート結果の概要

アイテム	カテゴリー	人数	割合
性別 (Q15-1)	男性	226	44.6%
	女性	254	50.1%
	回答なし	27	5.3%
年代 (Q15-2)	10代	119	24.9%
	20代	329	68.8%
	30代	18	3.8%
	40代	6	1.3%
	50代	3	0.6%
	60代	3	0.6%
居住地 (Q15-5)	関東	43	9.4%
	関西	293	63.8%
	四国	121	26.4%
	その他	2	0.4%
ゲーム機利用の有無 (Q1)	ゲーム機を持っている	281	55.4%
	ゲーム機をもっていない	226	44.6%

3.3 アンケート調査の単純集計分析結果

分析結果を、以下に順次述べる。

アンケート調査から得られた主要な質問項目における

(1) ゲームをプレイする頻度 (Q2)

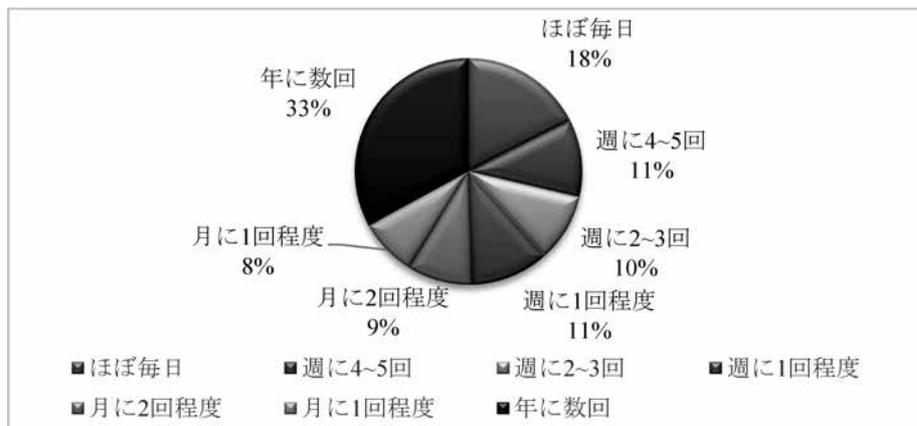


図3.1 ゲームをプレイする頻度

図3.1から分かるように、約半数の利用者は月に数回までのライトユーザーであるが、残りの半数は毎週ゲームを行っており、ほぼ毎日プレイしている人が約2割弱を占める。

(2) 保有するゲーム機メーカー (Q3)

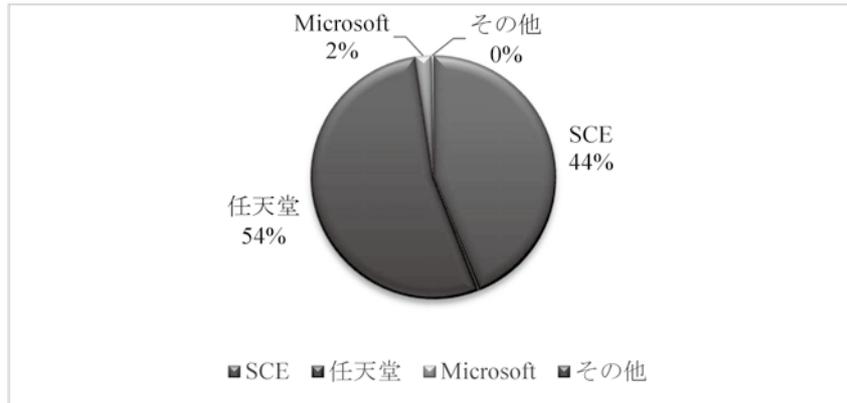


図3.2 保有するゲーム機メーカー

図3.2から分かるように、現在我が国において、ユーザーが保有するメーカーでは任天堂が約半数以上のシェア

を占め、続いてSCEが約4割以上を占めており、これらの2社で98%とほとんどを占めている。

(3) 保有するゲーム機の機種 (Q4)

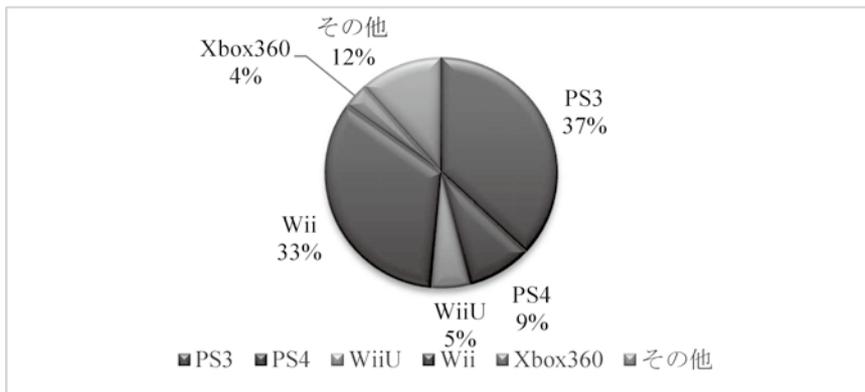


図3.3 保有するゲーム機の機種

図3.3から分かるように、現在我が国において、保有するゲーム機の種類では第1がPS3で約4割弱あり、続いてWiiが3割強となっており、これらを合わせると約7割

を占めており、その他に含まれるものも含め、PSとWiiの総合計では86%となり、これらの2機種で約9割を占めている。

(4) ゲーム機を購入する際重視する点 (Q5)

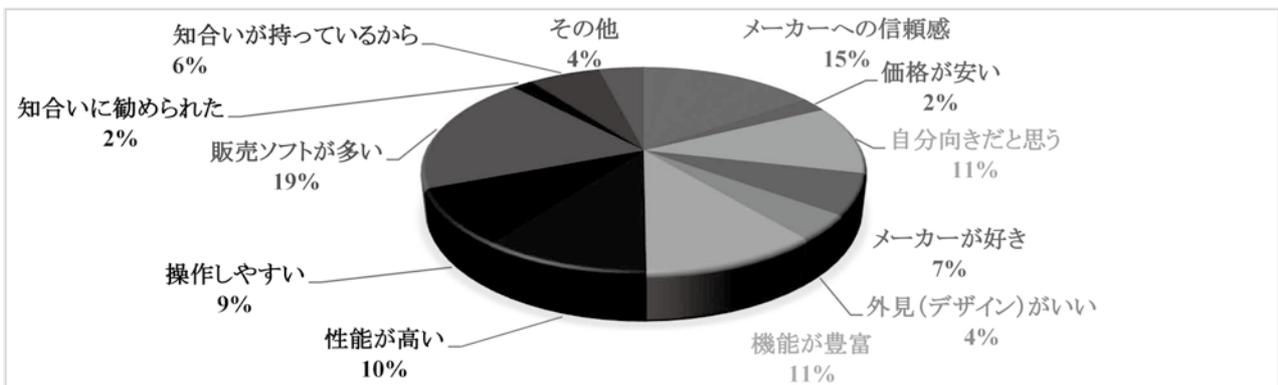


図3.4 ゲーム機購入時の重視点

図3.4に示すように利用者のゲーム機購入時における重視点では、まず第1に「販売ソフトが多い」が19%と最も多く、次いで「メーカーへの信頼度」が15%、「機能が豊富」「自分向きだと思う」が11%、「性能が高い」が10%、「操作がしやすい」が9%、「メーカーが好き」が7%、「知り合いが持っているから」が6%、「外見デザインが良いから」が4%と続いている。一方「価格が安い」は2%と、購入時には「価格」は、ほとんど重視

されていないことが分かる。

PS3の発売初期において、売上台数の不振の原因と思われた「価格問題」は、本質的な要因でなく、PS3販売初期のソフトの不足問題、同時期に任天堂の新製品Wiiに搭載された体感コントローラによるソフトの多様化こそが、PS3の初期における売上台数不振の原因だと考えられる。

(5) 最もよく利用するゲーム機 (Q6)

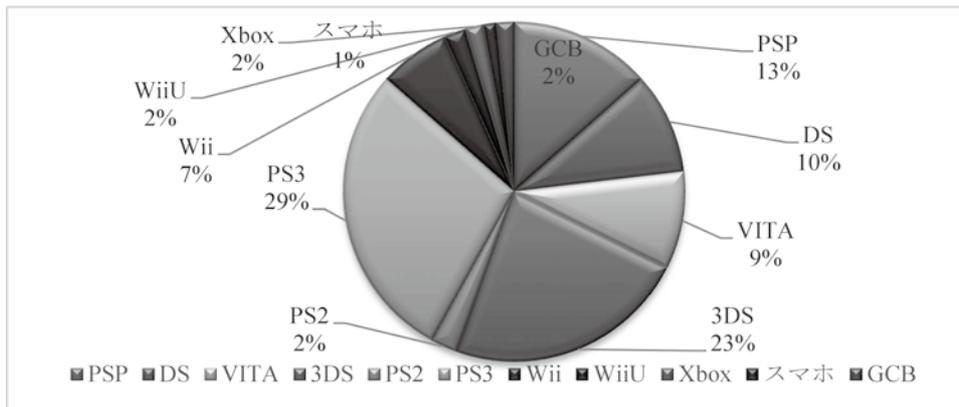


図3.5 最もよく利用するゲーム機

図3.5から分かるように、最もよく利用されているゲーム機は、第1に「PS3」で約3割、次いで「3DS」で2割強、「PSP」で1割強、「DS」で1割、「VITA」「Wii」で約1割弱となっており、これらの合計で約9割強を占めている。

一方、「スマホ」をゲーム機として最もよく利用するユーザーは、現時点では約1%と非常に少数であることが分かる。

(6) 最もよく利用するゲーム機の満足度 (Q7)

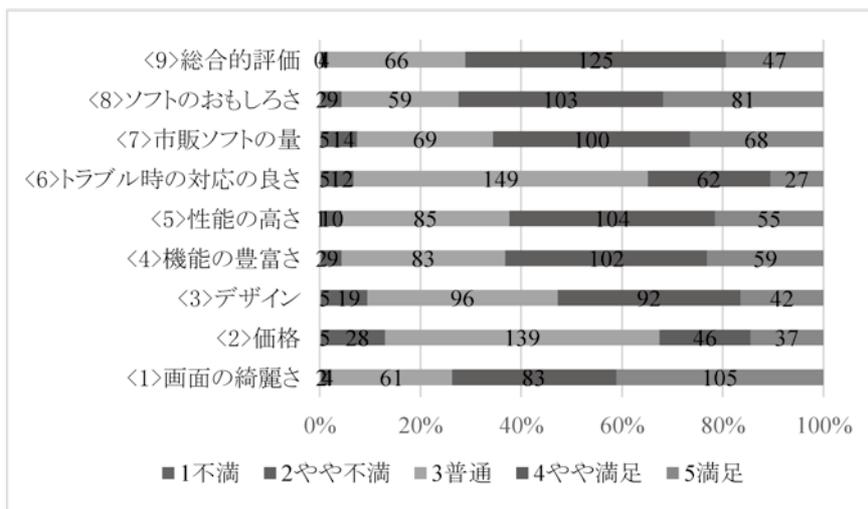


図3.6 最もよく利用するゲーム機の満足度

図3.6において、「満足」と「やや満足」を合わせて分析すると、「画面の綺麗さ」、「ソフトの面白さ」、「市販ソフトの量」、「機能の豊富さ」、「性能の高さ」等は6割以上の方が満足しており、「総合的評価」では7割以上の

人が満足していることが分かる。一方、「不満」と「やや不満」が高い項目では、第1に「価格」、第2に「デザイン」となっており、前者で約13%、後者で約9%の人が何らかの「不満感」を持っていることがわかる。

(7) 今後購入予定のゲーム機 (Q8)

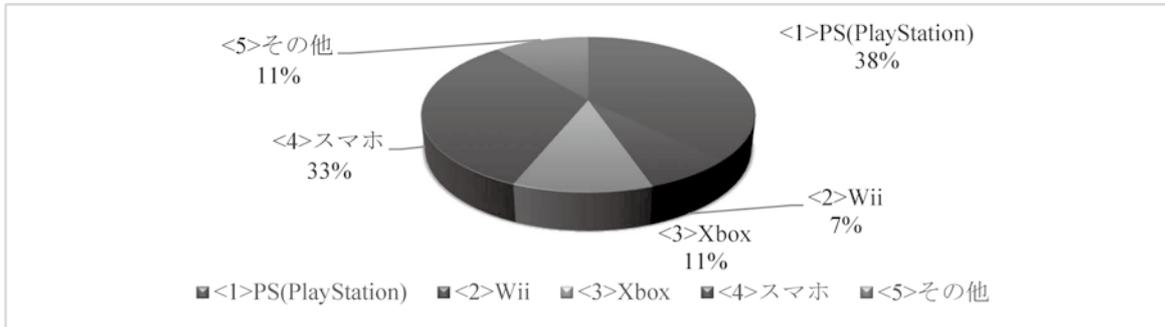


図3.7 購入予定のゲーム機

今後購入予定のゲーム機では、第1に「PlayStation」で約4割、第2に「スマホ」での代用で約3割となっており、他のメーカーより遥かに上回っている。PlayStationが注目されるのは、投入されたばかりのPS4が期待されているためと考えられる。一方、スマホが注目されるのは、近年スマホの性能向上と普及拡大によって、エンターテインメント機能とアプリケーションの多様化が進んだためであると考えられる。一般の携帯型ゲーム機と比較すると、スマホはゲーム機本体を購入する必要が無く、安

価なアプリをダウンロードするだけでどこでもゲームを楽しむことができるため、今後あらゆる年齢層の人に愛用される可能性がある。

Q6「最もよく利用するゲーム機」の項目で述べたように、ゲーム機ユーザーが現在最もよく利用しているスマホでのゲーム利用は、僅か1%のシェアしかないが、近年のスマホの普及拡大と性能の向上ならびにスマホ用ゲームソフトの充実等により、今後スマホによるゲーム利用が急激に拡大していくものと考えられる。

(8) 今後購入予定のゲーム機の理由 (Q9)

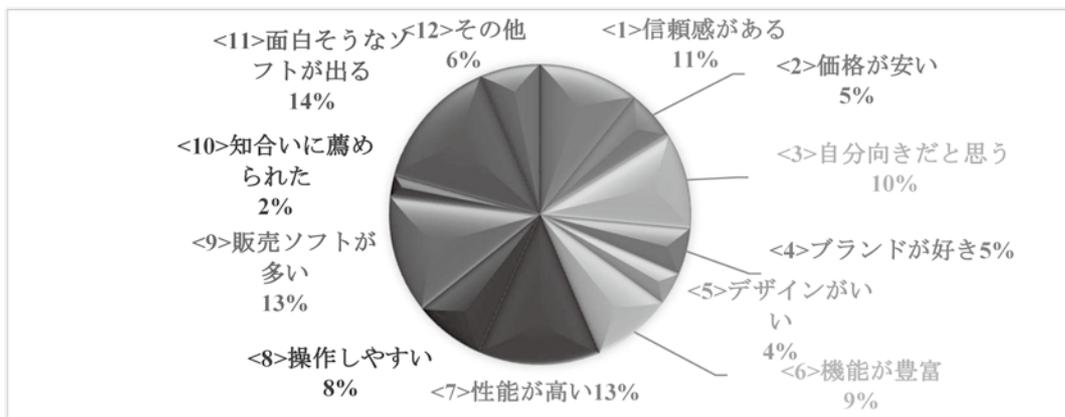


図3.8 購入予定のゲーム機の理由

図3.8に示すように今後購入予定のゲーム機の理由では、第1に「面白そうなソフトが出る」で14%、次いで「販売ソフトが多い」「性能が高い」で13%、「メーカーへの信頼度が高い」で11%、「自分向きだと思う」が10%、「機能が豊富」で9%、「操作しやすい」が8%、「ブランドが好き」、「価格が安い」で5%、「デザインが良い」が4%と続いている。

これらは、図2.4に示すゲーム機購入時の重視点とほ

ぼ同様の傾向を示しており、やはり「ソフトの豊富さ」や「性能の高さ」等のコンテンツの内容が重視されていることが分かる。一方「価格が安い」は、5%とほとんど重視されていないことが分かる。したがって、ゲーム機メーカーは、このようなソフトコンテンツの充実に関して、スマホゲームとの競争優位を確立することが不可欠な成功要因となる。

(9) ゲームに対するイメージ (Q10)

ゲームに対するイメージをグラフ化したものを、図3.9に示す。

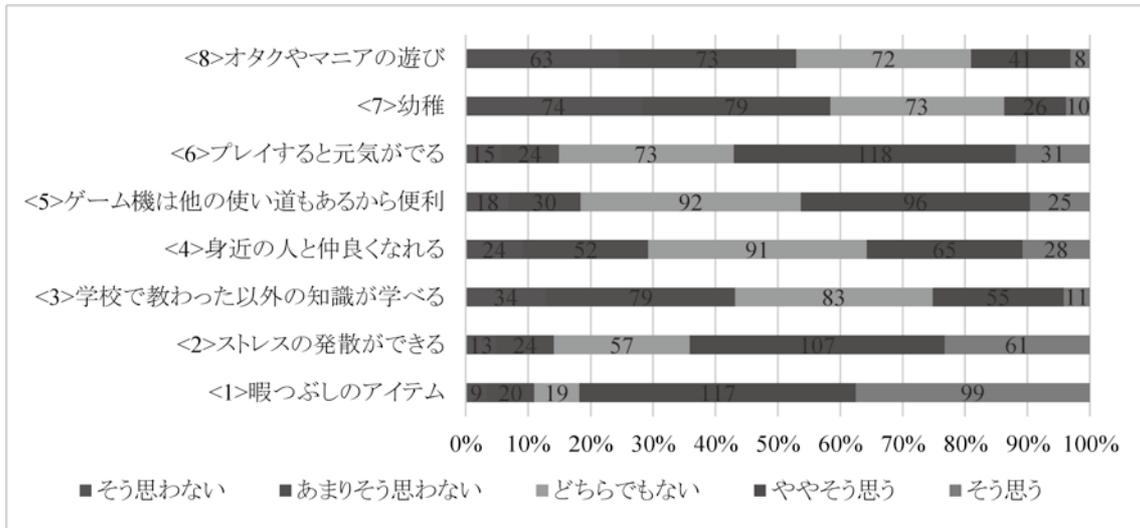


図3.9 ゲームに対するイメージ

図3.9から分かるように、ゲームに対するイメージでは、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて考察すると、第1に「暇つぶしのアイテム」、第2に「ストレスの発散」、第3に「プレイすると元気がでる」となっており、精神

的効用が大きいものと考えられる。このため、ゲーム機メーカーも、ゲーム機に搭載する機能として、精神的効用を高めるための多様なコンテンツや効果的な仕組みを追求していく必要があるものと思われる。

(10) ゲームをする場所 (Q11)

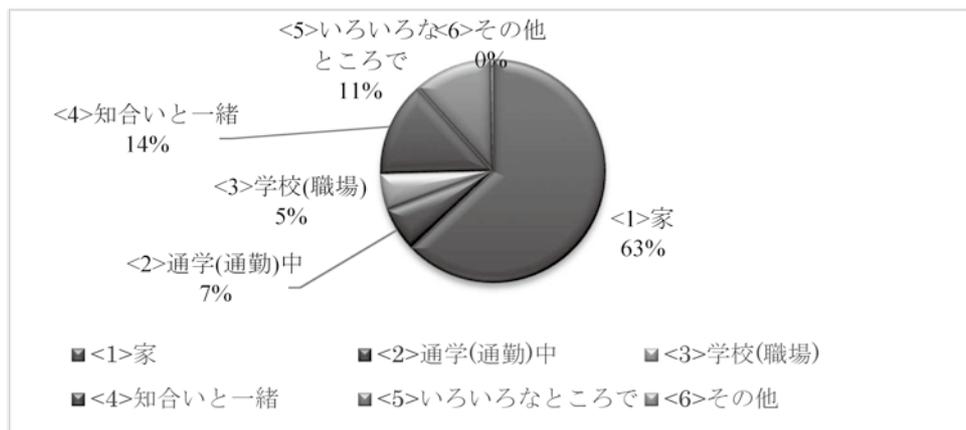


図3.10 ゲームをする場所

ゲームをする場所に関しては、約2/3が「自宅」となっており、大部分の利用者は「自分の家」でゲームを楽しんでいることが分かる。二番目に、「知り合いと一緒にの場所で」が14%、三番目が「いろいろなところで」が

11%、四番目が「通学（通勤）中」で7%となっている。スマホとの競争優位のためにも、今後は自宅以外でも楽しめる手軽な携帯型ゲーム機の開発と利用者のニーズに応える搭載ゲームソフトの普及が求められる。

(11) ゲーム機を持たない理由 (Q12)

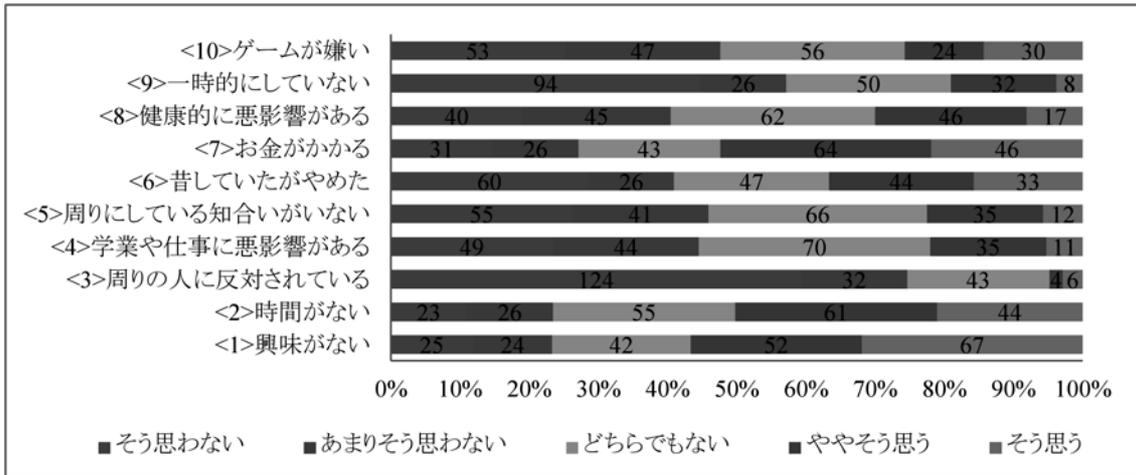


図3.11 ゲーム機を持たない理由

図3.11から、ゲーム機を持たない理由で、最も多いものは、ゲームに対して「興味がない」であり、「お金がかかる」と「時間がない」が続いている。このため、殆

どの人が保有しているスマホのようにハード機器を購入することなく、手軽にいつでもできるゲームは、入門の際に大きな優位性を有するものと考えられる。

(12) ゲーム機メーカーに望むこと (Q13)

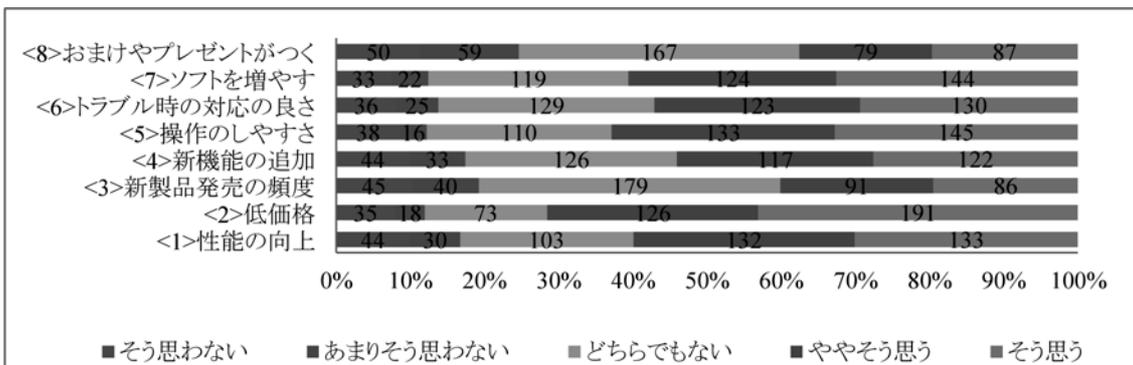


図3.12 メーカーへの要望

図3.12から、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて考察すると、メーカーへの要望で最も多いのは、製品の「低価格化」であり、次は「操作のしやすさ」、「ソフトを増やす」と続いている。購入時には「価格」を殆ど重視しないが、購入後の消費者は製品価格にも関心が強まる。購入時は製品に引かれる衝動購買が多いが、製

品購入後冷静に他メーカーと比較する。その結果、各メーカーの価格競争が激しい現在、「もっと安くならないか」という意識を、消費者が持っているものと考えられる。

ここで、消費者の購買モデルに関して考察を加える。まず、図3.13においてコトラー&ケラーの提唱する消費者の購買プロセスモデルを示す。



図3.13 消費者購買プロセスの5段階モデル

(参考：コトラー&ケラーのマーケティング・マネジメント (第12版), 平成26年4月, P.239)

ここで、Q5「ゲーム機を購入する際重視する点」とQ13「今後のゲーム機メーカーに望むこと」を比較することにより、消費者のゲーム機を購入する心理プロセスを分析することができる。すなわち、このプロセスを考察すると、下記のように考えることができる。

まず、楽しめるゲーム機を購入したいと発意する（問題認識）。次は、様々なゲーム機に関する情報を収集し、今後の望む理由や仕様を再認識する（情報探索）。その後、個別具体的なゲーム機を購入する理由を明らかにして、いくつかの代替案を評価する（代替製品の評価）。その後具体的なゲーム機を決定し、購入する（購買決定）。最後は、購入したゲーム機の評価を行い、今後のゲーム機の購入を目指すことになる（購買後の行動）。

ここで、注目すべきはQ5「ゲーム機を購入する際重視する点」とQ13「今後のゲーム機メーカーに望むこと」の評価のレベルが異なっていることである。すなわち、Q5「ゲーム機を購入する際重視する点」では、「代替品を選定」した上での評価項目で判断し回答している。一方、Q13「今後のゲーム機メーカーに望むこと」の項目では、代替製品の選定概念以前の「情報探索」レベルの項目で判断しているため、「低価格化、操作性、ソフト

の数」といった基本的要件も含めて評価していることが分かる。

アンケート調査においては、このような事例がしばしば発生するため、アンケート結果の解釈においては、被験者が購買プロセスのどのレベルで回答しているのかを常に認識しておかなければ、正確な解釈が困難となる。

4. ノンパラメトリック仮説検定

Q13「ゲームメーカーに望むこと」に関して、それぞれの項目毎にQ1「ゲーム機保有の有無」Q2「プレイ頻度」といった利用の態容、ならびにQ15-1「性別」Q15-2「年代」といった被験者属性とのクロス集計を行い、それぞれのケースに関して、表4.1のように仮説検定を行い、有意確率を算定した。

表4.1において有意水準5%で母集団が同じという帰無仮説が棄却されたケースを網掛けで示した。なお、「ゲーム機に望むこと」は順序尺度、「プレイ頻度」は比例尺度、「年代」は順序尺度であるため、ここではKruskal Wallisによる仮説検定を行った。以下に、個別のケースごとに考察を加える。

表4.1 Q13「ゲームメーカーに望むこと」の仮説検定

	性能向上	低価格化	新製品発売頻度	新機能追加	操作の容易性	トラブル時の対応の良さ	ソフトの増加	おまけやプレゼントの付与
ゲーム機保有の有無	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
プレイ頻度	0.000	0.151	0.017	0.014	0.001	0.065	0.006	0.097
性別	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.279
年代	0.326	0.308	0.267	0.036	0.661	0.239	0.099	0.019

4.1 ゲーム機保有の有無による評価の違い

各ケースの図の右側の凡例における数字の意味は次のとおりである。

- 1：そう思わない
- 2：あまりそう思わない
- 3：どちらでもない
- 4：ややそう思う
- 5：大変そう思う

(1) ゲーム機保有と性能向上要望

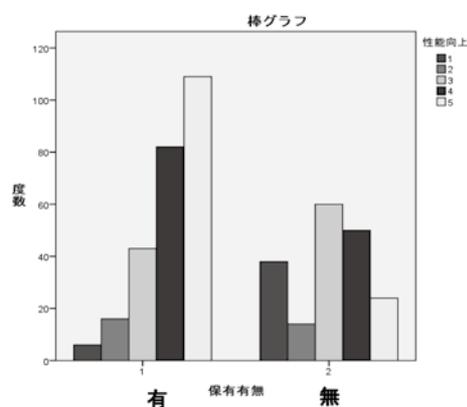


図 4.1 ゲーム機保有と性能向上

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機の性能向上を強く望む人が多い。

(2) ゲーム機保有と低価格化要望

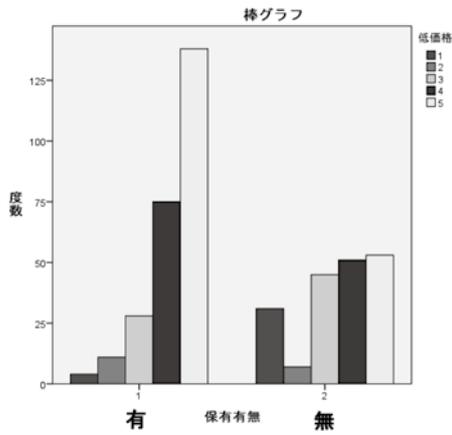


図 4.2 ゲーム機保有と低価格化

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機の低価格化を強く望む人が多い。

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機の機能追加を強く望む人が多い。

(5) ゲーム機保有と操作性向上要望

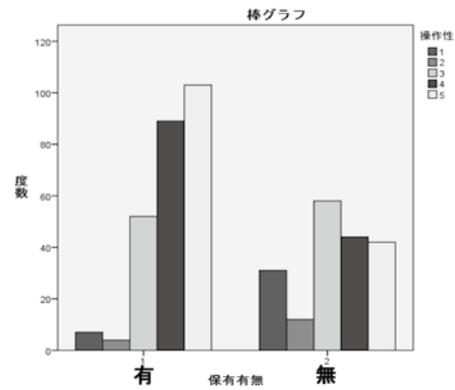


図 4.5 ゲーム機保有と操作性

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機の操作性向上を強く望む人が多い。

(3) ゲーム機保有と新製品発売頻度向上要望

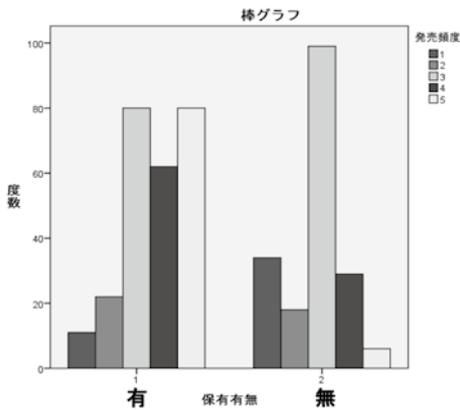


図 4.3 ゲーム機保有と新製品発売頻度

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機の新製品発売頻度の向上を強く望む人が多い。

(6) ゲーム機保有とトラブル時対応サービス向上要望

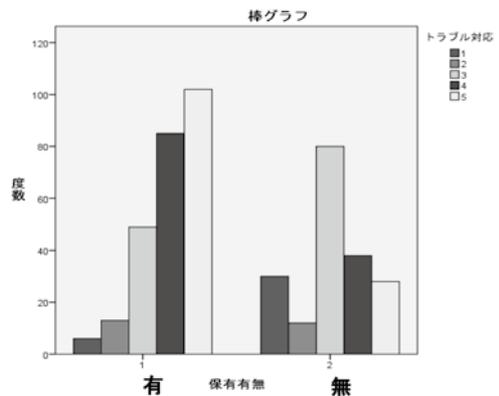


図 4.6 ゲーム機保有とトラブル時対応

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機のトラブル対応サービスの向上を強く望む人が多い。

(4) ゲーム機保有と新機能追加要望

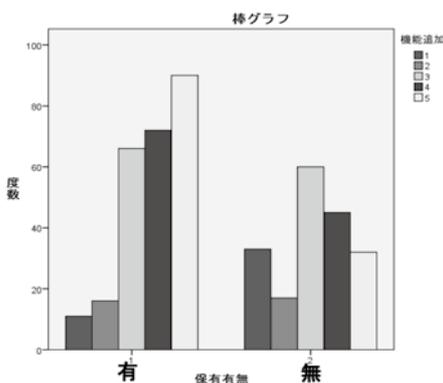


図 4.4 ゲーム機保有と新機能追加

(7) ゲーム機保有とソフト増要望

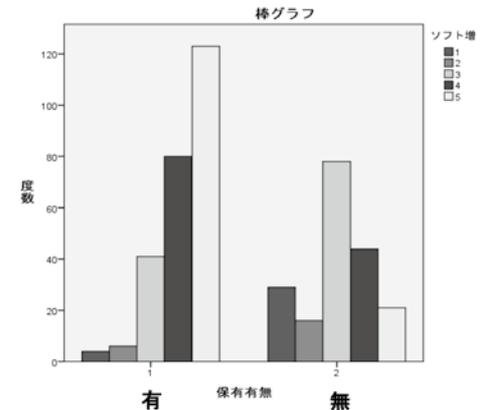


図 4.7 ゲーム機保有とソフト増

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機のソフト数の増加を強く望む人が多い。

(8) ゲーム機保有とおまけやプレゼント等の付加要望

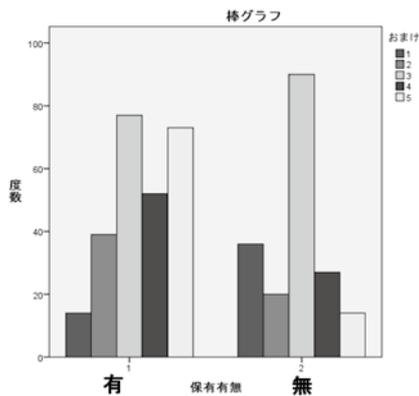


図 4.8 ゲーム機保有とおまけやプレゼント

ゲーム機を保有している人は、ゲーム機のおまけやプレゼント等の付加サービスの向上を強く望む人が多い。

このように、ゲーム機を保有している人は、今後ともあらゆる機能や仕様の向上を強く望む人が多いことが分かる。3.2の(6) Q7「ゲーム機の満足度」で述べたように、現状のゲーム機で約7割の人が満足しているものの、ゲーム機のユーザーは、更なる満足度向上を望んでいることが分かる。

4.2 プレイ頻度による評価の違い

(1) プレイ頻度と性能向上要望

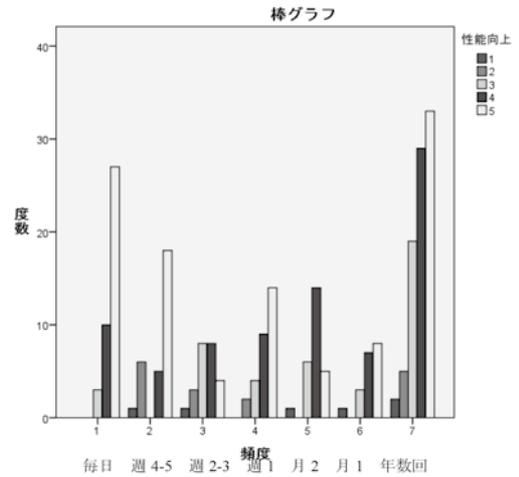


図 4.9 プレイ頻度と性能向上

プレイ頻度の高い人は、ゲーム機の性能向上を強く望む人が多い。

(2) プレイ頻度と新製品発売頻度向上要望

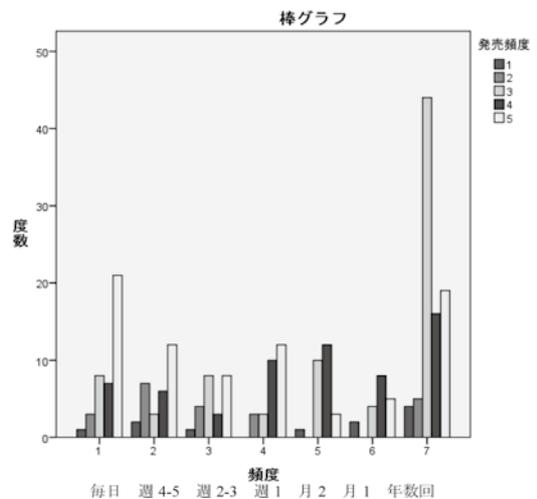


図 4.10 プレイ頻度と新製品発売頻度

プレイ頻度の高い人は、新製品の発売頻度向上を強く望む人が多い。

(3) プレイ頻度と新機能追加要望

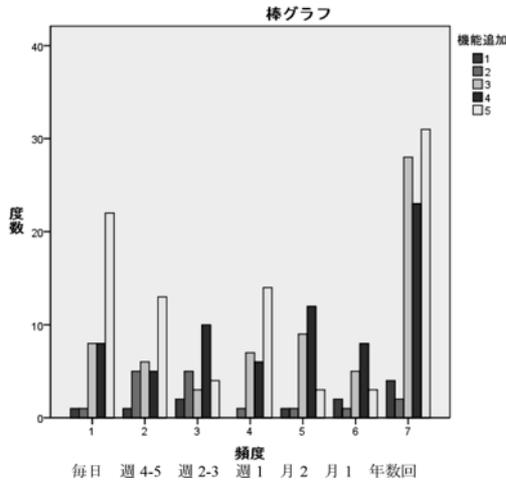


図 4.11 プレイ頻度と新機能追加要望

プレイ頻度が「ほぼ毎日」「週に 4-5 回」と非常に高い人は、新機能の追加要望を強く望む人が多い。

(4) プレイ頻度と操作性向上要望

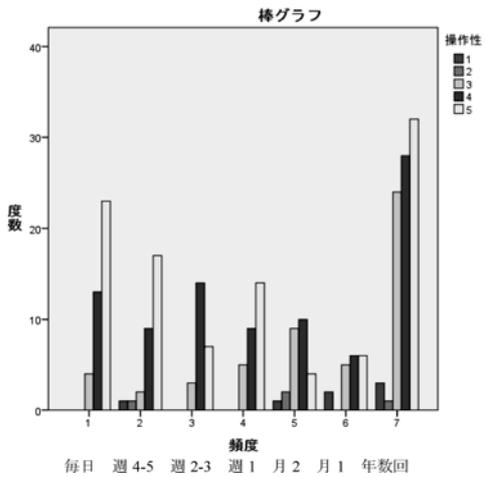


図 4.12 プレイ頻度と操作性

プレイ頻度の非常に高い人は、非常にゲーム機の操作性向上を強く望む人が多い。

(5) プレイ頻度とソフト増要望

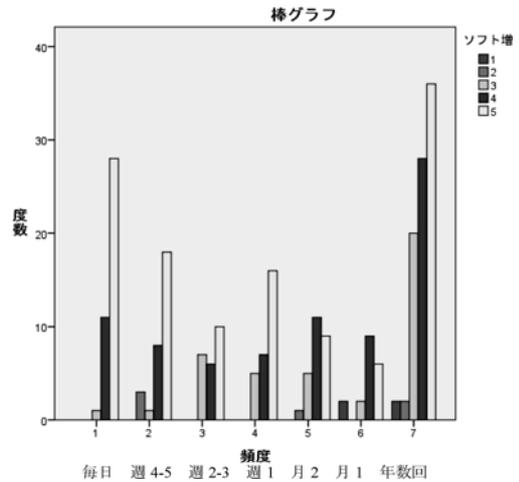


図 4.13 プレイ頻度とソフト増

プレイ頻度の高い人は、ゲーム機のソフト増を強く望む人が多い。

このように、ゲームのプレイ頻度の高い人は「性能向上」「新製品の発売頻度」「新機能追加」「操作の容易性」「ソフトの増加」といった多くの要因の向上を望んでいる人が多いことが分かる。

4.3 性別による評価の違い

(1) 性別と性能向上要望

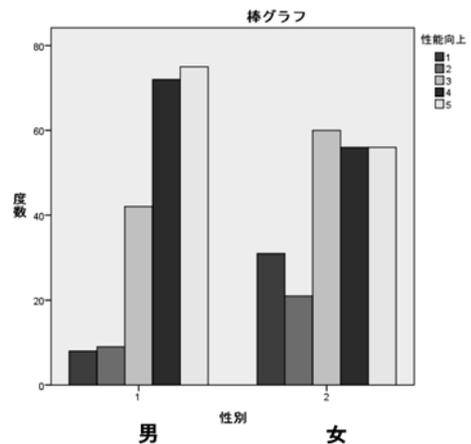


図 4.14 性別と性能向上

男性は、女性に比べゲーム機の性能向上を強く望む人が多い。

(2) 性別と低価格化要望

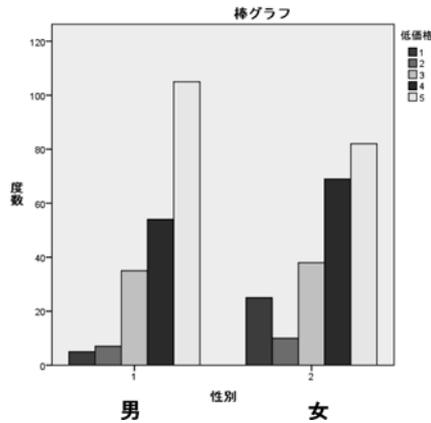


図 4.15 性別と低価格化

男性は、女性に比べゲーム機の低価格化を望む人が多い。

(3) 性別と新製品発売頻度向上要望

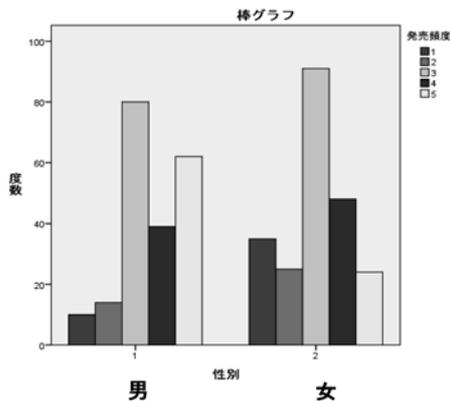


図 4.16 性別と新製品発売頻度

男性は、女性に比べゲーム機の新製品発売頻度の向上を強く望む人が多い。

(4) 性別と新機能追加要望

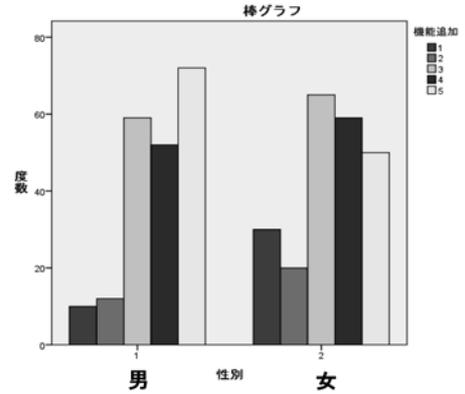


図 4.17 性別と新機能追加

男性は、女性に比べゲーム機の新機能追加を強く望む人が多い。

(5) 性別と操作性向上要望

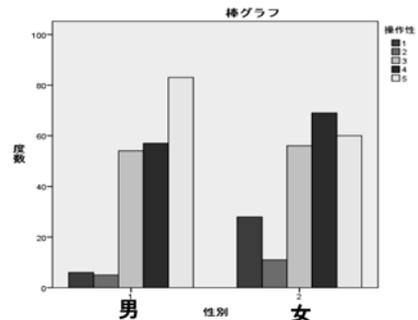


図 4.18 性別と操作性

男性は、女性に比べゲーム機の操作性向上を強く望む人が多い。

(6) 性別とトラブル対応サービス向上要望

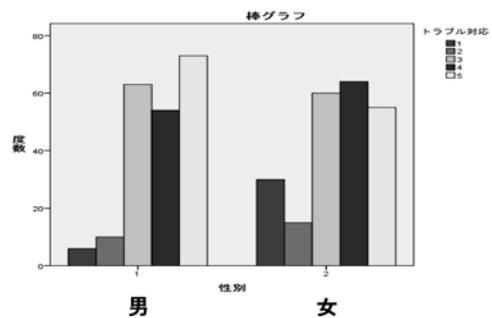


図 4.19 性別とトラブル対応

男性は、女性に比べトラブル対応サービスの向上を強く望む人が多い。

(7) 性別とソフト増要望

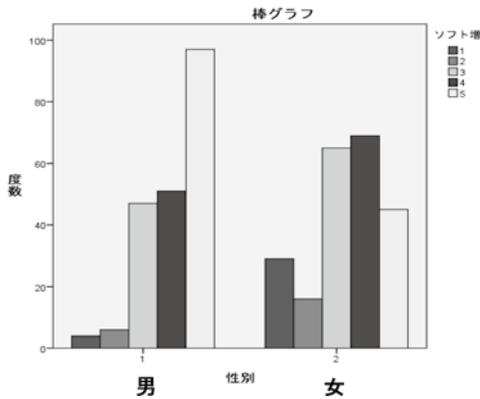


図 4.20 性別とソフト増

男性は、ゲーム機のソフト増を強く望む人が多い。

以上のように、男性は女性に比べて各種の機能強化、新製品開発、操作性向上、トラブル対応、ソフトの増加、低価格化等多くのニーズが高いことが分かる。

4.4 年代による評価の違い

(1) 年代と新機能追加要望

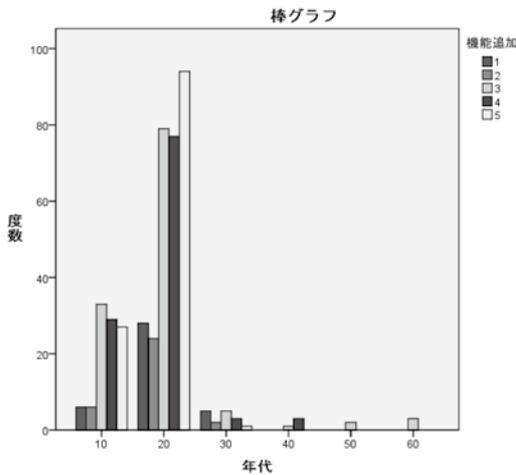


図 4.21 年代と新機能追加要望

10代、20代の人、ゲーム機の新機能追加要望を強く望む人が多い。

(2) 年代とおまけやプレゼント追加要望

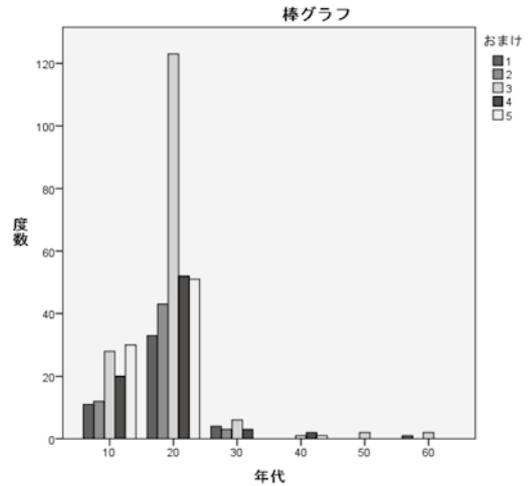


図 4.22 年代とおまけやプレゼント

10代、20代の若者は、ゲーム機のおまけやプレゼントを強く望む人が多いことが分かる。

以上のように10代、20代の若者は、「新機能の追加」の向上、「おまけやプレゼントの追加」等の付加価値サービスを積極的に求める人が多いことが分かる。

4.5 仮説検定に関する総合的考察

以上のような考察結果を総合的に判断すると、表 4.1、ならびに、図 4.1 ~ 図 4.22 から分かるように、今後のゲーム機に望む項目に関しては、「ゲーム機の保有の有無」や「性別」によって大きな違いがあるということが判明した。また、「年代」によって「新機能の追加」や「おまけやプレゼントの付与」といった項目で評価の違いがあることが分かった。さらに、「プレイ頻度」によって「性能向上」「新製品発売頻度」「新機能追加」「操作の容易性」「ソフトの増加」といった項目に関して評価の違いがあることが分かった。

このため、今後ゲーム機メーカーは、「性別」や「年代」といったデモグラフィック要因の違いによって製品やサービスに求められるニーズが異なることを十分に認識していく必要がある。さらに、「ゲーム機保有の有無」によっても今後のゲーム機に対して求めるニーズが大きく異なっているため、新規顧客開拓に際しては、既存のユーザーと異なる機能が求められていることが分かる。また、「プレイ頻度」によって、性能や機能向上、操作性等に対する要望が異なるため、ヘビーユーザーかライトユーザーかによって、今後の商品開発の方向性をきめ細かく対応させていくことが必要となる。

このように、ゲーム機メーカーは提供するゲーム機やソフトに関してきめ細かな市場調査を行い、ターゲットとする顧客の多様なニーズに細かく応えていく必要がある

る。さらに、「プレイ頻度」といったユーザーのゲーム機の利用状況によって、今後のゲーム機に対する要望が異なるため、それぞれの利用状況によるニーズに合致した品揃えや細かい製品仕様を対応させていかなければならない。

5. テキストマイニングによる分析

本研究では、単純集計や仮説検定等の基礎統計による分析結果を踏まえつつ、テキストマイニングにより、各アイテム間の関連性を体系的に分析した。その際の方法としては、Key Graphを用いて各アイテム・カテゴリ間の評価構造を総合的に可視化する分析を行った。Key Graphは、従来のテキスト・マイニングツールでは困難であった文章構成のキーワードの抽出が行える手法である。すなわち、単語の「出現頻度」と「共起関係」を基にグラフを生成し、可視化してキーワードを抽出するための解析手法である。また、単語の頻度集計だけでは得られない新たな仮説や知見を見つけ出すこと、テキストデータの文脈をノードとリンクによるネットワーク図で可視化することが可能である。さらに、共起関係の計算式を変えたり、ノードとリンクの総数を調整してグラフを詳細化したり、抽象度を高めたり、総合的な評価構造の把握と知見抽出の分析作業を容易に行うことも可能で

ある。

今回の分析で使用した共起指標は、関連性の強い言葉をクラスター化し、クラスターとクラスターを結びつけるキーワードを探索するアルゴリズムである。この性質により、仮に低頻度の単語であっても重要な単語であれば抽出されることが期待できる。共起計算に関しては、「共起確率」を用いて各アイテム・カテゴリ間の共起関係を分析した。

5.1 「今後のゲーム機に望むこと」に関する総合的分析

(1) 「プレイ頻度」「今後の望み」「性別」の分析

ここでは、仮説検定で母集団の評価に有意差のあった項目であるQ2「プレイ頻度」、Q15-1「性別」とQ13「今後のゲーム機に望むこと」に関して、総合的な関連性を可視化するため、これらの項目をあわせて分析した。

図5.1から分かるように、1つの大きなクラスターが形成されており、「男性」は「性能向上を望む」「ソフト増を望む」「低価格化を望む」「操作性向上を望む」との共起度が高い。一方「女性」は、「低価格化を望む」との共起度がやや高い。また、「今後のゲーム機に望むこと」に関しては、それぞれの項目間で、お互いに共起度が高いことが分かる。

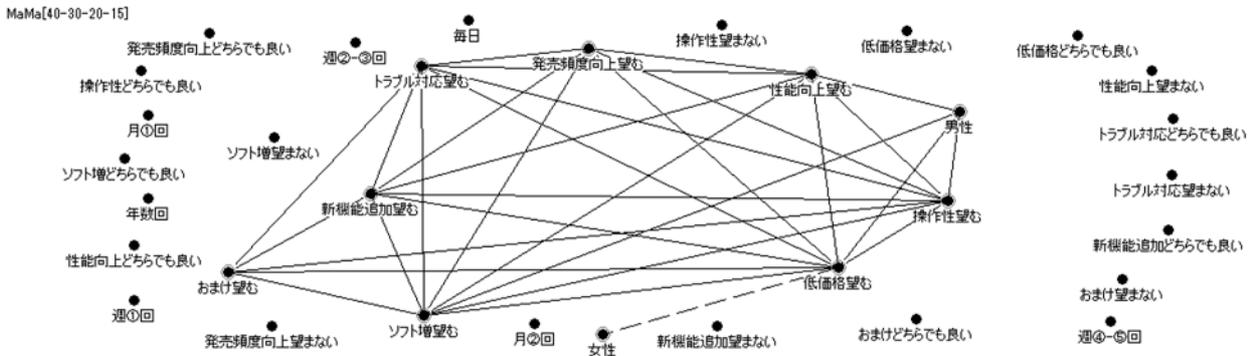


図5.1 「プレイ頻度」「今後のゲーム機に望むこと」「性別」に関する評価の総合的関連性

(2) 「保有」「プレイ頻度」「主なプレイ場所」「今後の望み」「性別」「年代」

ここでは、Q13「今後のゲーム機に望むこと」と仮説検定で評価に有意差のあったQ1「ゲーム機保有の有無」、Q2「プレイ頻度」、Q11「主なプレイ場所」Q15-1「性別」Q15-2「年代」の項目をあわせて分析した。図5.2から分かるように、1つの大きなクラスターが形成されており、「20代」の若い人は「性能向上を望む」「ソフト増を望む」「低価格化を望む」「操作性向上を望む」そして「ゲーム機を保有」しているとの共起度が高い。一方「10代」は、「色々な所でゲームをする」との共起度がやや高い。「30代」は、「月1回程度のプレイ頻度」と共起度がやや高く、プレイ頻度が低いことが分かる。

「50代」は、「ゲーム機非保有」、「新機能追加はどちらでも良い」、「60代」は「新機能追加はどちらでも良い」、「低価格化はどちらでも良い」と比較的共起度が高い。このように中高年者は、「新機能追加」や「低価格化」はあまり求めていないことが分かる。

「ゲーム機保有者」は、「20代」、「家でプレイする」、「トラブル対応望む」、「性能向上望む」、「操作性向上望む」、「低価格化望む」、「ソフト増望む」との共起度がやや高く、今後のゲーム機に望むことに関する各要因は、それぞれお互いに共起度が高く、「性能向上を望む」、「低価格化望む」、「新機能追加望む」、「操作性向上望む」、「トラブル対応サービスを望む」、「ソフト増を望む」といった項目はそれぞれお互いに共起度が高いことが分かる。

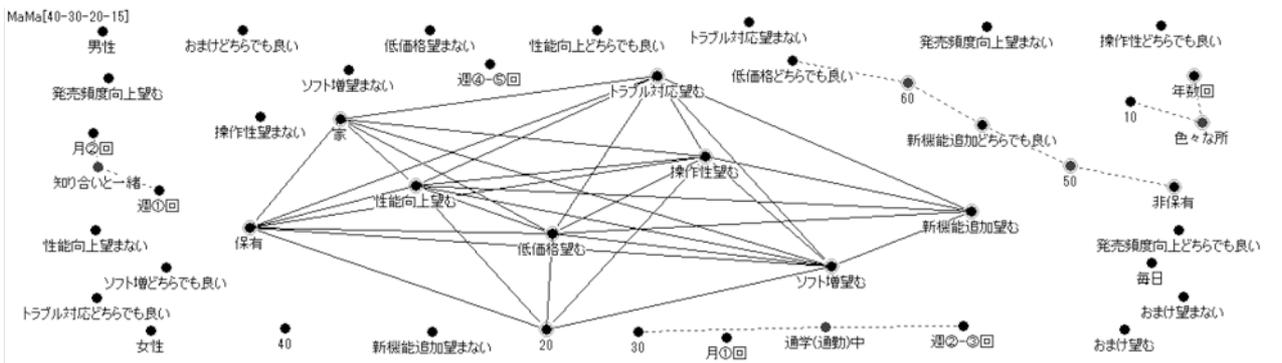


図5.2 「保有」「プレイ頻度」「ゲームをする場所」「今後のゲーム機に望むこと」「性別」「年代」に関する評価の総合的関連性①

(3) 「保有」「プレイ頻度」「今後の望み」「ゲームをする主な場所」「性別」「年代」

ここでは、より大局的な関連性を見るため、Q13「今後のゲーム機に望むこと」と仮説検定で評価に有意差のあったQ1「ゲーム機保有の有無」、Q2「プレイ頻度」、

Q11「ゲームをする主な場所」、Q15-1「性別」、Q15-2「年代」の項目をあわせて分析した。本ケースでは、ノードやリンクの数を簡素化して、より全体構造の可視化が容易に出来るように努めた。

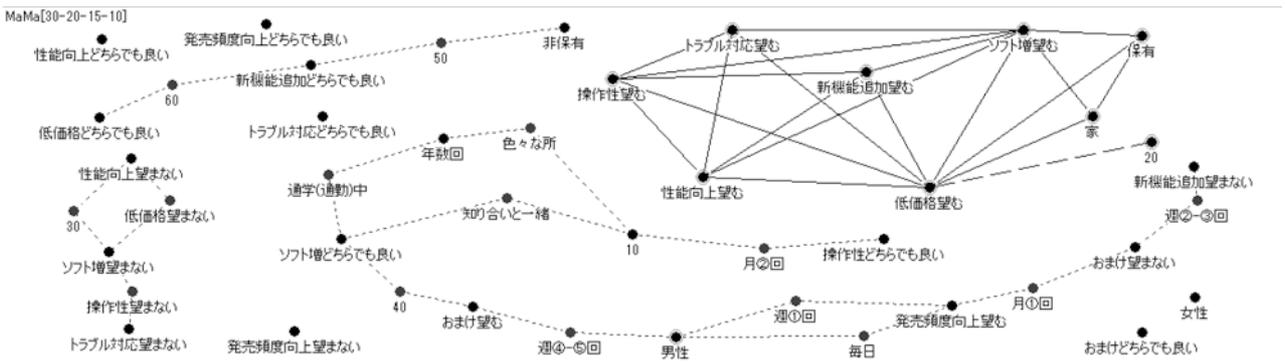


図5.3 「保有」「プレイ頻度」「ゲームをする場所」「今後のゲーム機に望むこと」「性別」「年代」に関する評価の総合的関連性②

図5.3からは、結びつきの強い1つの明確なクラスター、そして、やや結びつきの強い2つのクラスターが識別できた。明確なクラスターから「ゲーム機を保有している」という言葉は、「ソフト増を望む」、「低価格を望む」、「家でプレイする」という言葉との共起度が高い。さらに、「ソフト増を望む」、「低価格を望む」といった要望事項はそれぞれ他の要望事項である「トラブル対応望む」、「操作性向上望む」、「性能向上望む」、「新機能追加望む」といった言葉と相互の共起度が高くなっている。また「低価格を望む」という言葉は「20代」の人との共起度がやや高い。ゲーム機ユーザーは、多くの機能強化を求め、その中で若いユーザーは低価格化を求めていることが分かった。さらに、「家でプレイする」という言葉は「ゲーム機を保有している」、「ソフト増を望む」、「低価格を望む」という言葉との共起度が高い。

次に大きなやや結びつきの強いクラスターでは、「男

性」はプレイ頻度として「毎日」、「週4-5回」、「週1回」といった言葉との共起度が比較的高く、ヘビーユーザーが多いことが分かる。また、「10代」は「色々なところでプレイする」、「知り合いと一緒にプレイする」、「月2回程度プレイする」という言葉との共起度が比較的高く、ミドルユーザーで仲間と一緒にプレイする人が多いということが分かった。一方、「40代」は、「ソフト増はどちらでも良い」、「おまけを望む」という言葉との共起度がやや高く、付加価値を重視し、若者とは考え方が異なることが分かった。

これらを総合的に勘案してみると、「今後のゲーム機に望むこと」に関しては、年代、性別やプレイ頻度の違いによって考え方が異なることが分かる。これは、表4.1の仮説検定結果ならびに図4.1～図4.22に示した考察の通りである。このため、ゲーム機メーカーは標的顧客のニーズを適切に把握し、ニーズに合致した製品やサービ

スを細やかに提供していくことが求められる。

6. ゲーム機メーカーの課題と今後採用すべき経営戦略

以上述べたような分析を通して、ゲーム機メーカーの主要成功要因（CSF：Critical Success Factors）は、次のような課題の認識と具体的な対応策の効果的な推進であると考えられる。

6.1 スマホを活用した顧客育成システムの確立

スマホは、アプリさえダウンロードすれば、ハードの機器なしで直ちにゲームを楽しむことができる。更に、その携帯性から何時でも安価なゲームを楽しめるといったキラーコンテンツを有している。このため、ゲーム機メーカーも、今後はスマホのユーザーを取り込む仕組み作りが求められる。すなわち、既存のソフト資産等を活用して、スマホでも利用できる入門ゲームソフトの開発等を推進していく必要がある。

たとえば、ゲーム機メーカーが保有する既存のゲームソフトやコンテンツ等をスマホ用に簡素化した入門ソフトとして提供し、従来ゲームに興味のなかった女性や中・高齢者をゲームファンに育成していくことが考えられる。そして、より高度で臨場感溢れる精緻な映像を求める利用者をゲーム専用機に誘導し、ロイヤルカスタマー化を図っていくという「顧客育成システム」の確立が必要となる。このように、ターゲットを絞り、製品のポジショニングを明確化した顧客育成戦略が求められる。

事実、任天堂は2015年3月にDeNAと資本提携し、スマホゲームへの参入を決定し、2016年には、新たな会員登録サービスとして、スマホ向けゲームを日本や米国など16カ国において無料配信サービスとして開始した。そして、2016年7月にはAR（augmented reality：拡張現実）を利用したスマホ向けゲーム「ポケモンGO」の配信を開始し、米国をはじめ世界中で非常に人気を集めている。株式市場では、業績拡大への期待が膨らみ株価もストップ高となり、配信後2週間で株価が2倍になるなど、株価の急上昇が続いており、時価総額は1兆5,000億円以上も膨れ上がった。今後、任天堂の人気キャラクターをスマホゲームで活かすビジネスモデルの展開に期待が持てる。また、2017年3月に次世代ゲーム機「Nintendo Switch」を発売する予定であり、ソニーのPS4に対する競争優位が達成できるかが、今後の課題となる。

一方SCEはソニーの販売するスマホであるエクスペリアを媒体としてゲーム利用者を増やし、さらに、VR（Virtual Reality：仮想現実）技術を活用したヘッドマウントディスプレイ（HMD：Head Mount Display、頭部

装着ディスプレイ、ウェアラブルコンピュータの1つで、スマートグラスとも呼ばれる）を販売し、PS4との連携を強化していく方向性を目指している。

6.2 成長戦略

(1) 海外市場開拓の推進強化

グローバルな海外市場開拓戦略として、近年ゲーム機の販売解禁になり市場が急拡大している中国や東南アジア諸国、さらには南米など新たな市場開拓戦略の策定と効果的な推進が求められる。

その際、各国の文化や習慣等を十分考慮し、当該国の若者のニーズに合致したゲーム内容やハード機の性能・価格水準等に関して、柔軟に対応していく必要がある。

たとえば、わが国の誇る人気のアニメやコミックとのコラボ作品を投入することなども考えられる。

(2) 資産の有効活用

これまで蓄積してきたソフト資産のマルチユースとして、あらゆるエンタテインメント業界との連携による成長戦略が求められている。すなわち、ゲーム機メーカーが保有する既存の膨大なゲームソフト資産等を活用し、テーマパークや映画、その他のエンタテインメント事業との提携やブランド拡張による各種アイテム商品の開発等により、多様な成長戦略を推進していく必要がある。多くの保有するコンテンツソフトをゲーム機だけでなく異業種にも広く拡大提供し、多様なソーシャルメディアも活用した新しい総合的なゲームエンタテインメントのビジネスモデルの構築とグローバルな推進が求められている。事実、任天堂は、USJ（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）と提携して「マリオ」をはじめとする人気キャラクターを多数登場させるアミューズメントエリアを2020年までに開設することを発表している。

6.3 スマホとの差別化戦略

(1) 性能向上

スマホとの差別化に関しては、映像の綺麗さ、音声の品質向上、3D機能等による臨場感、そしてストーリー性の高度化、さらに大画面での4K・8Kといった高精細テレビでの利用といった差別化を図ることが必要と考えられる。すなわち、ゲームのライトユーザーをヘビーユーザーに移行して貰えるようなユーザーニーズを踏まえたハード・ソフトの性能向上を推進していくことが考えられる。

また、PS4等ではVRを体験できる高性能ヘッドマウントディスプレイが開発されており、スマホでは不可能な、高度なバーチャルリアリティが体験できる装置やソフト開発が求められる。

ソニー・インタラクティブエンタテインメント（SIE）

は2016年10月に「プレイステーション (PS) VR」を発売した。日経新聞 (2016年7月8日朝刊) によると、世界で4,000万台以上普及しているゲーム機「PS4」の顧客基盤を活用して遊べる手軽さが強みで、PS4とPSVRに専用カメラを合わせてもコストは10万円以下となり、VRの競合他社である台湾HTC、米オキュラス (Oculus) に比較して価格優位性が極めて高い。HTCのヴァイブ (Vive) とオキュラスのリフト (Rift) は、処理能力が高いパソコンが必要で、合計20万円以上のコストがかかる点、また、わが国の住宅では室内で歩き回るためのスペースが狭く、ヴァイブの特徴が活かしにくい点が欠点であると指摘されている。

VR市場は、2020年には7兆円を超えるとの試算もあり、SIEにとって今後機器だけでなく、幅広いコンテンツを充実させられるかどうか競争優位に立って成功を収める分かれ目になるものと考えられる。VRは、ゲーム分野だけでなく、将来的には医療、教育、各種産業分野などゲーム以外での活用も大いに期待されている。2014年にfacebookがオキュラスを買収して以降、多くの企業がVR分野に参入し、ハードウェアとコンテンツ配信のプラットフォームにはソニー、Google、サムスン電子等大手企業も多く参入しており、今後の市場拡大が期待されている。2016年はVR元年といわれており、SIEとしては、今後の急激な市場拡大にうまく乗れるかどうか、重要な課題となる。

(2) コンテンツの多機能化

既に、任天堂DS等のソフトにも組み込まれている「教育」、「趣味」、「教養」、「娯楽」等の多様な実用的ソフトが楽しめる種々のコンテンツ開発を推進していくことが求められる。さらに、今後の成長分野としては、増加する高齢者をメインターゲットとした、「健康」、「グルメ」、「スポーツ」等に関するコンテンツ開発が考えられる。近年ゲームセンターに通う高齢者が増加しており、彼らをターゲットとして自宅でも楽しめるゲームソフトや仲間と対戦できるソフト等の開発によって、エンタテインメント分野において多くの高齢者を取り込み、仲間とのゲームコミュニティを構築していくことも考えられる。

7. おわりに

既に述べてきたように、現在ゲーム機メーカーはパソコンソフトやスマアプリ等の普及拡大により、非常に厳しい市場環境下にある。今後の競争戦略・成長戦略を推進していくためには、やはりスマホ業界との役割分担を明確化し、差別化戦略だけでなく、これらの携帯端末の媒体を活用すると共に、あらゆるエンタテインメントビジネスとの連携によるシナジー効果を発揮した成長戦略を推進していく必要がある。さらに、グローバル成長戦

略として、近年成長の著しいアジア地域を中心とする海外市場展開による新市場開発等に関して、積極的な顧客開拓戦略に対応していくことが重要であると考えられる。

参考文献

- [1] 石井康夫, 「我が国におけるゲーム機の利用実態に関する研究」, 日本経営管理学会, 経営管理研究 第6号, pp.44-54, 2016
- [2] 大澤幸生, 「チャンス発見の情報技術」, 東京電機大学出版局, 2003年9月
- [3] 大澤幸生・ネルスE.ベンD-1 Vol.J82-D-1 No.2 pp.391-400, 1999年2月
- [4] 会社四季報業界地図2017年度, 東洋経済新報社, 2016年9月
- [5] ソニー連結業績発表文
<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/er.html>
- [6] ST<http://jp.wsj.com/articles/SB10001424052702303838604579627484156666904>
- [7] 中島栄樹, 「携帯ゲーム機間の競争分析」-ハードとソフトの関係性から-, 第33回法政大学懸賞論文, 16976.02.本文pp.27-43, 2011
- [8] 日経新聞, 朝刊「VR, 日米台バトル」, 2016年7月
- [9] 任天堂ホームページ決算短信
<http://www.nintendo.co.jp/ir/library/earnings/index.html>
- [10] 百武仁志, 「わが国コンシューマーゲーム機メーカーのメディア戦略」-任天堂・ソニーの事例を中心に-, 神奈川大学, 国際経営論集No.49, pp.55-67, 2015
- [11] <http://jp.reuters.com/article/2014/07/22/idJPL4N0PR25E20140722>
- [12] 「ファミ通ゲーム白書2016」
http://info.kadokawa-dwango.co.jp/news_release/2016/0609/
- [13] ファミ通
<http://www.famitsu.com/news/201606/09107833.html>
- [14] フィリップ・コトラー, ケビン・レーン・ケラー (恩藏直人監修, 月谷真紀訳) 「コトラー&ケラーのマーケティング・マネジメント (第12版)」, (株)ピアソン・エデュケーション, 平成26年
- [15] みずほ銀行産業調査部, コンテンツ産業の展望, pp.112-144, 2014

ZLB制約下における時間軸政策の効果

Supply Shocks at the ZLB and Forward Guidance

松 川 滋*
MATSUKAWA Shigeru

要 旨

ZLB(the zero lower bound) に直面する経済にとってのひとつの重要問題は、この状況下でプラスのサプライショックが生じた場合に、それがデフレーションをさらに悪化させ、その結果として生じる期待物価上昇率の低下と実質利率の上昇が、かえって経済を停滞させてしまうことがあり得るのかという点である。この論文は、Garin Lester and Sims (2016) の先駆的な分析に倣って、ZLB に直面する経済においてプラスのサプライショックが生じた場合の影響をNew Keynesian model によって分析した。この研究で得られた結果はまだ少ないが、金融政策当局が時間軸政策(forward guidance)をとるとき、公衆がその終了時点でゼロ金利政策が延長されると期待する確率が高いほど、ゼロ金利政策の効果が大きくなることを示すことができた。

Abstract

This paper focuses on the effects of supply shocks at the ZLB (zero lower bound). We investigate this in the New Keynesian framework with the central bank's policy of "forward guidance." The central finding of this paper is that zero interest-rate policy is more effective when the public expect its extension with a higher probability.

キーワード：名目利率のゼロ下限，時間軸政策，ゼロ金利政策

Keywords：ZLB, forward guidance, zero interest-rate policy

I. はじめに

ZLB(the zero lower bound) に直面する経済にとってのひとつの重要問題は、この状況下でプラスのサプライショックが生じた場合に、それがデフレーションをさらに悪化させ、その結果として生じる期待物価上昇率の低下と実質利率の上昇が、かえって経済を停滞させてしまうことがあり得るのかという点である。すなわち、デフレーションの深刻化は、プラスのサプライショックのもつ望ましい影響を帳消しにしてしまうだけでなく、かえってマクロ経済に打撃を与えるということが理論的にあり得るのかが問題とされるのである。日本経済がいわゆる Japan's trap に陥ってすでに久しいが、この間技術進歩がなかったわけではない。またこの先も、IoTといったかなり大きなスケールの技術革新が予想されている中で、このようなポジティブなサプライショックとしての技術革新が生産性の上昇をもたらすよりも、デフレーションに直結することが、経済停滞をさらに長期化させる可能性があるのかを検討することは、重要な政策課題である。

またそのような状況で、マクロ経済政策、とくに金融政策の不在はデフレーションを長期化させるとしても、政府支出の増加はZLBからの脱却と期待物価上昇率の上昇を通じた実質利率に有効な政策手段とはなり得ないのであろうか。名目利率がZLBに張り付いたままの状態であれば、政府支出増加にともなう利率の上昇、いわゆるクラウディング・アウトを遮断することができるので、政府支出が名目利率の上昇を引き起こすことはない。したがって、ZLBの下にあっては、政府支出の乗数効果は少なくとも1よりも大きいと期待され、デフレ下にある経済を回復させるには、数少ない有効な政策手段であると考えられる。

このように、ZLBに直面する経済において、ポジティブなサプライショックのもつデフレ効果を評価することと、政府支出増加に伴う乗数効果がクラウディングアウトを引き起こす通常の経済、すなわちZLBに直面していない経済における乗数効果よりも有意に大きいと言えるのかを検討することの2点は、現在のマクロ経済政策の在り方を考える場合に、最も重要なポイントになると思われる。本稿では、これら2点のうち、前者に焦点を当てて、デフレーションの下でZLBに直面する経済におけるマクロ経済政策の在り方を概観する。

ZLB に直面する経済においてプラスのサプライショックが生じた場合の影響については、Garin Lester and Sims

*大和大学政治経済学部経済経営学科

平成28年9月30日受理

(2016) に先駆的な分析がある。彼らのモデルはNew Keynesian model によっており、稼働率修正済みのTFP (total factor productivity, 全要素生産性) が外生的に生じると仮定して分析を行っている。そして彼らの主要な結論は、ポジティブなサプライショックは、通常時よりもZLBに直面する時のほうがより拡張的である一方、そのインフレ率に対するマイナスのインパクトは、通常時よりもZLBに直面する時のほうがより強いというものである。

なおZLBに直面する経済における政府支出乗数の評価に関しては、Christiano Eichenbaum and Rebelo (2011) が包括的な分析を行っている。ここでもNew Keynesian model の枠組みによって、名目利子率がゼロ下限にある場合には、政府支出乗数は1を大きく超えること、また政府支出の割合が大きいほどその乗数は大きくなることが示されている。Christiano Eichenbaum and Rebelo (2011) はさらに、最適な政府支出の規模についても研究をしている。

II. モデル

ここではまず、次のような New Keynesian model を出発点とする。なおパラメータの表記等については、この分野の標準的なモデルとなっている、Gali (2015) のモデルにおける表記によっている。

IS equation

$$(1) \quad \tilde{y}_t = -\frac{1}{\sigma}(i_t - E_t[\pi_{t+1}] - r_t^n) + E_t[\tilde{y}_{t+1}]$$

New Keynesian Phillips Curve

$$(2) \quad \pi_t = \beta E_t[\pi_{t+1}] + \kappa \tilde{y}_t$$

Monetary Policy

$$(3) \quad \begin{cases} i_t = \frac{1}{\beta}(1 + \pi_t)^{\phi_1} \left(\frac{Y_t}{Y}\right)^{\phi_2} - 1, & \text{経済が ZLB にないとき} \\ i_t = 0, & \text{経済が ZLB にあるとき} \end{cases}$$

ここで使用されている変数の定義は下記のとおりである。

π_t : t 期におけるインフレ率 ($E_t[\pi_{t+1}]$ は t 期の情報に基づく一期先の期待を表す。)

Y_t : 最終財の生産量 (Y : 非確率的定常状態における最終生産財の生産量)

\tilde{y}_t : 最終財の生産量の対数値の非確率的定常状態(non-stochastic steady state)からの乖離

i_{t+1} : 名目利子率

r_t^n : 自然利子率

各パラメータの意味は以下のとおりである。

β : 主観的割引率 $0 < \beta < 1$

σ : 異時点代替の逆弾力性

ϕ : 労働供給の Frisch 逆弾力性

κ : フィリップス曲線の傾きに相当し、New Keynesian model においては、ある程度の独占力をもつ企業のマークアップ率と関連付けることができる。具体的には、

$$\kappa = \frac{(1 - \theta)(1 - \beta\theta)}{\theta} \frac{1 - \alpha}{1 - \alpha + \alpha\varepsilon}$$

ここで α は中間財生産における労働需要の逆弾力性、 ε は家計の各消費財の間の代替率、 θ は価格改定確率を示すパラメータである。

ϕ_1, ϕ_2 : テーラールールの係数, $\phi_1 > 1, 0 \leq \phi_2 < 1$

III. サプライショック

ここでは外生的生産性ショックを a_t で表し、それが以下のように AR(1) に従うと仮定する。

$$a_t = \rho_a a_{t-1} + \eta_t, \quad \eta_t \sim N(0, s^2)$$

もちろん $0 \leq \rho_a < 1$ である。

IV. 均衡 (経済が ZLB にない場合)

この経済の均衡は、家計と企業がそれぞれ最適行動をとり、金融政策が上記で定めるテーラールールに従う場合において、消費、雇用、財価格、名目賃金、生産量、名目利子率、インフレ率が各消費財市場と労働市場で需給を一

致させるような状態をいい、いずれも時間の関数として表せる。

また、価格が完全に伸縮性をもつ場合の実質利子率、すなわち自然利子率 r_t^n および、そのときの生産量 (対数値) y_t^n と 生産性ショック a_t の間には、次のような関係があることが知られている。

$$y_t^n = \frac{1 + \varphi}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha} a_t - \frac{(1 - \alpha)\{\mu - \log(1 - \alpha)\}}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha}$$

$$r_t^n = -\log \beta - \sigma(1 - \rho_a) \frac{1 + \varphi}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha} a_t$$

ここで μ は伸縮価格の下での均衡における望ましいマークアップ率の対数値を表す。なお μ は財の間の代替の弾力性 ε が時間に関して一定であればやはり一定で、

$$\mu = \log \frac{\varepsilon}{\varepsilon - 1}$$

となる。

また、

$$i_t = \frac{1}{\beta} (1 + \pi_t)^{\phi_1} \left(\frac{Y_t}{Y}\right)^{\phi_2} - 1 = \frac{1}{\beta} (1 + \pi_t)^{\phi_1} \left(\frac{Y_t^n}{Y^n}\right)^{\phi_2} \left(\frac{Y}{Y^n}\right)^{\phi_2} - 1$$

より、

$$i_t = -\log \beta + \phi_1 \pi_t + \phi_2 \tilde{y}_t + \phi_2 \hat{y}_t^n$$

ただし $\hat{y}_t^n = \log Y_t^n - \log Y$, すなわち \hat{y}_t^n は自然 GDP の定常均衡 (このモデルにおいては $a_t = 0$ となる経済状態) からの乖離率を表す。

これらを IS equation に代入して整理すると、

$$(1) \quad \tilde{y}_t = -\frac{1}{\sigma} (i_t - E_t[\pi_{t+1}] - r_t^n) + E_t[\tilde{y}_{t+1}]$$

$$\tilde{y}_t = -\frac{1}{\sigma} \left\{ \phi_1 \pi_t + \phi_2 \tilde{y}_t + \phi_2 \hat{y}_t^n - E_t[\pi_{t+1}] + \sigma(1 - \rho_a) \frac{1 + \varphi}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha} a_t \right\} + E_t[\tilde{y}_{t+1}]$$

これを New Keynesian Phillips Curve

$$(2) \quad \pi_t = \beta E_t[\pi_{t+1}] + \kappa \tilde{y}_t$$

と連立させて、均衡生産量からの乖離とインフレ率を

$$\tilde{y}_t = A a_t, \quad \pi_t = B a_t$$

の形に解くと、

$$A = \frac{(1 + \varphi)\{\phi_2 + (1 - \rho_a)\sigma\}(1 - \beta\rho_a)}{\{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha\}\{\sigma(1 - \rho_a) + \phi_2\}(1 - \beta\rho_a) - (\rho_a - \phi_1)\kappa}$$

$$B = \frac{\kappa(1 + \varphi)\{\phi_2 + (1 - \rho_a)\sigma\}}{\{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha\}\{\sigma(1 - \rho_a) + \phi_2\}(1 - \beta\rho_a) - (\rho_a - \phi_1)\kappa}$$

を得る (たとえば Gali (2015) 参照)。

V. 時間軸政策

経済は現在 ZLB 下にあるとする。すなわち利子率は、 $i_t = 0$ に固定されており、中央銀行は時間軸政策 (forward guidance), すなわちゼロ金利政策の継続を今後 T 期間確約しており、そのことは公衆にも十分浸透していると仮定する。このため、 $0 \leq t \leq T$ においては、

$$i_t = 0$$

$$\text{IS equation} \quad \tilde{y}_t = \frac{1}{\sigma} (E_t[\pi_{t+1}] + r_t^n) + E_t[\tilde{y}_{t+1}]$$

$$\text{New Keynesian Phillips Curve} \quad \pi_t = \beta E_t[\pi_{t+1}] + \kappa \tilde{y}_t$$

によって経済は動くと考え。当然ながらこの期間においても、生産性ショックの実現値によっては、インフレ率がプラスになることもあれば、テーラールールによる名目利子率がプラスになることもあると思われるが、中央銀行はそのような場合でも、時間軸政策を継続するとの信認を得ているものとする。

VI. 時間軸政策の終了時点における経済

ところで時間軸政策の終了時点においては、確率 p でゼロ金利政策が継続され、確率 $1 - p$ でテーラールールに

よる通常の金融政策に戻るとする。テーラールールによる通常の金融政策に戻った場合には、 $T+1$ 期以降、ゼロ金利政策を再度採用する確率はゼロとする。一方ゼロ金利政策が継続された場合は、時間軸政策の予定終了時点、すなわち T 期におけるのと同様、確率 p でゼロ金利政策が継続され、確率 $1-p$ でテーラールールによる通常の金融政策に戻るとする。 $T+2$ 期以降ゼロ金利政策が解除されていない場合も同様に、確率 p でゼロ金利政策が継続され、確率 $1-p$ でテーラールールによる通常の金融政策に戻るとする。

まず、 T 期における経済を考えてみる。経済はなお ZLB 下にあり、来期 ($T+1$ 期) 以降については、確率 p でゼロ金利政策が継続され、確率 $1-p$ でテーラールールによる通常の金融政策に戻ると予測されている。そこで先の通常の場合におけるのと同様に、均衡生産量からの乖離とインフレ率を

$$\tilde{y}_t = A'a_t + A'', \quad \pi_t = B'a_t + B''$$

の形に解くことを考えると、 A' および B' は次の連立方程式を充たす。

$$(1-p\rho_a)A' - \frac{\rho_a p}{\sigma} B' = (1-p) \left\{ \left(\rho_a - \frac{\phi_2}{\sigma} \right) A + \frac{\rho_a - \phi_1}{\sigma} B \right\} - \frac{1+\varphi}{\sigma(1-\alpha) + \varphi + \alpha} \left\{ (1-p) \frac{\phi_2}{\sigma} + 1 - \rho_a \right\} - p\kappa A' + (1-p\beta\rho_a)B' = (1-p)(\beta\rho_a B + \kappa A)$$

また A'' および B'' は、

$$A'' = \frac{(1-\beta p)p(1-\beta)}{\sigma(1-\beta p)(1-p) - \kappa p^2}$$

$$B'' = \frac{\kappa p(1-\beta)}{\sigma(1-\beta p)(1-p) - \kappa p^2}$$

となる。

VII. 初期におけるサプライショックの影響

まず $T+1$ 期の \tilde{y}_{T+1} 及び π_{T+1} に対する T 期における情報に基づく期待 $E_T[\tilde{y}_{T+1}]$ 及び $E_T[\pi_{T+1}]$ を評価する。 $T+1$ 期については、確率 p でゼロ金利政策が継続され、確率 $1-p$ でテーラールールによる通常の金融政策に戻ると予測されている。時間軸政策終了時点で、ゼロ金利政策が終了する場合は、テーラールールによって利子率が決定される経済に戻るので、その動きは、

$$\tilde{y}_{T+1} = Aa_{T+1}, \quad \pi_{T+1} = Ba_{T+1}$$

またゼロ金利政策が継続される場合には、

$$\tilde{y}_{T+1} = A'a_{T+1} + A'', \quad \pi_{T+1} = B'a_{T+1} + B''$$

に従うことになる。

まず \tilde{y}_{T+1} および π_{T+1} の、 T 期における情報に基づく期待値を求めると、

$$E_T[\tilde{y}_{T+1}] = (1-p)AE_T[a_{T+1}] + p(A'E_T[a_{T+1}] + A'') = \{(1-p)A + pA'\}\rho_a a_T + pA''$$

$$E_T[\pi_{T+1}] = (1-p)BE_T[a_{T+1}] + p(B'E_T[a_{T+1}] + B'') = \{(1-p)B + pB'\}\rho_a a_T + pB''$$

これらを $i_T = 0$ とともに、 T 期における IS equation と New Keynesian Phillips Curve に代入すると、

$$\tilde{y}_T = \frac{1}{\sigma} \{ \{(1-p)B + pB'\}\rho_a a_T + pB'' + r_T^n \} + \{ (1-p)A + pA' \} \rho_a a_T + pA''$$

$$\pi_T = \beta \{ \{(1-p)B + pB'\}\rho_a a_T + pB'' \} + \kappa \tilde{y}_T$$

によって経済は動く。なお生産水準 (の対数値) を自然 GDP からの乖離ではなく、定常状態からの乖離として評価すると、

$$y_T = \tilde{y}_T + y_t^n - y_t^n(0) = \frac{1+\varphi}{\sigma(1-\alpha) + \varphi + \alpha} a_T + \tilde{y}_T$$

を得る。ここで、

$$y_t^n(0) = -\frac{(1-\alpha)\{\mu - \log(1-\alpha)\}}{\sigma(1-\alpha) + \varphi + \alpha}$$

である。

次に、 \tilde{y}_T および π_T の、 $T-1$ 期における情報に基づく期待値を求める。

$$E_{T-1}[\tilde{y}_T] = \frac{1}{\sigma} \{[(1-p)B + pB']\rho_a^2 a_{T-1} + [(1-p)A + pA']\rho_a^2 a_{T-1} + \frac{1}{\sigma} E_{T-1} r_T^n + pA'' + \frac{1}{\sigma} pB''\}$$

$$E_{T-1}\pi_T = \beta \{[(1-p)B + pB']\rho_a^2 a_{T-1} + pB''\} + \kappa E_{T-1} \tilde{y}_T$$

そして再びこれらを $T-1$ 期における IS equation と New Keynesian Phillips Curve 及び自然利子率に代入して、 \tilde{y}_{T-1} および π_{T-1} を求める。

以下同様にして、 $t=T-2, T-3, \dots, 0$ における \tilde{y}_t および π_t を最終的にはすべて a_0 の関数として求めると、初期におけるサプライショック a_0 が ZLB 制約下で生産量ギャップおよびインフレ率にどのようなインパクトを与えるかを調べることができる。実際この間の経済の動きを、

$$\tilde{y}_t = A_{T-t}^Z a_t + A'', \quad \pi_t = B_{T-t}^Z a_t + B''$$

とすると、

$$E_{t-1} \tilde{y}_t = \rho_a A_{T-t}^Z a_{t-1} + A'', \quad E_{t-1} \pi_t = \rho_a B_{T-t}^Z a_{t-1} + B''$$

これらを再び IS equation と New Keynesian Phillips Curve に代入すると、

$$\tilde{y}_{t-1} = \frac{1}{\sigma} \{ \rho_a B_{T-t}^Z a_{t-1} + B'' + \sigma \rho_a (1 - \rho_a) \frac{1 + \varphi}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha} a_{t-1} \} + \rho_a A_{T-t}^Z a_{t-1} + A'',$$

$$\pi_{t-1} = \beta \{ \rho_a B_{T-t}^Z a_{t-1} + B'' \} + \kappa (A_{T-t+1}^Z a_{t-1} + A'')$$

を得る。つまり、

$$A_{T-t+1}^Z = \frac{\rho_a}{\sigma} \{ B_{T-t}^Z + \sigma(1 - \rho_a) \frac{1 + \varphi}{\sigma(1 - \alpha) + \varphi + \alpha} \} + \rho_a A_{T-t}^Z$$

$$B_{T-t+1}^Z = \beta \rho_a B_{T-t}^Z + \kappa A_{T-t+1}^Z$$

を得るので、これを $t=T$ から逆に解いていけばよい。なお初期値はすでに求めた、

$$A_T^Z = A', \quad B_T^Z = B',$$

である。

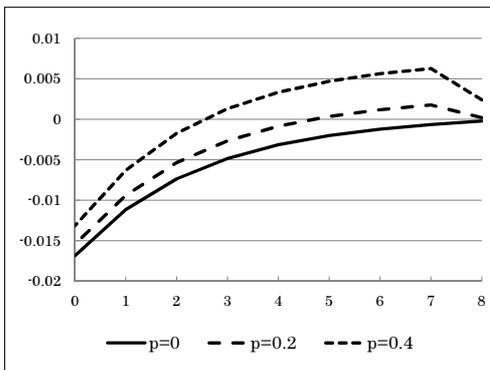
VIII. シミュレーション

パラメータの値を次のように設定する。

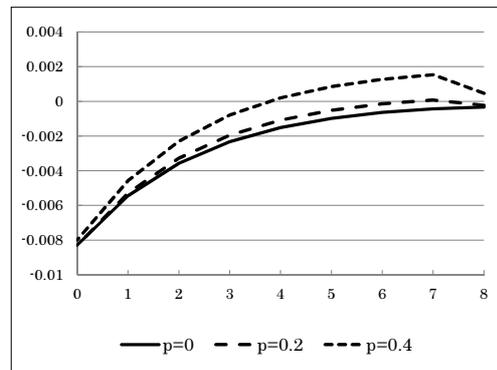
$$\beta = 0.99, \quad \sigma = 1, \quad \alpha = 0.25, \quad \varphi = 5, \quad \theta = 0.75, \quad \varepsilon = 9, \quad \rho_a = 0.9,$$

$$\phi_1 = 1.2, \quad \phi_2 = 0.125, \quad p = 0, 0.2, 0.4, \quad T = 8$$

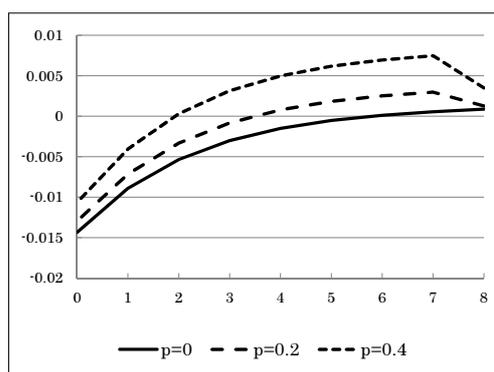
なおこれらの値から計算すると、 $\kappa = 0.1717$, $\mu = 0.0215$ となる。以上のパラメータの設定の下で、生産性が1期あたり0.25%上昇したと仮定してシミュレーションを行った。このモデルは四半期モデルを想定しているので、このことは年率1%の生産性の上昇を意味する。生産量ギャップ、生産量初期比、及びインフレ率の動きはそれぞれ図1～図3のようになる。なお p の大きな値については、モデルの安定性が損なわれるため、シミュレーションを行うことができなかった。



第1図 生産量ギャップ



第3図 インフレ率



第2図 生産量初期比

この図からもわかるように、ZLB 制約下でプラスの生産性ショックが生じた場合に、たとえ2年（8期間）のゼロ金利政策が公衆によって信認されたとしても、経済には相当なデフレ効果が生じることがわかる。主な結果は以下のとおりである。

- (1) 生産量がサプライショックが発生する前の水準を回復するには数期を要する。
- (2) ゼロ金利政策の出口においても公衆がなおゼロ金利政策の継続を予想する確率が高いほど、時間軸政策の拡張効果は大きいことが分かる。
- (3) プラスの生産性ショックが生じた場合におけるデフレ効果は想像以上に大きい。

IX. 残された問題

現在なおこのモデルを使用した研究は進行中であるので、政策提言等はさらに現実的なモデルが完成してからとしたいが、現時点で以下の2つの問題点の検討が重要であると思われる。ひとつは生産性ショックをどこまで外生的なものとして捉えることができるかの検証であり、今後の実証研究を待たなければならない。今一つは Lucas Critique の問題であり、このように長期の経済の停滞が、経済主体の経済行動様式を変えてしまう可能性があることである。この点についても、今後最新の研究成果を参考にしながらさらに研究を進めたい。

X. 参考文献

- Christiano, L., M. Eichenbaum, and S. Rebelo (2011) "When Is the Government Spending Multiplier Large?" *Journal of Political Economy*, 119, pp.78-121.
- Gali Jordi, *Monetary Policy, Inflation, and the Business Cycle: An Introduction to the new Keynesian Framework and Its Application*, Princeton University Press, Princeton and Oxford, 2015, Second ed..
- Julio Garín, Robert Lester, and Eric Sims (2016) "Are Supply Shocks Contractionary at the ZLB? Evidence from Utilization-Adjusted TFP Data," NBER Working Paper Series, Working Paper 22311, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA 02138, June 2016.

民主制と哲学的弁証法 —プラトン『国家』第一巻をもとに民主制を考えるなかから—

Democracy and the Philosophical Dialectic An Inquiry into the Book I of Plato's *Republic*

石 崎 嘉 彦
ISHIZAKI Yoshihiko

要 旨

本稿の目的は、大きく分けて、以下の四つの問題を解明することにある。第一は、われわれがそのなかに生きている民主主義がいま政治的苦境に陥っていることを確認することである。第二は、今日に似て没落の淵にあったアテナイの民主制のなかで発展した古典的政治哲学の、とりわけその中心に位置するプラトンのロゴスのなかにその苦境を克服するための論理を探ることである。その中でも、とりわけ、ここでは、プラトン『国家』の第一巻のロゴスの特性を明らに出すことに努める。そして、第三に、民主制の再生に必要とされる政治哲学のロゴスは、第一巻の考察から取り出されてくる政治的レトリックや哲学的レトリックとは区別されるロゴスでなければならないことを明らかにすることである。そして、そのような考察とおして、最終的に、プラトンの『饗宴』の登場人物たちや『法律』のアテナイからの客人が提示するディオニュソスの知恵としての「異種混合の(heterogeneous)」知のなかに、これからの民主制と永遠平和実現に必要なとされるロゴスの原型が認められることを明らかにする。

Abstract

In this paper, I tried to elucidate following four problems. First, I tried to point that the democratic order, wherein we are living today, is faced to a political predicament. Second, I tried to elucidate characteristics of the logic in Plato's *Republic*, particularly in its First Book, in order to seek the logic to overcome that predicament in the Platonic *logos* which is the logic of the greatest classical political philosophy developed in the declining Athenian democracy similar to our age's. Third, I tried to elucidate that the *logos of* political philosophy required for the rebirth of democracy must be the *logos* different from the political rhetoric or the philosophical rhetoric distilled from analyzing the First Book. And, lastly, through these deliberations, I realized that, in the 'heterogeneous knowledge' as a *Dionysian* knowledge showed by the speakers in Plato's *Symposium* or by the *Athenian* in Plato's *Laws*, we can find the original type of *logos* needed for realizing of the future democratic order and the eternal peace.

キーワード：政治学、哲学、政治哲学、民主制、僭主制、アテナイ、プラトン、トラシュマコス、アリストファネス、アリストテレス、政治的レトリック、哲学的レトリック、政治的ロゴス、哲学的ロゴス、異種混合の知、アポロ的知恵、ディオニュソスの知恵

はじめに

このところ、人々の心の深層のどこかに、「民主制」が最善とは言わないまでも「善き体制」であるとするテーゼを疑問視し、そればかりかそのテーゼを否定するような心理が芽生え、それが人々の行動に結びついて惹き起こされたように見える出来事や光景をしばしば目にする。本稿は、そのような動きに危惧の念を抱きながら、「和解」と「平和」を研究題目に掲げる共同研究の一端を担う者の立場から、民主制の危機に応答しようとするひとつの試みである。

このところの世界の出来事に目をやるとき、民主制を破壊するような出来事が実際に次々と生じ、人々を混乱と恐怖に陥れている光景があまりにも多く目撃されている。冷戦終結後、人々を恐怖させた最大の事件と言ってよい9・11テロを皮切りに、それ以後世界各地で、それもとりわけ民主主義が早くから確立されていたヨーロッパにおいてさえ五月雨的に生じているテロ事件、中東やアフリカで猛威を振るっている僭主的独裁者による恐怖政治、共産主義を標榜するアジア的専制支配の現代版としての僭主支配、それらは民主制的政治に対する真っ向からの否定の動きである。それらの揺さぶりに屈するかのように、各地で生じている排外主義の台頭、ポピュリズムの蔓延、反グローバル化の動きなど

は、その現れである。いま、世界国家と普遍的平等実現の思想による民主化と国際化が、根底から揺さぶられているのである。このような現代世界の政治情勢を裏から支え地球上のほぼすべての人々を支配しているのは、われわれの時代のニヒリズムである。いま、ニーチェが予言したニヒリズムが、全世界を覆いつつあるのである。

われわれの時代のニヒリズムが、近代の哲学と科学による真理探究がみずからの善性を基礎づけることができず、したがってまた人間的「生」の意味を明らかにすることができないところから出てきたように、近代人の政治的生の基調である民主制もまた、自らの善性を理論的に基礎づけないところに、民主制を否定するさまざまな企てが跡を絶たない原因があることは、これまでもしばしば指摘されてきたところである。だが、このところの民主制否定の動きには、それだけではなく、民主制の表層に対する直観に基づくある種の感情、あるいは理性によっては説明のつかないある種の得体の知れない感情が基にあるのではないかと思われる場合がしばしばある。そのような感情は、明晰判明の哲学的原理からの帰結である正義、公正、平等、共生といった近代民主主義を導いてきた「理想」や「理念」に対するある種の「憤り (resentment)」だと言っているかもしれない。おそらく、その背後には、自由と平等への渴望によって導かれた近代のリベラル・デモクラシーに対する非理性的でかつ生理的な、それゆえ不気味さを漂わせた憤激が主座に登り就こうとしていると言ってもよい。直観や感情が主役を演じ、それゆえ理性の力だけでは解決し難い、そういった力がそこに働いていると見なければならぬのである。このところ世界のあちこちで生じている運動や諸事件が合理的な説明を拒んでいるように見えるのは、こういったことに起因しているように思われる。そこで、われわれに問われているのは、理性の権限の及ばないこのような直感や情念の管轄下にある「生理」的で「感覚」的な、ある種の政治的現象である。その場合、理性の立場から、その守備範囲を超えたものを指弾したり糾弾したりする仕方でも問題を解決しようとしても、結局のところ、そのような試みは、筋違いのものとならざるを得ない。それは、本来的に無効な試みなのである。

そのことを念頭に置いて、これからの考察においてわれわれは、古典哲学のテキストに取り上げられた「正義」をめぐる議論を読み解くことをとおして、現下の民主主義が置かれている政治的窮状を突破していく道を探ってみることにしたい。われわれは、主として、プラトンの『国家』第一巻のソクラテスとトラシマコスとの対話を読み解くなかからその道を探ってみようと思うのである。われわれがその対話を取り出すのは、それが「政治的な事柄」にとってもっとも核心的な概念である「力」と「正義」の問題を取り上げた議論だからである。しかも、その議論は、「正義」を中心的論題とする著作の「序論」に当たる議論であるがゆえに、それを実現するための「支配」や「秩序」を論じる必要から、必然的に「善き生」や「平和」といった「政治的なもの」をその議論のなかに含んでいる。以下の考察で、われわれは、『国家』第一巻で行われている対話にわれわれの側から問いを發し、その議論と対話するような仕方でも、考察を加えていくことにするが、それは、「古典的合理性」による学的探究の手法を、われわれの議論として再生させる形での学的探究の試みとしての意義をもつものであることを、あらかじめ確認しておきたい。

[1] 現代の政治的苦境を古典的ロゴスで突破できるか？

このところ世界各地で噴出しつつある政治的な出来事を一連のポストモダンの現象のひとつとして理解しようとするとき、われわれは、それらもろもろの出来事が、人間理性の根本的欠陥が基になって生じてきているということに気づかされる。人間理性が己のうちに根本的欠陥を抱えていることは、たとえば、社会科学の領域では、マックス・ウェーバーが価値間の対立の問題は人間理性あるいは科学によっては本源的に解決不可能であるとの結論に達したことのうちに、あるいは、自然科学の領域では、科学者たちが原子爆弾や水素爆弾の製造に携わったという事実のうちに、確認される。今日のテロリズムの恐怖と異文化共生への生理的拒否に見られるリベラル・デモクラシーの破綻もまた、これと同じ近代的理性の根本的欠陥の現れであると言ってよいであろう。

社会科学と自然科学の両分野において明らかになった「理性」の限界は、しかし、なにもわれわれの同時代の科学者たちによって初めて気づかれたわけではない。そこで問われているのは、人間理性に価値の問題を解決する能力があるのかという問題であるが、その問題についての思考の痕跡は、古くから政治や倫理の問題と格闘した哲学者たちの思考のなかに、はっきりと認められるからである。人間理性の限界が科学の進歩と発展による人間の能力の拡大に伴っていつそう鮮明に見えてきたことは間違いないが、それは、古典的理論家たちがその時代の文化と技術の発展やポリスの共同が生み出す政治的「力」を経験するなかで理解され始めた問題でもあったのである。決して鮮明には言えないが、彼らは、そのときすでに、「法」と「正義」が政治的「力」にとって決定的に重要であることを、認識していたからである。

しかも、彼らが、ポリス的なものとエートス的なものの否定が悲惨な結果に終わらざるを得ないことを知っていたことは間違いない。アリストテレスが、その後出現してくる世界国家について論じるより、アテナイという都市の体制 (Politeia) について、あるいはポリス (Polis, 都市) の諸制度や気風あるいは道徳に関するもろもろの事柄について論じたことのなかに、そのことは含意されていた。近代人が「社会的存在」という語で読み替えた事柄を、アリストテレ

スは、人間は生来「ポリスの動物 (politicon zōon)」¹であるという言葉で言い表したことはよく知られているが、そこには、無制限の自由と進歩が悲惨な結果を生み出すであろうことへの認識が含意されていた。というのも、「都市 (ポリス)」という語には、有限であるということがすでに含意されているからである。アリストテレスの思考の場であった「都市」は、無限宇宙に浮かぶ「社会」ではなく、城壁に囲まれた空間のなかで人間的完成に思いを巡らす人間の集団を意味した。そして、さらに、その命題は、都市 (ポリス) が、自然的存在であり、「自体的」あるいは「自足的」存在であるがゆえに「目的」であるとともに「最善のもの」であるという「価値」の認識の上に立っていたのである。

そこで、その命題について考える際、われわれは、「政治的 (ポリス的)」という語の意味に注意しなければならない。つまり、アリストテレスがそれを述べたとき、その語には、単に近代の理論家たちが理解した「社会的」あるいは「共同体的」という意味の他に、「支配」と「秩序」の意味が含意されていたということなのである。アリストテレスは、『倫理学』と『政治学』をもって、「政治的動物」としての人間の「何であるか」と「如何にあるか」を明らかにしようとしたが、そのとき彼が採用した視点は、彼の弟子であったとも言われるアレクサンドロス大王が切り開いていくことになる世界国家の住人、つまり、コスモポリス的人間の目をもって人間とその共同を見たのではなく、あくまでポリス的人間の目をもって人間を見る視点であったということなのである。そして、彼がそのような視点から人間を見たのは、それが人間という動物を見る唯一の、そして最も適した視点だったからである。そこに表明されているのは、人間を超えた超越的な視点からではなく、まさに人間的視点から人間を見ることが、もっともよく人間を理解できるとする考えである。われわれは、そのような視点を、「科学」の視点とは区別される「常識的」視点、あるいは「政治的」視点と解することができる。このような視点は、古典的理論全般に共通する見方であったが、われわれが「政治的動物」であるというアリストテレスの命題に込められている意味から汲み取らなければならないことは、人間が繰り返す行為的世界は、医学者や細胞学者たちの「顕微鏡的」視点つまり遺伝子のレベルで物を見る視点からではなく、一般的あるいは常識的な意味での人間的視点から見られなければならないということである。

われわれの同時代人たちは、この命題に込められていた意味を積極的に理解しようとしたようには見えない。近代人たちは、こっそりと「社会的存在」というような言葉で言い換え、その語に本来含意されていた意味を隠蔽し、結果的に「政治的なもの」の否定に力を貸してきたのである。しかし、「社会的なもの」と「政治的なもの」とは、まったく次元の異なった二つの事柄である。近代の思想がこの二つの概念の違いを無視できたのは、「政治的なもの」を技術的学知のなかに組み入れ、それを、目的よりも手段に関わり、事実判断に関わる知と見なすことによって、価値の問題を脇においても到達できる知と考えたことによる。こうして、「政治的なもの」を否定するこの考えは、もう一つの近代性の特徴づける「自然支配」の思想とともに、われわれの時代の人間的生を決定づける中心的思想となったのである。こうして、近代性は、全体として、「自然的なもの」と「政治的なもの」の否定を己が目標に掲げ、それに向けて邁進してきた。しかし、「自然的なもの」の否定はそれが遂行されるなかで、やがて、対人的 (政治的) には、他者の生命を否定することから他者を支配することへと変換されてゆく。つまり、元来「政治的なもの」を意味する対人的な関係における「自然的なもの」は、その否定の水準を下げるか、「政治的なもの」それ自体の水準を下げるか、いずれかの道を取らざるを得なくなる。前者の方向に向かうところから、生命の否定は容易に「生命」の肯定へと転じる。また後者の方向に向かうところから、「政治的なもの」は栄光や名声を得ることから満足と平安を得ることへの転換が生じてくる。こうして、「政治的なもの」の否定は、人間の最底辺での平等の実現か人間の「物化」と物化された人間たちの機械的な社会結合の是認ということになる。いずれにせよ、それによって実現されるのは、ニーチェ的「末人」たちの世界ということになる。そして、それは、ポストモダンにおける「僭主制」の実現に他ならないのである。

[2] 古典的ロゴスの理解が近代的理性の難点を炙り出す

近代性がわれわれの政治的生に対してもたらした帰結がこのようなものであるとすれば、われわれの政治的生の苦境の原因を探りそれを克服する方途を見いだすために、古典的合理性に目を向け、それを再生させる途を、真剣に考えてみなければならない。古典的合理性に根拠を与えた「哲学」と「レトリック」、あるいは「歴史の弁証法」とは区別される「哲学的弁証法 (dialektikē)」が、近代合理性の両輪であった「科学」と「歴史」に代わって、われわれに新たな視野を提供してくれる可能性について、考えてみる必要が生じてきたからである。古代の喜劇作家アリストファネスが戯画化して描いたところでは、ソクラテスが人々に教えたのは、「自然学」と「弁論術」であったとされている。

¹Aristotlis, *Politica A* (Book I, Chap. 2), by W.D. Ross (Oxford Classical Text), 1253a. (Cf. Aristotle, *The Politics*, ed. by Carnes Rord, The University of Chicago Press, p. 37). [邦訳, アリストテレス全集第8巻 (岩波書店, 1969年刊), 6-7頁]

それら二つの知は、プラトンの用語法で言えば、「哲学知 (philosophia)」²と「哲学的弁証 (問答) 法 (dialektikē)」ということになる。

これからの考察では、古典的合理性の基礎をなす「哲学知」と「哲学的弁証 (問答) 法」の何であるかを明らかにするために、プラトン『国家』第一巻の、とりわけ、ソクラテスとトラシュマコスの会話による「正義」をめぐる議論を「注意深く」読むことにする。そうすることによって、その議論のなかに近代性の落とし穴に気づかせるロゴスが隠されていることを明らかにできると思われるからである。古代の議論が近代のロゴスの欠陥を明るみに出すなどと主張すれば、大方の笑いものになるのではないかと危惧されるが、われわれは、哲学が時間的制約を越えたロゴスの営みであることに気づくならば、その「注意深い」読解によって、プラトンがそこに隠しておいた真の言説を明るみに出しうることを確信することができるはずである。そこには近代合理主義のロゴスを覆しうるロゴスが暗示されているのである。それゆえ、以下の試みは、古典的議論を紐解くことに向けられている嘲笑の眼を驚嘆の眼に変えようとする試みであると言ってよい。

プラトンが『国家』の論述全体をとおして企てたことは、古典的「政治哲学」が抱えていた諸問題解決のためのロゴス提示であったことは間違いない。その議論は、第一巻の対話者である僭主制の代弁者トラシュマコスを哲学的弁証 (問答) 法のロゴスをもって沈黙させ、他の討論参加者たちと同じ「民主制」の土俵に立たせるところから始まる。それはあたかも、アゴラで市民たちに死刑を宣告されたソクラテスが、『ソクラテスの弁明』で描かれている敗北を教訓化したうえで、再び市民たちを前にして、彼らとの論戦に向けて仕切り直しをしているかのようなのである。この仕切り直しを経て、今度は、アテナイの祀る神々とは別の種類の神を背にし、しかも、アゴラほども開かれてはいないが、ある種の「民主制」が行き渡っているところで、対話が再開されるのである。第一巻導入部での登場人物たちの振る舞いは、その場に民主制が行き渡っていることを思い起こさせる。

そこでの議論のテーマが「民主制」であることにも、われわれは、注意を向けるべきである。その巻で主役を演じているトラシュマコスが最悪の政治体制の代弁者であることに目を向けるあまり、そこでの議論の論旨を読み違えないようにしなければならない。素直な読者は、悪玉を演じるトラシュマコスの主張を論破する善意のソクラテスに拍手喝采を送っているうちに、そこで議論されていることを読み違えることになってしまう。その巻の筋書きでは、言論の力によって締め上げられるトラシュマコスが、最後にソクラテスの持ち分である「皮肉」を口にせざるを得なくなるのだが、このことの意味をしっかりと理解することは、この議論の読解からポストモダンが抱えている問題を解明する手掛かりを得るためには不可欠である。その「皮肉」に含意されている事柄を理解するところから、民主制を支えているレトリックと科学ないしは哲学のロゴスの関わりとその問題点を明るみに出そうというのが、これからわれわれが試みようとしていることである。

『国家』第一巻で、われわれはまず、トラシュマコスによる「ポリス的動物」のロゴスに向き合わされるが、「自然」や「力」に訴えかけ、一見強固に見えるトラシュマコスの「正義とは強者の利益である」とする説も、ソクラテスの哲学的吟味にかかれば、その真ならざることが難なく暴露される。しかし同時に、それを吟味するソクラテスの「哲学的ロゴス」もまた、トラシュマコスを説得するには至らず、その限界をさらけ出さざるを得ないというのが、第一巻の筋書きである。つまり、その対話による論戦をとおして、弁論術のロゴスも弁証 (問答) 法のロゴスもともに、最終的に、その限界さらけ出すことになるのである。その議論をとおしてプラトンが明らかにしようとしているのは、民主制の構成員であるトラシュマコスもソクラテスもともにロゴスの限界をさらけ出すことになるということなのである。しかし、それをもう一步突っ込んで言い換えるなら、彼らはともに民主制を成り立たせているロゴスの限界を提示する役割を演じているということである。そして、結局のところ、その議論をとおして、正義について「何も知らない」(354c)³という結論に達し、それ以降の「正義」についての議論へと橋渡しされて行くのである。

[3] 二つのロゴスについて—「自然的」ロゴスと「政治的」ロゴス

そこで、先に触れた、アリストファネスの指摘を思い起こさなければならない。アリストファネスの喜劇『雲』では、ソクラテスが学校らしきところで「自然学」と「弁論術 (レトリック)」教えていたとされている。アリストファネスの念頭にあった「自然学」には、地下的なものに関わりのある「幾何学」や「天文学」、動物や大地や自然についての学(もっとも戯画化されている)などが含まれていた。また、「弁論術」には、弁論や争論や概念把握といったロゴス(言

²哲学は、もともと「自然」の探究として現れ出てきた、と言われている。プラトンの学園「アカデメイア」の門に「幾何学を解さざる者、この門をくぐるべからず」という標語が刻まれていたという言い伝えがあることは、周知のことである。

³Platon, *Politeia*, 354c. 以下では、プラトンの『国家』からの引用句は、文中の括弧内の数字と記号で引用箇所を指示する。

論)についての学, 分けても法廷弁論術が含まれていた。⁴

それを思い起こしたうえで, 第一巻でプラトンが描く「権力」と「欲望」という意味での自然的あるいは政治的「力」と, 政治技術としての「演説」的レトリックを物にしているトラシュマコスとを比較するならば, 両者の間に繋がりがあることは明白である。また, 第一巻で描かれている「哲学」的な「鉄と鋼の論理」⁵でもって「正義」の論証を行うソクラテスも, 明らかにアリストファネスのソクラテスと類似している。アリストファネスのソクラテスを介して見れば, 第一巻のトラシュマコスとソクラテスとの間には, きわめて多くの共通点が見いだされるのである。両者ともに, 「レトリック」を弁えているのである。違いは, トラシュマコスのロゴスが政治的あるいは法廷弁論であるのに, ソクラテスのそれが弁証(問答)法のレトリックにあるという点だけであろう。

要するに, プラトンは, トラシュマコスとソクラテスの「ロゴス」を, 両者の議論の勝敗とは関わりなしに, ともにアリストファネスがソクラテスの「哲学」に見たのと同じ性格のものとして描いているのである。すなわち, そこでのソクラテスの「問答法」のロゴスは, アリストファネス的「哲学」ないし「自然学」のロゴスであり, したがってまた, トラシュマコスの「強者の利益」を論証するロゴスに通じるものとして描かれているのである。そうであるとすれば, 第一巻には真理の一部が表明されているだけでしかない。しかし, そうでありながら, それは, 全体としての真理への突破口, 全体としての真理へと上昇していくための踏み台としての役割を担わされているとみてよい。しかし, すでに触れたように, その議論のテーマは, 「民主制」であった。われわれがその点に注意して読むとき, 第一巻の議論のなかには, 民主制に本来的に備わっていて容易に解きほぐしえない民主制の内なる僭主制的要素であるソフィスト術や政治的弁論術のレトリックについての古典哲学による見解を見て取ることができるようになるのである。そして, その理解が, われわれにとっては, ポストモダンの政治的窮境に対処する際の鍵となりうるのである。

[4] 民主制をキーワードとして第一巻を読む

そこで, プラトンによって政治哲学の著作の冒頭部に一面的真理を提示するものとして位置づけられ, 以後の正義論への「序論」として位置づけられた「民主制」についての議論を少し詳しく読み返し, その議論の意義を明らかにすることをとおして, 古典的政治哲学が後の世代に示そうとした哲学的ロゴスとは何であったかを明らかにすることが, われわれの課題となってくる。

すでに触れたように, われわれは, 近代合理性を克服する試みの一環としてそのような読解を試みるということであったが, ここでは, われわれが第一巻の議論の検討とによってそのような課題に答えられると考えるもう一つの理由について, いましばらく考えを述べておきたい。

そのもう一つの理由とは, 一言で言えば, その議論が, 近代的な思考とも密接に関わりをもつ二つの思考様式に対する批判であると考えられるというものである。そのうちの一つは, 「哲学的ロゴス(論証)」によって真理に到達できるとする考えである。いま一つは, 「コンヴェンションナリズム」, すなわち, 何が正義であり何が真理であるかは人間の「取り決め」によって決まるとする考えである。近代の「科学」と「歴史」は, これら二つの思考パラダイムの近代版であると言ってよいものであるが, 第一巻の議論は, その元の版を, 民主制と僭主制という二つの政治学的カテゴリーを対決させることによって示そうとしたものだと言い得る。つまり, 第一巻の議論のベースには, 古典古代の哲学者や知者(ソフィスト)たちがそれぞれその思考を基にして自らの思想を形成した「ノモス(nomos, 人為) - ピュシス(physis, 自然)」問題があるのであって, それゆえに, その問題の近代的解釈から出発して得られた自然概念に基づいたわれわれの生の様式を考え直そうとするとき避けて通ることのできないものであると言わなければならないのである。古代のノモス - ピュシス問題を再度紐解くことは, われわれの生を決定付けている科学技術を基礎づける「規約主義」の思想と, 近代自然権思想による「契約論」によって根拠づけられている近代的リベラル・デモクラシー批判の出発点におかれなければならないのである。

すでに触れたように, 古典古代にあつては, 「コンヴェンションナリズム」とは, 「法」や「正義」は「人為」的なものであるがゆえに, 法や正義には自然的根拠など存在しないとする主張であった。そこから, それは, 伝統的な「都市(ポリス)」の法を攻撃する運動に論拠を与えるものとなりえた。他方, 法や正義を哲学的に基礎づけようとする試みも, 人為的で相対的なポリスの法と正義に自然的で超越的な基礎を与えようとするものであったがゆえに, それもまた, 既存の法と正義に敵対するものとならざるを得なかった。アテナイの文化と民主制的政治体制とともに成立していた伝統的理論は, まさにこのゆえに, 理論的に破綻せざるを得なくなったのである。

⁴アリストファネス『雲』195-202, 316-318を参照せよ。

⁵Plato, *Gorgias*, 509a

これに対して、近代合理主義の思想は、なによりも、自然的であることや超越的であることを不問にする点では古典的理論とは異なっていたが、人為すなわち人間の制作によるものをもって自然的なもの置き換える思想に辿りついたという点では「コンヴェンショナリズム」の側に身を置いていたと言い得るのである。それどころか、それは、自然的なものを否定し、技術的なものや協約的なもの、歴史的で時間的なものをもってそれと置き換える思想へと、ますます自らを純化していった。

第一巻の議論は、このような古典的理論と近代的理論が共通して持っている「コンヴェンショナリズム」と「哲学」的ロゴス（推論）の論理的欠陥を、ある意味では喜劇的に明るみに出し、その克服のためのロゴス探求への筋道をつけようとする議論であると言える。議論の課題がそのようなものとして設定されているとすれば、プラトンはすでにその時点で、われわれの時代に合理主義が陥る裂け目を見抜いていたと考えることもできる。第一巻の議論がそのようなものであるとすれば、その議論は、世界国家の実現による幸福実現、普遍的人権、自由主義、民主主義、功利主義、等々の思想を生み出した近代合理主義が立脚する思考枠組みの難点をわれわれが理解し、それを克服する途を探り出すのに不可欠な論点を提供してくれると考えられうるのである。

すでに触れたように、第一巻の議論のそのような役割が見えてくるのは、そのテーマを、「僭主制」と見るのではなく「民主制」と見るときである。『国家』の議論全体のテーマが「民主制」であることは、トラシュマコスが「民主制」の構成員と描くことによって、プラトン自身が直接示唆しているが、それにとどまらず、その作品の大多数が対話形式のものであることから、間接的に民主制が最大の関心事であったことが示されていたと言える。事実、プラトンの対話篇の筋書きは、少人数ながら発言者が市民たちの前で語り、聴衆の同意を得ながら、一定のテーマをめぐる対話が進行するというものがほとんどであるが、そのような対話形式の議論は、どう見ても民主制的であると言わざるを得ない。ついでに言えば、対話篇は読者であるわれわれをも含めた後世の者たちをも、対話の参加者としてその輪に加わらせることができることを考えると、そこには、時間的制約をさえ取り払った形で民主制が実現されていると言うことさえできるかもしれない。

それゆえ、対話形式によって自らの考えを表明することによって、プラトンは、アテナイの民主制を超えた普遍的な意味での民主制そのものへ賛意を表明できただけでなく、民主制が抱えている難点を表面化させ、それを克服してゆく途を指し示すことさえできたのである。そして、それにとどまらず、プラトンの「ロゴス」は、政治体制としての「民主制」だけでなく、その存立を背後から支えている「科学」ないし「哲学」のロゴスそれ自体が「僭主制」的なロゴスを内含していること、あるいは、「理性」それ自体さえもが「僭主的」性格を免れるものではないことを、示したのである。

それを裏付けるものとして、第一巻のソクラテスとトラシュマコスとの論争が決着したかと思える段階になって、ソクラテスに反論できなくなったトラシュマコスが、「民主制」のルールに訴えかけるような仕方でも、自らの発言が封じられているとの不満を述べている事実を挙げておけば十分であろう。トラシュマコスは、ソクラテスの「鉄と鋼の論理」⁶によって、自らの「強者の利益」説が覆されて敗北を認めざるを得なくなったとき、凶らずも「君は私に語らせたくないみたいだから」(350e)という言葉をおく。トラシュマコスのこの一言は、ソクラテスを育てた民主制の大本のロゴスが、相手の言論の自由を奪うということ、言い換えれば、大声で怒鳴ったり、淀みのない演説で相手の言論を封じる僭主的人間のロゴスと、相手に問いを發し答える相手の言説を吟味して真理を探究する哲学的人間のロゴスとが、同一の特性をもつことを含意している。それとともに、トラシュマコスのロゴスもソクラテスのロゴスも、ともに「民主制」を構成する二つの成素であることを含意しているのである。

いずれにせよ、これらのことから、われわれの時代の民主制と僭主制が抱えている問題を理解するために、プラトン『国家』第一巻の議論を再検討する必要があることが理解されてくる。このことを確認したうえで、世界的に広がりを見せつつある民主制否定の動きと、僭主制的支配体制が拡散していく動きを断ち切る有効な手立てを見いだし得ないでいる、今日の政治理論の限界を超えるために、古典的民主制論についてのテキスト読解を試みることにしたい。

[5] プラトン『国家』第一巻の筋書き

かくして、われわれは、『国家』の第一巻の議論を、民主制についての、民主制の人間による、民主制のための議論として、考察を加えて行くことになる。

第一巻を読むとき、まず目を向けなければならないのは、その議論の参加者たちが、どうやら、危機的状況にあるとはいえ、「民主制」の都市アテナイに関わりがある人たちが多数を占めているだけでなく、この巻の主人公の一人であ

⁶Plato, *Gorgias*, *ibid.*

るトラシュマコスさえもが、民衆の意見の代弁者であるという点である。そればかりか、彼の主張を代表するテーゼ「正義とは強い者の利益である」とする命題さえもが「民衆支配 (dēmokratikous)」を排除するものではなく、さらに彼自身が第五巻で明らかにするように、民主制的言論を担う者たちの一員として振る舞っているという点である。すでに見たように、われわれの理解では、第一巻のテーマは、「僭主制」であるよりもむしろ「民主制」であるということであったが、トラシュマコス自身が民主制の構成員であり、その主張が「コンヴェンショナリズム」の説であることからそのことが明らかになるということであった。しかしまた、そのことは、第一巻の議論の場面設定や議論が成立する経緯や、何よりもトラシュマコス自身が民主制の原則に訴えて不満を漏らしていたということによっても、裏付けられるということであった。ここでは、改めて、第一巻の筋書きを辿ることによって、そのテーマが民主制にあることを確認するとともに、それを踏まえて、その民主制議論を主導するソクラテスの哲学的弁証（問答）法にも重大な難点が孕まれていることを、明らかにしていこう。

まず、『国家』の議論が行われた場所について考えてみよう。その場所は、アテナイの外港ペライエウスにあるケパロス家という設定になっている。われわれは、そこが、ソクラテスがしばしば人々と対話したとされている「アゴラ(市場)」でないことに、注目しなければならない。通例、プラトンの対話篇で「何であるか」の問いが発せられるアゴラではなく、アテナイの中心から少し離れた、海軍と異国との交易の中心地であり、かつまた新しい文化を象徴してもいた、外港ペライエウスにおいてであることは、『国家』とりわけその第一巻の議論の性格を決定づけているはずである。われわれは、『国家』全体で行われる「正義」についての議論が、古の都市（ポリス）の正義とは異なる別の次元の「正義」であることを含意していると考えてよいのではないか。⁷

ソクラテスとグラウコンが二人してこの地にやってきたこと、そしてケパロス家に滞在して正義をめぐる議論に関わりをもたざるを得なくなった経緯もまた、見逃せない。彼らは、トラキア人の女神ベンディス（アテナイの神ではない）のお祭り見物にやってきたという筋書きになっている。その神は、ポリスの神々とも、ソクラテスのダイモンとも異なる、新奇なる神だからである。そこから、ベンディスの神と新たな民主制との関わりも第一巻を読むときの留意点となる。伝統の革新は、民主制との良好な関係においてでなければならないからである。

さらに、ソクラテスとグラウコンがケパロス家の息子ポレマルコスに引き留められる経緯にも、注意を払う必要がある。ポレマルコスが「力」あるいは「腕っ節の強そうな若者の人数」をひけらかし脅して彼らを引き留めようとしたこと、それに対して、ソクラテスが「もうひとつの途」、「放免すべきだと説得する (peisōmen)」⁸という途が残されていると主張した点も要注意である。また、ソクラテスが、「説得」の言葉を聞こうとしない者を説得することなどできないと反論された時点でグラウコンが下す逗留決定の判断も、ある意味での政治的決定である。それは、民主主義の手続きを経て下されていることが示唆されているからである。さらには、ケパロスとソクラテスの会話が、ケパロスのその場からの退出によってソクラテスとポレマルコスの会話に引き継がれたこと、その後の議論が幾人かの来客を含む意味で開かれた人々に継承されたことも、家父長制的な縛りが取り払われることを暗示していると言ってよいであろう。

こうして、ケパロスによって与えられた「正義」のテーマは、ソクラテスとトラシュマコスの対話へと受け継がれてゆくことになるのであるが、その場合、ソクラテスが「正義」についての「正論」の代弁者であるとする、トラシュマコスは「正義」についての「邪論」の代弁者、したがって「不正」の議論の代弁者の役割を演じているということになる。そのような人物が対話の中心的役割を演じる対話に、もし多くのソクラテス的対話篇と同じ仕方名称を付けるとすれば、『トラシュマコス』という名称がつけられるはずである。かつ、そのテーマも、「不正について」となるか、あるいは「僭主制について」となるであろうことは、十分に予測されることである。ところが、プラトンは、「弁論術について」という副題の『ゴルギアス』に登場するカリクレスとも共通する弁論家トラシュマコスを、「不正」の議論の代弁者としてでもなければ、また「僭主制」の代弁者としてでもなく、「正義」と「民主制」の仲間として登場させているのである。

トラシュマコスが登場するのは、戦争（ポレモス）と支配あるいは將軍（アルコン）という二つの語をその名前のなかに持っているポレマルコスが「友を益し敵を害す」という自らの説の誤りを認めざるを得なくなった後のことである。そのような正義の定義を是とするどちらかと言えば僭主的支配の正義の定義の支持者として、第一巻の最大の対話者であるトラシュマコスが登場してくる。トラシュマコスの登場とともに、正義とは何であるかという問いをめぐる論争は、彼の「強者の利益」説をめぐる論争へと展開されてゆく。こうして、第一巻の議論は、強者あるいは「力」をめ

⁷対話が行われるアテナイの中心地アゴラとアテナイの外港ペライエウスのケパロス家との関係は、そこでの交わされるロゴスという観点からすれば、民主制が成り立つ二つの社会類型である「閉じた社会」と「開かれた社会」におけるロゴスの関係を象徴している、と読むことができる。

⁸Platon, *Politeia*, 327c.

ぐる議論から始まり、正義が「悪」であるのか「善」であるのか、あるいは「悪徳」であるのか「徳」であるのかについての議論へ、そして、人間にとって「正義」が利益になるのか「不正」が利益になるのかという、三つの議論からなる論争として展開されてゆく。結果はソクラテスの勝利に、つまり「正論」の勝利に終わる。

しかし、トラシュマコスとソクラテスの正義をめぐる対話は、『国家』の議論全体との関わりから言えば、いわば「正義」の影の部分となす議論という性格を担っているようにみえる。そこでのソクラテスの哲学的弁証（問答）法のロゴスは、言わば、ソクラテスが自ら述べた「弁論家」「トラシュマコスにペテンにかける（sykophantein）」（341c）とか「ライオンの鬃を剃る（epicheirein）」（ibid.）という言い回しによって表されるのが相応しい論証として、行なわれているのである。要するに、その論争では、ソクラテスもまた「弁論家」になっているのである。

[6] 哲学的弁証（問答）法と弁論術

これまで、『国家』第一巻の議論は、その中心的テーマが「民主制」である、という主張を裏づけるために、その巻の粗筋を辿ってきたが、以下では、そのなかから注目すべきであると思われる点に焦点を合わせ、そこに含意されている諸問題に検討を加えていこうと思う。そこで、なおしばらく、第一巻前半部の議論を、とりわけその巻の議論を支配しているロゴスの問題に焦点を合わせて見ていくことにしたい。

『国家』第二巻の最初のところでグラウコンによってまとめ上げられた説は、一般にコンヴェンションナリズム説と言われているが、それは、一言で言えば、「正は人為（ノモス）である」という説を意味する。その説から、ホップズ以来の近代的な社会契約説を思い浮かべる人がいるかもしれない。ところが、それら両説の近さに気づくとき、近代人は、頭をひねらざるを得なくなる。というのも、近代人は、その説を「自然権」の名で呼び、「自然」と「権利」ないし「正」すなわち「人為的なもの」とを平然と結びつけているのに、古代人たちは「自然」と「人為」を対立させることによって問題を思考してきたからである。古代人たちにとっては、「自然（physis）」と「人為（nomos）」は、峻別されるべき二つのものであった。⁹

しかし、われわれが試みようとしているように、第一巻の議論を、民主制論と見て、「力」や「暴力」といった「自然（physis）」を、「人為」すなわち「法（nomos）」に従わせることを主眼とする議論と見るなら、第一巻の議論で、トラシュマコスが民主制のなかに組み込まれていくことが示すように、「力」とりわけ僭主制の原理でもある「暴力」が、「法」つまり「ノモス」の支配の下に組み込まれていくという筋書きになっていることに気づく。だとすれば、それは、近代的議論に先立つ自然権についての先行的議論ということにもなる。しかし、それと同時に、第一巻の議論は、近代的な自然支配と自然権の思想に共通の欠陥を炙り出す議論ともなっている。

どういうことかと言えば、第一巻の論争において、ソクラテスは、論理的には勝利を収めているが、説得という点では、必ずしも成功したとは言えないのであって、その論争は、結局、ソクラテスの対話的弁証（問答）法のロゴスが成功的でなかったことを意味している。ということは、ソクラテスの対話的弁証（問答）法が民主制的地平に完全に適合できていないか、あるいは民主制的言論（ロゴス）の地平で他者を説得しつくすことなどありえないということか、のいずれかであろう。つまり、論争におけるソクラテスの勝利にもかかわらず、都市すなわちポリスの言論の世界は、ソクラテスのロゴスを必要としないか、あるいは必要とするにしても、政治的世界の主導的ロゴスとしてではなく、補助的ロゴスとして必要とするだけかのいずれかであるということである。第一巻でソクラテスが論争に臨む際にとったソクラテスらしからぬ態度¹⁰は、そこでの議論が、これから「開かれた都市」になろうとしている政治的ロゴス空間を反映している。それゆえ、ソクラテスのロゴスによる説得の失敗は、われわれの時代と共通する「開かれた社会」でのソクラテスのロゴスの失敗を意味している。したがって、その議論の難点をつかみ出すことは、近代的民主制論や正義論の裂け目を抉り出すヒントを与えてくれるのである。われわれがここで、民主制をキーワードとして第一巻を読もうとする理由は、その点にこそある。

「正義」をテーマとして与えた人物、ケパロスがその場を去った理由は、「神にお供えをする」（331d）というものであった。このケパロスの退出によって、議論は、息子ポレマルコスとソクラテスによって継承され、さらにトラシュマ

⁹古代人たちに対して、近代人たちは、己の「啓蒙」とおした自然征服と自然権の思想によって、両者の総合に成功したと主張した。しかし、古代人による両者の峻別が極めて明快であったのに、近代人たちの「自然征服」と「自然権」の思想は、両者の境界を取り払って人間を神の地位に押し上げもすれば、逆に人間を悪魔的なものに変じさせる、極めて危険をはらんだものでしかなかった。それゆえ、その総合は、一見、「自然」と「人為」の総合のようでありながら、かえって、両者の矛盾を峻烈なものにただけでしかなかったとも言えるのである。つまり、その総合は、次なる分裂と崩壊へ向けた助走でしかなかったということなのである。

¹⁰第一巻のソクラテスは、論争に「金銭を賭ける」ようというトラシュマコスの要求を、議論をおして否定することはせず、グラウコンからの寄付（論争に負けた時の罰金を肩代わりするという）の申し出があったこともあって、暗黙の裡に吞んでいるように思われる。それは何気ないことのようにもあるが、少し突っ込んで読めば、その対話が「開かれた社会」としての民主制のなかで行われている対話であることを暗示しているようにも思われる。

コスとソクラテスに継承されていく。その議論の継承は、神的なものと先祖的なものが人間的なものへと置き換えられることを示唆している。プラトン対話篇を配列するとき、文献家たちは『国家』の前に『クレイトポン』を置き『法律』の前に『ミノス』を置くことを習わしとしているが、第一巻におけるケパロスは、徳の技術としての正義についての知識の問いを提出したクレイトポンやギリシア最古のクレタの「法」の制定者であるミノスという伝説上の人物を思い起こさせる役を演じているのである。また、ソクラテスの対話者が、「言葉（ロゴス）」と「法（ノモス）」の担い手や神の縁者である者から、先祖から遺産を受け継ぐ者を経て、ポリスの客人でもある人物へと受け継がれていくプロセスは、ロゴスが天上から地上へ、あるいは特権的な者から民衆へと転換されてゆくことを暗示していると言ってよい。そのことはまた、ソクラテスの対話の相手が、「老人」から「若者」へと、あるいは、いわゆる「市民」へと転換されて行くことをも意味しているのである。

このケパロスの退出には、もう一つの意味が含意されている。つまり、それには、「欲望」の消失あるいは滅却が含意されているのである。彼が神の許に進み行くのは、その欲望が衰えたことによってである。それゆえ、ケパロスの神の許への退去には、神から譲り受けた「生命」の返却が暗示されているのである。¹¹彼は、欲望の衰えによって「平和と自由」（329c）が達成されると言う。ポリスに背を向けたケパロスが手にすることになる「平和と自由」は、彼岸の世界にあるのである。

それに対し、息子ポレマルコスは、父ケパロスとは対照的な仕方、「借りたものを返す」という態度を親から引き継いでいる。息子は精神に関わる態度としてそれを引き継ぐ。その名、ポレモスとアルコンが示すように、彼が父から受け継ぐのは、戦闘や軍の統帥に関わる精神性としての「気概」である。こうして、詩人シモニデスによって仄めかされた「借りたものを返す」という正義は、人間的地平にまで引き下げられる。しかし、それが詩人に示唆されたものであったことが暗示しているように、そのような正義は最初からロゴスの吟味に耐えられないものであること、したがってまた、弁論家のロゴスからも哲学者のロゴスからも反駁されるべきものであることは明らかである。しかし、詩人のロゴスは、大衆を説得する技術としてのレトリックを心得ている。対するソクラテスのロゴスは、弁証（問答）法的ロゴスである。それゆえ、ポレマルコスの「借りたものを返す」は、ソクラテスとの対話をとおして、「その人に相応しいものを返す」へと変形され、さらには、「友には善きこと（利益）」を「敵には悪しきこと（害悪）」を返す「技術」であると定義し直される。その上で、「技術」が有用であることからの類比によって、「正義」は平時にも有用であるとの結論が導かれる。「農業」の技術が「平和」時にも有用であるのと同様だというわけである。さらに、その理由を問われたとき、ポレマルコスは、それが「契約」を獲得する技術だからだと答えていることから明らかなように、ここでは、「正義」が「技術」的な知と置き換え可能なものとして取り扱われているのである。ソクラテスは、ポレマルコスのこのような「正義」を「技術」と置き換え可能と見る見方を揶揄して、それなら「正義」は「盗人」の技術と変わらないと言って退けてはいるが、正義を技術的な知と置き換え可能と見ていることは、その後のトラシュマコスとの対話においても確認されるところである。というよりもむしろ、第一巻のソクラテス議論は、哲学知を技術的な知と同一視することを、その特徴としているのである。

しかし、「正義」と「技術」の関わりの問題は後に論じるとして、ここでわれわれが注目したいのは、ソクラテスがポレマルコスとの対話を進めていく際の「言論（ロゴス）」の方である。それは、哲学的ロゴスというより、哲学的レトリックと言うのが相応しいかもしれない。というのも、それは、後にトラシュマコスに対話が引き継がれたときに問題になってくる、相手の言論を遮断するロゴスだからである。長広舌が相手の言論を封じる言論であることは言うまでもないが、ソクラテス的対話のロゴスもまた、それに劣らず、実質的に相手を沈黙させることになるロゴスなのである。「鉄と鋼の論理」¹²と言われるそのロゴスは、その比喩が含意しているように、強圧的な「力」のロゴスであって、本来は、ソクラテス的な哲学のロゴスと相容れないはずである。しかし、それがそのような「力」をもつのは、それが「正義」を「技術」的な「知」と結びつけるロゴスであること、つまり、対話的ロゴスの知と技術知とを同一視するロゴスだからである。

『国家』第一巻の民主制論が、このようなロゴスを内含し、そのロゴスによって展開されていることを、われわれは、真剣に考えてみなければならない。そこにおけるソクラテスのロゴスが哲学的ロゴスではなく哲学的レトリックである

¹¹後に述べるように、「神に借りたものを返す」は、プラトンの哲学の重要なテーマであって、ここでは、魂が本来あるべき場所である肉体から離れた他のどこかあるところへの回帰を意味するとともに、肉体（sōma）の方も、それが本来あるべきところである「墓（sēma）」に返却することを意味する。しかしそれにとどまらず、「返却」は、一般に、すべての物が本来あるべきところに「返す」ことでもあって、「自然」を回復させることをも意味し、さらにそれを回復させる行為は、人間の「自然」的振る舞いであることになる。それゆえに、すべての物の「自然」的位置の回復は、まさに「正義」の概念を根拠づけるものでもあることになる。Cf. *Phaidon*, 67c.f., *Gorgias*, 493a.

¹²Platon, *Gorgias*, 509a.

という事実は、それが『国家』の全議論への「序論」であるというその位置づけからきていることは間違いないが、それと同時に、『国家』における哲学知の、あるいは弁証（問答）法的ロゴスと関わりがあるとも言い得る。弁証（問答）法的であるとは、ここでの議論に即して言えば、「正義とは何であるか」という問いに対して、トラシュマコスのような仕方では答えられないということでもある。トラシュマコスが答えようとした「正義とは何であるか」という問いの「何であるか」は、弁証（問答）法的には容易に答えられ得ないものである。弁論家トラシュマコスが提出した答え「強い者の利益」の「真」ならざることは、第一巻のソクラテスの哲学的あるいは問答法的レトリックによって確かに暴露されるが、その論証が疑問の余地ある論証であることは明白である。こうして、そこで問題とされるべきものがソクラテスの哲学的、あるいは問答（弁証）法的レトリックであることが明らかになる。

第一巻は、トラシュマコスとソクラテスの論争（三つの問答からなる）が議論の大半を占めるが、彼らの問答は、「正義とは何であるか」の問いに対してトラシュマコスが「強い者の利益である」と答えたところから始まる。それは、「何であるか」という哲学的問いに対する答えから始まっているのである。対するソクラテスの論駁は、哲学的問答形式でもって行われるべきであるとの主張から、トラシュマコスにもその問答法的ロゴスが押し付けられる形で進められて行く。

ところで、論争的対話が進められていくなかで、問われている事柄が、次第に正義の問題から技術知の問題へと、さらには正義の有用性の問題へと、「ずらされて」行くことになる。それは、「……何であるか」という問いに対する答えの困難さの表現であるとも言えるが、それを「民主制」的政治体制下での「……何であるか」の問い、つまり哲学的な問いの困難さを表すものと解するなら、第一巻の議論は、ロゴスの有限性を確認する議論であると解することもできる。そして、そこでは、ソクラテスの哲学的ロゴスは、トラシュマコスのレトリックに勝利する。しかし、その勝利は哲学的レトリックとしての勝利であるにすぎず、哲学本来の弁証（問答）法的ロゴスの勝利を意味するわけではない。むしろそれは、そのロゴスが難破したという印象をわれわれに与えるものでもあると言わなければならない。

その哲学的ロゴスの躓きの石は、「羊飼術 (poimenikē)」(345d) についての議論にあるように思われる。ソクラテスは、トラシュマコスを論破するために、トラシュマコスが持ち出した「羊飼術」の例を利用する。ソクラテスは、この例を巧みに用いて、統治の問題を技術の問題に還元して、技術がその対象を善くするものであることを根拠にして、「正義」は羊飼術すなわち支配者の善ではなく、羊すなわち民衆の善を実現しようとするものであることを論証するのである。この論証において、ソクラテスは、正義の問題を哲学知とは対照的な位置にある技術的な知に置き換えることによってトラシュマコスを論破はするが、そこでは、明らかに、正義を利益や功利の問題へと「ずらして」行くペテン師的な論証法が用いられている。それゆえ、「羊飼術」の挿話には、プラトンがソクラテスとトラシュマコスの議論によって語ろうとした二つの核心的な事柄が語られていると言ってもよい。その一つは、哲学的レトリックは真理や正義よりも事実や技術と関わりをもつということ、いま一つは、それによる論証もまた、「真なるロゴス」によるよりも「偽りのロゴス (logos pseudos)」(382c) や「欺瞞 (apatē)」(cf.459c) に関わりのあるロゴスによるものであるということである。

[7] 「羊飼術」と支配の「技術 (technē)」をめぐる

そこで、トラシュマコスとソクラテスの対話のなかの「羊飼術」の挿話における「技術」と「欺瞞」の問題に焦点を当てて、そこに含意されている「支配」と「哲学的レトリック」の限界の問題について、今しばらく検討を加えておきたい。

ところで、「神的支配 (Theocracy)」なるものがあって、それにより都市（ポリス）的生活や共同性の問題が解決されるのだとすれば、おそらく、ケパロスが「財」と「生命」を「神」に返却するところで議論が終わり、「民主制」についての議論は不必要になるはずである。というのも、エロスの凶暴な支配から解放されている「老人」には、「正義」はすでに実現されているはずであるし、神々の支配する世界ともなれば、「正義」も「平和」も、それ以上に完璧な仕方ですでに実現されているはずだからである。ケパロスが、年を取るとエロスの支配から解放され、「平和 (eirēnē)」と「自由 (eleutheria)」(329d) が与えられると述べているのはそのためである。しかし、第一巻の筋書きは、神に向かう年老いたケパロスではなく、エロスのあまりにエロスの「人間」たちに引き継がれる。それゆえ、エロスをテーマとする『饗宴』が政治的議論でないとしたら、第一巻のソクラテスとトラシュマコスの対話は、政治的エロスを取り扱った唯一のプラトンの対話であると言いうることになる。

われわれがトラシュマコスに注目するのは、彼が政治的エロスと関わりをもつ典型的な人物だからである。すでに見たように、トラシュマコス登場に先立ち、ポレマルコスとの議論のなかで、「借りたものを返す」という正義の定義が取り上げられたとき、ポレマルコスによって定式化された「正義」とは「友には善きこと（利益）」を「敵には悪しき

こと（害悪）」を返す「技術」であるとする定義のなかに、続くソクラテスとトラシュマコスとの議論の地平が準備されていた。ちょうど「農業」の技術が「平和」時にも有用であるように「正義」は平和時にも有用であるというポレマルコスの議論は、人間論の範囲内で正義と平和の問題を技術的に解決する、エロスを「手懐ける」ための議論なのである。正義を「契約」によるものと解するこの議論こそ、正義の「知」と技術的な「知」とを置き換え可能にする議論に道を開くのである。

ソクラテスは、それならば「正義」は「盗人」の「技術」と変わらないと言ってそれを退けてはいるが、この議論によって、本来的「正」であり自体的「正」であるべき「正義」が「契約」的正義に置き替えられるのである。つまり、第一巻のソクラテスは、自体的「正義」を主張して「契約」的正義を否定するのではなく、むしろ、自体的「正」である「正義」を、技術的「善」とすり替えることによって「コンヴェンショナル」な「正」と結びつけているのである。それゆえ、ここでわれわれが目しななければならないのは、「正義」を「技術」と結びつける見方の方である。前章で見たように、ソクラテスのこの見方は、哲学の知と技術知を同一視することによって成り立つ。要するに、第一巻の議論は、ソクラテスが自体的「正」と技術的「善」をすり替えて議論を進めることによって成り立っているのである。

「羊飼術」の例がトラシュマコスによって持ち出されてくるのは、トラシュマコスの最初の答え、「強い者の利益」説の弱点を修正して提出された「もっとも厳密な意味における支配者」説を論駁しようとしてソクラテスが持ち出した「技術的な知」の例による論証をきっかけとしている。ソクラテスに反論するために「羊飼術」を持ち出したトラシュマコスは、「羊飼術」は羊のために羊を支配するのではなく自分の利益のためであると言う。

「強い者」は誤らないと定義し直してなされる第二の「強者の利益説」は、厳密な意味での政治的知識、したがってまた、真の意味での「正義」の議論となることから、それは普遍的な利益に関わる知識であることになる。そこから、ソクラテスは、そのような知識は「技術」的な「真理」との類比によって理解されると考える。というのも、技術は常に何らかのもののためになる知、つまり手段的な知であって、およそ、それ自身のためになるような技術などといったものは存在しないからである。それは、常に、それ以外のもののためにあるのである。したがって、そこから「およそ知識とは、どんな知識でも、けっして強い者の利益になる事柄を考えて、それを命じるのではなく、弱い者、つまり自分が支配する相手の利益になる事柄を考えて、それを命じるのだ」（342c-d）ということが結論として出てくる。それは、「正義とは強い者の利益である」というトラシュマコス説とは正反対のものである。

そこで、トラシュマコスは、正義は他人の善を考えて命じられるという考えを受け入れ、次のように自説を修正する。すなわち、正義は強い者、支配する者の利益であるから、「ほんとうは他人にとって善いこと」であり、服従する者にとっては、「自分自身の損害」に他ならない（343c）、と。この説はさらに、不正な者が利益を得、正しい人が損をすることも言い換えられる。この修正によって、トラシュマコス説は、正しい人と強者とを等置する説から、強者と不正な人とを等置する説へと転倒されることになる。この転倒によって、「不正は正義よりも強力で自由で支配力のあるもの」（344c）という結論が導かれてくる。それによって、さらに、「強者の利益」説は、「正しいことは強い者の利益であるが、これに対して不正なることとは、その人自身にとって利益になり得になるもの」（344c）と言い改められる。トラシュマコスは、最初の命題に、「不正はその人自身にとって利益になり得になる」という命題を付け加えることによって、自らの難局を切り抜けようとするのである。

トラシュマコスの議論は、ソクラテスの利他的な「羊飼術」に対する利己的な「羊飼術」の対置によって、したがって、支配という政治的行為の目的転換によって、「技術」の論理、つまり何らかの目的のために行なわれる論理を踏まえながら反論するという形をとっている。その限りで、ここでの両者の対立は、「羊飼術」が利他主義的に支配するのにか利己主義的に支配するののかという対立にすぎず、「羊飼術」は「技術」であるという位置づけの上で議論されているという点ではともに同じ地平にある。

それゆえ、両者の「技術的」な問いという枠組みに規定されて、議論は、その出発点で問われていた「正義とは何であるか」という哲学的な問いに答えることをせず、それが「徳」であるのか「悪徳」であるのか、「知恵」であるのか「無知」であるのか、さらには、「不正のほうが正義より「得」になるのかはたまた正義の方が不正よりも「得」になるのか」（354b）という、別次元の問答に移っていかざるを得なくなる。

ソクラテスがこの議論で主張しているのは、「本当の意味での羊飼術」は、「ただもっぱら支配を受け世話をされる側の者のためにこそ最善の事柄を考える」（345e）ということであるが、ソクラテスのこの主張がトラシュマコスの「力への意志」に打ち勝つという筋書きは、アリストパネスの『雲』のなかでの「正論」と「邪論」のやり取りを思い起こさせる。『雲』では邪論が勝利したのに、こちらでは「正論」が勝利する。つまり、レトリックが哲学的弁証（問答）法に、より精確には、ソクラテスの哲学的レトリックに屈服するのである。そこには、ソクラテス的レトリックの土俵の上で窮地に立たされているトラシュマコスの姿が見えるが、説得の技術であることを本分とするソクラテス的レトリックも

相手の説得に成功したわけではない。それゆえ、トラシュマコス、「真の意味での支配者が進んで支配の地位に就こうとするなどと思っているのか」というソクラテスに対して、「思っている」どころか「そうであることをよく知っているのだ」(345e)と答える。それは、ソクラテスの哲学「知」の用語を逆手にとった「皮肉」である。トラシュマコスのこの言葉には、ソクラテスの哲学的レトリックに対する、ある種の限界の指摘が込められていると言ってよい。ソクラテス的レトリックの限界は、以下のような対話のなかで明るみに出てくる。ソクラテスによれば、一般には、支配する者には支配されるものから報酬が支払われて然るべきだと考えられている。その理由は、支配者の支配によって利益が生み出されているからである。ところが、このとき、支配によって「利益」を得ているのは、支配される者たちの方である。つまり、「羊飼術」によって生み出される利益は、羊たちのためのものであって、羊飼いのためのものではないというのである。ソクラテスは、それを根拠にして、「羊飼い」が羊を守護しよく太らせるのは羊のためではなく自分のためであるというトラシュマコスの説を否定する。ソクラテスは、技術一般が自分自身の利益をもたらすのではなく他の者の利益をもたらすものだといい、そこから、「羊飼術」も、他の者の利益をもたらすものだと論じるのである。しかし、この議論では、支配者の利益と被支配者の利益がすり替えられている、また「善」と「利益」もすり替えられている。プラトンは、その議論の後、ソクラテスとグラウコンの会話を挿し挟む(347a-348b)ことによって、議論の修正を図らざるを得なくなる。

[8] 民主制と哲学的レトリック

挿入されているソクラテスとグラウコンの対話では、二つの問題が取り扱われている。一つは、すでにトラシュマコスとの対話でも問題とされていた、後に「哲人統治」論のテーマとなる、人は自ら進んで支配者になろうとはしないという問題である。もう一つは、トラシュマコス説得の方法に関する問題、つまり、「羊飼術」の議論におけるソクラテス的レトリックの限界を示し、哲学的弁証(問答)法の意義を確認することである。

この修正によって、支配の対価としての支配者の報酬の問題は、利益とは対極にある罰則の問題に変更される。つまり、支配者となるべき人間が支配することを拒否した場合には、「自分より劣った人間に支配される」(347c)という罰が課されることになるというのである。この説から、われわれは、トラシュマコスとの間で問題になった論争の「賭け金」に関する問題や、第五巻の厭々支配させられる「哲人統治」論の哲学者、さらにはソクラテスの死刑判決の問題を思い起こすであろう。しかし、その哲人統治説も、第五巻で、「大波」に曝されるとされていることから分かるように、世間一般の常識からかけ離れたものであることに変わりない。それから見ると、その修正によっても、常識的世界あるいは政治的世界と哲学との隔たりが容易に取り除かれなことが分かる。

プラトンがグラウコンとの対話を差し挟むことによって行われたもう一つの事柄は、それまでの一対一的な対話の厳格な履行の再確認である。それまでのトラシュマコスとの論争で採用されてきたソクラテスの哲学的レトリックは、その「技術」との関わりが暗示するように、哲学的弁証(問答)法に比べると一段下位に位置づけられるものであった。というのも、「技術」との類比による論証の場合、一見対話的な仕方でも議論が進められてはいても、その際の手法は、必ずしも弁証(問答)法的な真理開示の手法であるわけではないからである。そのことは、ソクラテスがトラシュマコスを最後まで説得することができないことによって示されている。

ソクラテスがグラウコンに確認しているのは、一対一的対話を「お互いに相手の言うことに同意を与え合いながら考察を進めて行く」(348b)やり方である。ソクラテスは、それを、「裁判官(dikastai)」と「弁論人(rhetores)」を同時に兼ね備えるやり方であると述べている。それは、弁論に弁論を対立させ裁判官が両者の間に立って判定を下す法廷弁論のロゴスとは異なる。それこそがソクラテス本来の真正の弁証(問答)法的ロゴスなのである。

再開されたソクラテスとトラシュマコスの対話は、このやり方で進められることになるが、その後の議論で、正義が「知恵」であるのか、あるいはまた「徳」であるのか、はたまたそれは「得」になるのかをめぐって議論が続けられはするものの、それでもなお、トラシュマコスを納得させるには至らない。第一巻のソクラテスのロゴスは、トラシュマコスを説得できないのである。

『国家』の以後の巻において展開される議論も、この厳格化された形の問答法によって行われていると考えてよい。というのも、第二巻以後の議論は、ここで確認された裁判官と弁論人とを区別しない哲学的弁証(問答)法によって続けられているからである。それでは、なぜ、この巻ではここで修正された哲学的問答法によってもトラシュマコス説得に成功しないのか。この問題について考えることは、ある意味で、近代合理主義とリベラル・デモクラシーの抱えている問題を解決へ導く糸口になるかもしれない。その理由は、第一巻が民主制をテーマとする議論であったこと、そしてまた、ソクラテスの哲学的弁証(問答)法のロゴスが依然として「技術」的合理性の縛りのなかにあったことに求められるであろう。

まず第一巻の議論が「民主制」についての議論であるという点であるが、民主制の原理が息づいている世界は、『国家』第一巻だけでなく他の多くのプラトンの対話篇が示しているように、そしてまたトラシュマコスでさえその構成員になり得るといことが示しているように、そのなかに多くの矛盾を抱えながらも一体性を保っている世界、人間が「共に生きる」ための共同性の世界であるということである。それは、技術知の理性によっては万事を処理できない政治的原理が生きている世界なのである。本来、ソクラテスから始まる古典的理論家たちを特徴づける思考は、「技術 (technē)」と「支配 (archē)」とを対比的なものと考えてきた。ところが、ソクラテスは、トラシュマコスとの論戦において、医療や建築術などの「技術」を例に用いて「支配」あるいは「政治的な」問題を議論した。このことは、そこでのソクラテスの弁証(問答)法が本来のものではなく、単なる哲学的レトリックでしかないことを暗に示している。したがって、この「問答法」によっては、トラシュマコス説得が不可能であるだけでなく、民主制の体制下では、端から「説得」など望み得ないということだったのである。

このことは、第一巻も終わりに差し掛かったところで、トラシュマコスの「ベンディスのお祭りのご馳走を十分に堪能したことだろうね」という言葉に対して、ソクラテスが、「君が腹を立てずにおとなしくしてしてくれたおかげだよ」と礼を述べた上で、まだ料理を「十分食べ終えたとは言えない」(354a)と応えているところから、明らかになる。祭りの「ご馳走」のことを忘れて議論に没頭していたソクラテスは、自分たちのロゴスを「食」に譬えているが、このような譬えあるいは「比喩」の重要性が、それによって示されてもいる。

比喩の話が出てきたところで、われわれもまた、この巻の以前の比喩を用いて言うことになるが、ソクラテスが民主制について民主制の原理に則って議論を行っているのだとすれば、彼は、トラシュマコスを説得しようなどとはせず、彼を「ペテンにかければ」それで十分だったのである。実際、プラトンはソクラテスにそれをやらせているのであって、ソクラテスは自らのレトリックの力で「ライオンの鬃を剃り落した」のである。第二巻以後の議論において、ソクラテスは、「高貴なる嘘」、「比喩」による説明、あるいはまた都市の正義からの個人の正義の類比的論証などの哲学的弁証(問答)法のレトリックによる議論をおこなっているが、彼が依拠しているこれらの言論の技術こそ、第一巻のソクラテ斯的弁証(問答)法の欠落を埋め合わせるものなのである。

さらに、第一巻の結末の議論が示しているのは、これまでの議論における「エロスのなもの」の捨象に問題が孕まれていることの指摘である。ソクラテスは、その責任は自分の方、つまり自らの哲学的ロゴスの方にあることを認め、料理のつまみ食いはその原因であるとしているのであるが、このことの中に、この巻のソクラテスの哲学的レトリックが「力」や「欲望」に関わる「エロスのなもの」の極めて不当な仕方での扱いが表明されている。エロスが「技術」の軍門に下らされ、政治的ロゴスから排除されたことが問題なのである。しかし、このような政治的なのものの技術への還元が、民主制を支えるロゴスに寄生する獅子身中の虫であることがこの議論で確認されていると言ってもよい。それゆえ、われわれには、この第一巻の議論から、そこになお存している政治と哲学という二つのロゴスの原理が、その場に居合わせる者たちはもとより、その読者たるわれわれにも、厳として存在する対立する二項として存していることが理解されようになるのである。こうして、われわれは、この第一巻の議論から、哲学と民主制の関わり、そしてまた、それを今日の文脈に移し替えて、哲学ないし科学と政治がいかなる関わりをもつべきか、その根本的原理の何であるかを、学ぶことになるのである。

[結語]

本稿を締めくくるにあたって、第一巻の議論で、「借りたものを返す」という人間的行為が、要の位置に置かれていたことを想起しておきたい。この返却の行為の後、「敵を害する」正義と「他の者の善」としての正義の概念が引き出されてきたにもかかわらず、重要な意味を持つこの原理がこの巻では存外に軽視されているとの印象が否めない。そのことを考慮するとき、第一巻におけるソクラテ斯的レトリックの不首尾は、ソクラテスによる「自己知」の軽視ないし無視に起因するのではないかと思えてくる。ソクラテス的「無知の自覚」とともに意識に上ってくる自己知の欠落という問題は、第一巻の議論の隠れたテーマであって、そこでの議論におけるソクラテス的論証の欠陥を根本から規定していた、と見てもよいのではないか。その点で言えば、第一巻における「借りたものを返す」についてのソクラテスの理解の不十分さは、アリストファネスの『雲』におけるソクラテスの理解とも共通している。¹³『国家』のそれ以後

¹³アリストファネス『雲』の登場人物(ソクラテス、ストレプシアデス、ペイディピデス)たちは、いずれもこの「自己知」を欠いたものと描かれているように思われる。競馬に大枚を費やし借金を膨らませたペイディピデス、息子の借金を帳消しにするために弁論術を学ぼうとしてソクラテスの許に現れるストレプシアデス、それに自然学と弁論の技術を磨くことに没頭するソクラテスたちはいずれも、自己知を欠いたものとして描かれていることは間違いない。『饗宴』ではアリストファネスは医者のエリュクシマコスと取り換え可能な人物として描かれているが、このこともまた、アリストファネス自身がこの自己知への自覚が希薄であったことを裏付けている。

の展開を考慮して言えば、その命題は、都市（ポリス）においてはそれぞれの者に「その人に相応しいもの」が与えられると言い替えられ、都市における正義と善を定義する基本的命題となるはずのものである。しかし、第一巻の民主制についての議論では、ケパロスの「返却」によっても、そのほかの人物たちに委ねられた「平和」が叶わないことはもとより、ソクラテスとトラシュマコスの間にはさへ和解と平和が訪れることはない。もちろん、他の者への「返却」は、「契約」の技術と結ばれ、それによって「平和」がもたらされることも十分ありうるだろうが、そのようにして達成される正義も、結局、コンヴェンショナリズムの正義の域を出るものではない。第一巻の議論を「民主制」論として読むとき、それは同時にソクラテスのレトリックによる「僭主制」批判となるが、その際、その批判の論拠とされるのが、この「契約」論の考えであった。そうであったがゆえに、第一巻の議論は、いわば、ソクラテスの洗練された「コンヴェンショナリズム」によるトラシュマコスの粗野な「コンヴェンショナリズム」批判という体裁のものとなったのであり、それゆえにまた、その議論は、われわれに、デモスの支配という意味での「民主制」の本源的な問題点を指し示す議論となりえたのである。

ところで、『国家』は、「平和」が脅かされつつあったポリスにあって、進取の気風をもって、来るべき時代の「正義」と「平和」の実現に向かわんとする人々によって行われた対話の報告という形をとっていた。「平和」が失われつつある都市において、エロスの権化とも言うべきトラシュマコスを排除するか、矯正して民主制の一員に迎え入れるかは、重大な関心事であったはずである。『国家』は、「トラシュマコス」の原理であるエロスを手懐け、同時にもうひとつの原理、ソクラテスの哲学に欠けているレトリックを取り戻させることによってその課題に応えようとした。そのために、プラトンは、トラシュマコスに体现されるエロス、つまり魂の「気概」的部分を断ち切る必要があった。第一巻でのソクラテスは、確かに、トラシュマコスを黙らせたように、「気概」の対極に位置する「節度」や「控えめ」や「謹厳実直さ」を称揚した。それが元になって、ソクラテスは、「正義」を、禁欲的な「節度」と結びつく「専門的知識 (epistēmē)」や「技術的知識 (technē)」とすり替えたのである。

しかし、このことによって、ソクラテスの民主制的ロゴスは、本来の哲学的あるいは弁証法（問答）的ロゴスと関わりをもつエロスまでも駆逐してしまうことになったのである。第二巻以後の全議論は、この弁証（問答）法的ロゴスを回復させる試みと言えなくもないが、そこで試みられている言論による都市建設においても、依然として、詩人追放論と「ディオニュソス的なもの」の忌避の姿勢が貫かれているように思われる。そのことは、第五巻でのディオニュソス祭への言及に際し、グラウコンが口にした「合唱隊に耳を傾ける者たち」は「似非哲学者」（475d-e）であるという言葉によって示されている。『国家』の第二巻以後の議論で、グラウコンとともに、「節度 (sōphrosynē)」あるいは禁欲的徳の代表者たるアデイマントスがソクラテスの主要な対話者となっていること、さらには、第十巻でポリスへの帰還を果たす詩人が、大衆を煽り立てることは得意でながらも平静状態を描くことは不得手であると言って都市（ポリス）には不要であることを認めていることも、そのことを裏づけているように思われる。¹⁴

最後に、『法律』では、「ディオニュソス的なもの」である劇と音楽が『国家』とはまったく逆の仕方でも取り扱われていることを指摘して、第一巻を「民主制」論として読むわれわれの試みを閉じることにしたい。というのも、われわれは、『饗宴』に描かれているあの人々の「友好的 (convivial)」共存のなかに、プラトンの民主制論の本来の形が表明されていると考えるからである。『法律』の対話者たちは、三人とも老人たちである。そのうえ彼らは、実際に飲むわけではないが「酒」の議論によって口を滑らかにしたうえでディオニュソスへの賛辞を語っている。歌舞団のなかにロゴスの場から立ち去ったケパロスと同類の老人たちが参加している。それを語っているアテナイからの客人は、哲学的レトリックの欠陥を埋め合わせるロゴスが存在することを示しているように思われる。アテナイからの客人の語りは、ただ「借りたものを神に返す」のではなく、彼らをも含めた都市の全構成員（市民）たちに、それぞれの者が相互に「借りたものを返却する」、つまり生命をも含めて与えられた能力に応じて、お互い「自ら与えたものの返却を受け」「与えられたものを返却する」という「正義」を、われわれに教えているように思われる。デルフォイのアポロの知恵をも凌駕するこの客人のディオニュソス的な知恵のなかにこそ、時と処を超えて妥当する、民主制と平和実現に必要とされる「異種混合的 (heterogeneous) な」知恵の原型が認められるのである。

¹⁴ただし、国家第十巻のこの個所で、自分がポリスに不要であることを認めながら、詩人が「高貴な嘘」の語り手としてポリスに帰還を果たしていることには、注意を向けなければならない。

地域の課題解決と地域金融機関経営を両立する ビジネスモデルの在り方についての一考察

Consideration about the way of balancing local finance institution's business model and local problem solution

藤 木 秀 明
FUJIKI Hideaki

要 旨

本論文では、地域金融機関が地域活性化により貢献していくための方途について、PPP（公民連携、Public Private Partnership）の観点から考察した。リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の経緯、地域金融機関を取り巻く環境の変化を整理し、地域金融機関が地域の課題解決に向き合う必要があることを明らかにした。

併せて、ペストフのトライアングルを日本のPPPの現状に適用できるように修正・拡張した「PPPのトライアングル」を用いて、地域金融機関自身と地域の接点を可視化することによって、日常の営業活動と地域の課題解決が結び付いていることを明らかにした。

それらを踏まえ、地域の課題解決と金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方として、事業再生ノウハウの公共セクターへの応用、多様な金融手段（証券子会社の活用、セール&リースバック取引、不動産の流動化、動産担保融資（ABL）等）の活用、クラウドファンディングを活用した預金者との連携を提案した。

Abstract

In this paper, I examined the ways for regional financial institutions to contribute to regional revitalization from the perspective of PPP. I clarified that there is a need to face local problem solving of the region after explaining the circumstances of relationship banking (community-based finance), the change of the environment surrounding regional financial institutions.

At the same time, by using "triangle of PPP" which was modified and expanded in order to apply a triangle of Victor Pestoff to the current state of Japanese PPP, I made it clear that a problem solution in a local area is related to daily business operation by visualizing the point of contact of the regional financial institution itself with the region.

Based on the above, as a way to solve regional problems and manage financial institutions, a business model that combines business revitalization know-how to the public sector, various financial means (utilization of securities subsidiaries, sale & leaseback transactions, liquidation of real estate, use of personal property collateral loan (ABL), etc.) and a collaboration with depositors utilizing crowd funding has been proposed.

キーワード：地域金融機関、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）、PPP（公民連携）、クラウドファンディング

Keywords : regional financial institutions, relationship banking (community-based finance), PPP (Public/Private Partnership), crowd funding

はじめに

本論文では、地域金融機関が地域活性化により貢献していくための方途について、PPP（公民連携、Public Private Partnership）の観点から考察する。

第1章では、現在の地域金融機関の経営監督のルーツとなっているリレーションシップバンキング（地域密着型金融）の経緯を整理する。

第2章では、第1章の経緯を経た現在の地域密着型金

融の下で抱える地域金融機関の現状と課題（預貸率の低下等調達・運用面での課題、公共体向け与信への依存）、外的環境の変化（公共体の財政問題等）等を整理する。

第3章では、第2章の認識を踏まえ、筆者の属する東洋大学PPP研究センターが使用している「PPPのトライアングル」を用いて、地域金融機関自身と地域の接点を可視化し、日常の営業活動と地域の課題解決がどのように結び付くかを整理する。

第4章では、全体のまとめとして、地域の課題解決と金融機関経営を両立するビジネスモデルについて考察する。

I リレーションシップバンキング

1. リレーションシップバンキング施策の背景

バブル崩壊後の金融不安は、コスモ信用組合、木津信用組合の2信組の経営不安・破綻問題を切り口に、兵庫銀行の破綻、それらはその後続く、山一証券、北海道拓殖銀行、日本債券信用銀行、日本長期信用銀行などの破綻と続いていき、バブル崩壊後の日本経済の建て直しに「金融システム不安」が阻害要因と認識された時代が1990年代後半にかけて続いた。

金融システム不安については、対処を巡る路線対立(いわゆる「ハードランディング論」と「ソフトランディング論」の対立)など様々な紆余曲折を経て、竹中平蔵金融担当大臣による、金融システム不安に対する対応方針が策定された。具体的には、平成14年10月30日に公表された「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」(〔金融庁2002〕)及び平成15年3月28日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—」(金融庁〔2003a〕、以下「第1次アクションプログラム」)、の2つの方針に示された。後者については平成15年3月27日に金融審議会第二部会から報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融庁〔2003b〕)が提出されており、この報告を受けた具体策と位置づけられている。

この2つの方針により、大手行と地域金融機関は同じアプローチを取らずに区別して対応すること、特に地方金融機関については金融庁〔2003a〕の「平成16年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」という方針に沿って「リレーションシップバンキング」の推進を通じて与信管理や収益改善の取組みがされることになった。

2. リレーションシップバンキングの取組みの推進

前節で説明したとおり、金融庁は、地域金融機関の不良債権問題の解決の行政手法を主要行とは異なる対応を採用し、第1次アクションプログラムで定められた方針に従い、地域金融機関への経営改善の取組みを行うよ

う指導した。

具体的には、地域金融機関に平成15年度から16年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて機能強化計画を策定させ、進捗状況を毎年度報告する必要がある、加えて計画書・報告書ともホームページ等で公表させるものであり、国民の監視の下で地域金融機関の経営改革を実現しようとしたものだと考えられる。

リレーションシップバンキングは、平成15年度から16年度の2年間を集中取組期間としていたが、平成16年12月24日に公表された「金融改革プログラム」(金融庁〔2004〕)の方針を反映し、平成17年度から18年度までの2年間を対象とした「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(金融庁〔2005〕、以下「第2次アクションプログラム」)を策定し、引き続きリレーションシップバンキング施策を継続した。すなわち、第1次、第2次にわたり、平成15年度から18年度までの4年間、集中改革が実行されたことになる。

3. 金融審議会 第二部会報告書 (平成19年4月)

2. で説明した、リレーションシップバンキングの総括を行う時期であった平成19年4月5日に、金融審議会第二部会が第2次アクションプログラム後のリレーションシップバンキング施策のあり方について報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—」(金融庁〔2007〕)を提出した。

この報告書では、平成18年度までの取組みによって不良債権比率が低下したため「緊急時」から「平時」対応へと転換するとしながらも、プログラム形式をとらず「恒久化」すること、リレーションシップバンキング施策を通じて地域金融機関に改善を求めた点や前述した利用者アンケートでの消極的評価が上回った点については引き続き取組みを求めている。

金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、②事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献、の3点に限定し、具体的取組み方法は各金融機関に委ねる形となっている。(図表1)

地域活性化の金融機関の役割として注目されるのは、前述「③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」についての対応策である。(図表1) 対応策としては、大項目として「地域の面的再生」「地域活性化につながる多様なサービスの提供」「地域への適切なコミットメント、公的部門の規律付け」の3点が挙げられている。

図表1 金融審議会 第二分科会報告書（平成19年4月）
の具体的な取組み内容

【推進のための具体的な取組み】

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 - 中小企業様々な成長段階にあわせた審査・支援機能の強化。
 - 事業再生
 - ・ 事業価値を見極める地域密着型金融の本質に係わる一番の課題。
 - ・ 企業価値が保たれているうちの早期再生と再生後の持続可能性ある事業再構築が最も重要。
 - ・ 外部からの経営者の意識改革を促せるのは地域金融機関。
 - ・ 中小企業再生支援協議会、ファンドの一層の活用。
 - ・ アップサイドの取れる新たな手法、DIPファイナンスの適切な活用等。
 - 創業・新事業支援
 - ・ ファンドの活用、産学官の連携、再挑戦支援の保証制度の活用等。
 - 経営改善支援
 - 事業承継（地域企業の第4のライフステージとして明示的に位置づけ、支援）
2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - 事業価値を見極める融資＝不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底
 - ・ 「目利き機能」の向上（特に、中小零細企業）。
 - ・ 定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上。
 - ・ 動産・債権譲渡担保融資、ABL（Asset Based Lending）、コベンタツの活用等。
 - その他中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ・ ファンドやアップサイドの取れる投融資手法の活用など、エクイティの活用によるリスクマネーの導入等。
 - ・ CL0 やシンジケートローンなど、市場型間接金融の手法の活用。
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
 - 地域の面的再生
 - ・ 調査力、企画力を活かした、ビジョン策定への積極的支援。
 - ・ 「公民連携」への積極的参画
 - － 官と民が役割分担、地域の全プレーヤーがビジョンを共有、連携した取組み。
 - － 「リスクとリターン設計」、「契約によるガバナンス」が重要。金融機関には、コーディネーターとしての積極的参画を期待。
 - 地域活性化につながる多様なサービスの提供
 - ・ リバースモーゲージなど高齢者の資産の有効活用、金融知識の普及等。
 - ・ 多重債務者問題への貢献、コミュニティ・ビジネス等への支援・融資（特に協同組織金融機関）。
 - 地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け
 - ・ コスト・リスクの適切な把握による緊張感ある関係。地方財政の規律付けの役割。

出所：金融庁ウェブサイト

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405/01.pdf)

地域活性化と金融機関の役割について考察する観点から注目されるものとして、「地域の面的再生」については、地域金融機関に調査力や企画力を活かしたビジョン策定への積極的支援をすること、「公民連携」への積極的参画をすること、金融機関にはコーディネーターとしての積極的参画を期待することが盛り込まれており、公民連携（PPP）推進の担い手として期待が盛り込まれている。

また、「地域活性化につながる多様なサービスの提供」については、リバースモーゲージなど高齢者の資産の有効活用、コミュニティ・ビジネスへの支援・融資などが盛り込まれている。

さらに、「地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け」については、地方公共団体の財政悪化、近年特に深刻な問題として社会全体に認識が共有されてきた「社会資本（公共施設・インフラ）の老朽化」に伴う財源不足の問題が顕在化してきたことを考え合わせれば、

地方公共団体の「メインバンク」として、責任ある関わり方が模索されるべきところとなっているところである。（詳細については第2章にて後述する。）

以上のように、平成19年4月の金融審議会第二部会報告書について、9年を経た執筆時点においても、地域活性化に関連した政策対応としては適切であったと評価できる。しかしながら、現状において、地域金融機関がこれらの提言に沿った新たなアクションを取った事例について具体的に列挙していくことを試みると、残念ながら、実践された好事例は限られているのが現状である。この間にも地域金融機関は毎年度「地域密着型金融推進計画」の進捗状況をホームページ等において公表しながら着々と進めているはずであるが、目指すべき姿と地域金融機関が対応できることのギャップを縮めていくよう政策対応を進めていく必要があると考えられる。

なお、近年、政府が進める「地方創生」に関する政策に関連して、地域で産（産業界）学（学界）公（行政）民（民間企業）金（金融機関）の連携が望まれると示され、国からの支援を受ける要件としてこの「産学公民金」の協議会やプラットフォームを設立することがあげられた結果、地域からの要請によって否応なしに巻き込まれるケースが増えているようであるが、第2章以下で述べる地域金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえれば、受動的な取り組みでは、得られる効果は限られよう。

II 地域金融機関を取り巻く環境の変化

1. 預貸率の低下

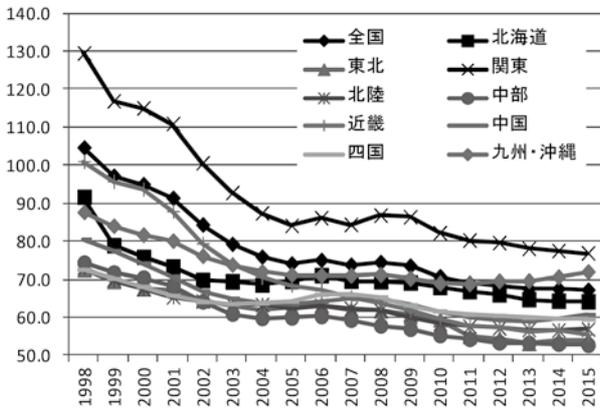
地域金融機関を取り巻く環境の変化について考察する上で、先ず、地域内での資金循環や還流の度合いを示す代表的な指標である「預貸率」の変化を確認する。

日本銀行の統計「地域別預金・貸出残高」より作成した、地域別の預貸率（預金及び貸出の年度別平均残高により算出）の推移を見ると、全国的に預貸率が低下傾向にあり全国平均では67.2（2015年）となっている。（図表2）

地域別預貸率が低下している背景には、分母となる預金が増加しているのに対し、分子となる貸出金が減少していることの双方が影響していると言えよう。図表3及び4は、1998年平均を100として指数化したものであるが、預金は全国平均で148.1（2015年）にまで増加しているのに対し、貸出金は95.1（2015年）と伸び悩んでいる。程度の差はあれ、預金の増加に対して貸出が伸び悩んでいるのは共通した特徴である。

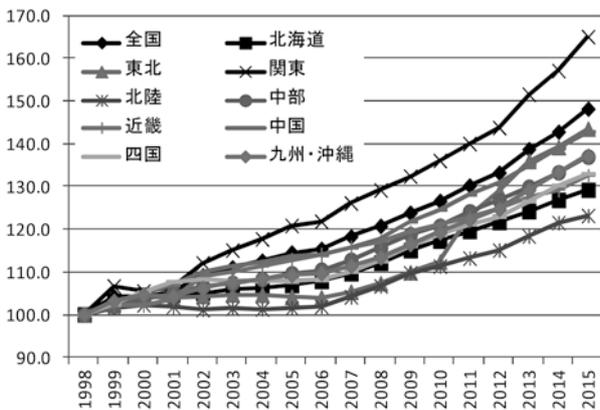
多くの地域金融機関の使命として「地域への貢献」が掲げられていることを考えれば、特に貸出について地域内で運用されることが望ましいが、全体として低下傾向にあることが課題となっているところである。（注1）

図表2 地域別預貸率の推移



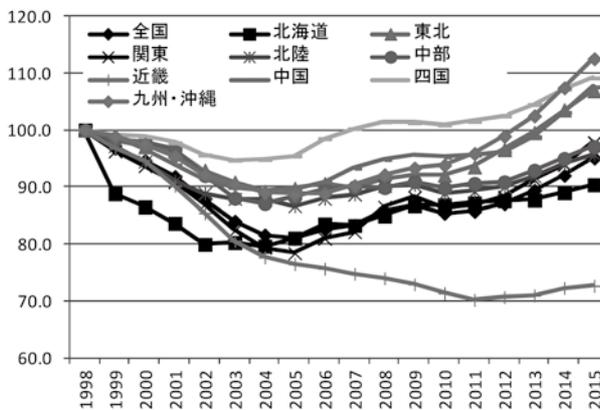
出所：日本銀行「地域別預金・貸出残高」より作成

図表3 地域別預金の推移



出所：日本銀行「地域別預金・貸出残高」より作成

図表4 地域別貸出金の推移



出所：日本銀行「地域別預金・貸出残高」より作成

2. 地域の公共体向け融資の増加

1. の結果は、地域内での預金と貸出がミスマッチを反映していると言え、その内容を見ていくと、地域の

公共体向け融資が顕著に増加している。図表5は、日本銀行「業種別貸出金」をもとに、前掲図表と同様に、1998年平均を100として、総貸出、地方公共団体向け貸出、中小企業向け貸出を指数化したものであるが、地域金融機関の中核的な貸出運用手段と考えられる中小企業向け貸出が74.6（2015年）と3割近く減らしているのに対し、地方公共団体向けは317.1（2015年）と3倍以上に増えている。（図表5）

図表5 地方公共団体及び中小企業貸出残高の推移

	総貸出	地方公共団体	中小企業
1998	100.0	100.0	100.0
1999	99.0	99.5	94.7
2000	95.3	98.6	96.4
2001	91.3	101.7	89.8
2002	86.7	114.8	81.9
2003	92.9	124.4	76.2
2004	80.2	134.5	73.9
2005	79.8	147.5	73.3
2006	81.3	160.5	76.5
2007	82.1	172.6	76.2
2008	84.6	199.7	74.9
2009	84.9	227.7	73.4
2010	83.6	248.4	71.7
2011	83.8	260.5	70.5
2012	85.2	277.7	70.1
2013	87.4	291.3	70.8
2014	90.1	305.6	72.3
2015	93.1	317.1	74.6

出所：日本銀行「業種別貸出金」より作成

民間の大手信用会社の1社である株式会社東京商工リサーチは、地方公共団体向けの貸出金残高について、銀行を対象に継続的なアンケート調査を行っている。「地方公共団体・中小企業等貸出金残高」調査（東京商工リサーチ [2016]）によると、「銀行112行の2016年3月期の地公体向け貸出金残高は28兆3,708億円で、前年同期（27兆4,442億円）より3.3%（9,266億円）増加した。112行のうち、地公体向け貸出が前年同期を上回ったのは71行（構成比63.3%）だった。内訳は大手2行、地銀41行、第二地銀28銀行。前年同期は79行（同70.5%、大手行2行、地銀50行、第二地銀27行）で、8行減少した。

総貸出金残高に占める地公体向けの貸出比率は6.60%で、前年同期比0.05ポイント上昇した。調査を開始した2010年3月期以降、3月期では6年連続で前年同期を上回り、貸出比率は最高を記録した。」と評価し、地方公共団体の貸出金の増加基調にあることを指摘している。また、貸出金に占める地方公共団体の比率が高い銀行について、「112行のうち、地公体向け貸出比率が前年同期を上回ったのは57行（構成比50.8%）で、前年同期（53行）より4行増加した。

地公体向け貸出比率のトップは、青森銀行の34.1%

(前年同期34.5%)で、2年連続でトップとなった。次いで、北都銀行32.1%(同33.9%)、北洋銀行25.1%(同24.0%)、岩手銀行23.8%(同23.5%)、福島銀行23.3%(同18.1%)の順。

地公体向け貸出比率上位10行のうち、6行で前年同期より貸出比率が上昇した。また、上位10行のうち、6位の鳥取銀行を除き、9行が東北、北海道だった(前年同期8行)。域内企業の資金需要を喚起できず資金運用先が地公体向け貸出に向かっている可能性もある。」と述べており、産業基盤が弱い地方の金融機関において、地方公共団体に資金運用を依存しており、平均(前出の通り6.60%)の5倍近くの割合に達する銀行も存在することが明らかになっている。

3. 財政悪化のリスク

2. で地方公共団体向けの貸出が増加していることを整理したが、これが地域金融機関経営において肯定されるのは、地方公共団体及びその信用補完をしていると考えられる我が国の財政が健全であり、BIS規制が定める通り政府(国及び地方公共団体等)の与信が真に低リスクであることが前提である。BIS規制上、国や地方公共団体向けの貸出に対するリスクウェイトは0%と低く評価されており、増加する預金を企業向け貸出で運用することが難しい状況においては、国債など証券投資による運用を強化(結果として前出の通り預貸率は低下する)と併せて地方公共団体向けの融資を増加させざるを得なかった側面がある。

しかしながら、我が国の債務残高の対GDP比を国際比較すると、232.4%(財務省[2016])に達しており、OECD諸国と比較して極めて高い水準にある。

財政悪化に伴う国債の信用低下(金利上昇)及び国債価格の低下という事態は、目下の金利水準を見る限り顕在化していないものの、万が一の事態が発生すれば国債の評価減、地方公共団体向けの貸出のリスクが顕在化した場合に大きな影響を受けることが避けられない状況にある。

4. 社会資本の維持更新に伴う財政需要とリスク

さらに、公共施設やインフラの老朽化に伴い、社会資本の維持・更新に膨大な費用を要することが見込まれ、その対応の在り方は財政の制約、金融手法の開発等多面的な問題解決のアプローチが必要となる。(根本[2011b])

国全体の更新需要推計を行った事例としては、2010年4月19日に開催された内閣府PFI推進委員会の会議資料として、委員である東洋大学教授根本祐二氏が提出した資料「社会資本老朽化に伴う更新投資財源不足問題とPFI/PPPの活用の提案」[根本2010b]がある。[根本

2010b]には、「公共施設(=ハコもの。学校・病院・公営住宅・庁舎・社会教育施設など)、道路、橋りょう、上水道、下水道の現在のストックを50年間(道路舗装は15年間)で更新するための更新投資額をおおまかに試算すると、総額337兆円、8.1兆円/年となる。」と記されており、わが国全体での公共施設・インフラの老朽化に要する将来負担が膨大な金額であることを示した。

また、神奈川県秦野市や千葉県習志野市、さいたま市など先進的な地方自治体が、現在保有する公共施設の現状と課題を明らかにした「公共施設白書」を作成し、「公共施設再配置計画」等の名称で長期的な対応策を策定しており、公共施設の老朽化と将来負担のリスクを現実的に解決する取り組みとして注目されている。

国レベルでも平成25年11月に内閣官房で「インフラ老朽化基本計画」が策定されたものに続き、地方公共団体での推進を目的として、平成26年4月に総務省が地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。この要請は、公共施設のみならず、道路、橋りょう、上下水道等、地方公共団体が管理する社会資本全体を対象に、長期的な人口や財政の視点を踏まえて策定するよう求めている。総務省の要請を受けて、(先に挙げた先進的な地方自治体の問題意識や計画の洗練度では及ばない例も少なくないものの、)殆ど全ての地方自治体が公共施設・インフラの老朽化の現状を把握し、長期的な政策課題として捉え、解決するために公共施設の統廃合や複合化を行う計画の策定(注2)や、予防的保全を行うことによるコストの縮減など、ファシリティマネジメント(FM)の取組を進めつつある。

以上を考慮すれば、地域金融機関は、地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の実行で発生する公共事業の資金需要に応えることが求められることになる。前述したとおり財政状況が我が国全体として悪い状況にあることを考えれば、「公的部門に対する規律付け」を意識した対応、すなわち、公共施設老朽化に関する財政需要の抑制、効率化する手段としてのPPP/PFIの活用といった従来地方公共団体の内部のみで検討されてきた上流段階の検討についても、地域金融機関がファイナンスの実現性の観点から点検・評価し、必要に応じて助言することも必要になるものと考えられる。

5. 地域課題に向き合うことの必要性

本章で地域金融機関を取り巻く課題について整理してきたが、地域金融機関の預貸ギャップに対応した運用面での課題(1.)、運用先としての地方公共団体の信用の実態面の課題(2., 3., 4.)に整理できる。そして、運用先としての地方公共団体の信用の実態面の課題について、財政面について大きな課題があることが明らかとなった。

ここで、第1章で整理した、第2次アクションプログラム後のリレーションシップバンキング施策のあり方について提出した報告書『地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について』（平成19年4月5日）との関係を整理すると、金融機関に共通して取組みを求める①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、②事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献、のうちの③に関連することが確認できる。③の具体的な施策は、第1章で整理したように、「地域の面的再生」（地域金融機関に調査力や企画力を活かしたビジョン策定への積極的支援をすること、「公民連携」への積極的参画をすること、金融機関にはコーディネーターとしての積極的参画を期待すること）、「地域活性化につながる多様なサービスの提供」（コミュニティ・ビジネスへの支援・融資等）、「地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け」などが盛り込まれていた。

しかしながら、これまで検討した預貸率の低下、政府向けの与信拡大（国債・地方債への運用依存）等をみればこうした役割を果たしているとは言い難く、金融庁[2007]で求められていた「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を実現する手段としての、「地域の面的再生」「地域活性化につながる多様なサービスの提供」「地域への適切なコミットメント、公的部門の規律付け」の3点を実現し、地域の課題解決と金融機関経営とを両立するビジネスモデルのあり方が模索されるべきと考えられる。

III 地域金融機関と地域社会の接点の可視化

第3章では、地域の課題解決と金融機関経営とを両立するビジネスモデルのあり方を検討するために、地域金融機関と地域社会の接点の可視化を試みる。

可視化にあたって、筆者がリサーチパートナーとして研究協力を行う関係にある東洋大学PPP研究センター（センター長：根本祐二東洋大学経済学部教授）において、PPPのアクターとなる政府、市場、地域との関係の可視化の手法として概念整理を行った「PPPのトライアングル」を使用する。そのため、1.において概念を説明し、2.以降でPPPのトライアングルを使用した可視化を行う。

1. PPPのトライアングル

PPPのトライアングルは、PPP研究センター長である東洋大学経済学部根本祐二教授がディスカッションペーパー「公民連携における官民公私の関係に関する一考察」（根本 [2010]）において発表し、論文「PPP 研究の枠組みについての考察（2）」（根本 [2012]）においてPPP研究における枠組みの中で位置付けたものである。

以下、根本 [2012] をもとに、PPPのトライアングルの概念を説明する。

(1) PPPのトライアングルの定義

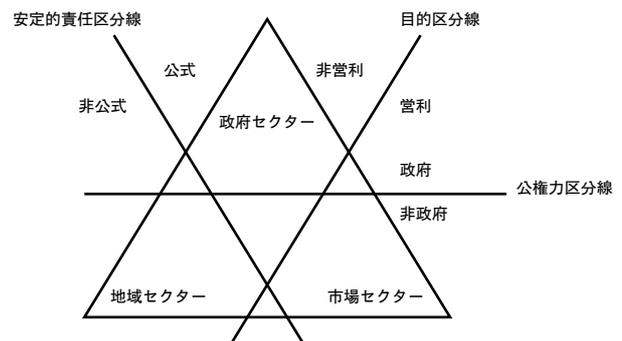
根本 [2012] は、PPPのトライアングルの定義について、「公共サービスの提供等を誰が担うのかを示すツールの一つがPPPのトライアングルである。これは、スウェーデンの政治学者ビクター・ペストフ氏が、社会福祉サービス分野における地域内のボランティア、民間の有料サービス、政府の公的扶助などの相互関係を明確に記述したものを原型として、筆者が日本のPPPの現状に適用できるように修正・拡張したものである。」と説明している。

また、その効果として「これにより、現実の公共サービスがどのような仕組みで実施されているかを把握することができる。」（根本 [2012]）と説明している。

(2) PPPのトライアングルの仕組み

PPPのトライアングルは、図表6のように表現される。

図表6 PPPのトライアングル



出所：根本 [2012]

図表6の政府セクター、市場セクター、地域セクターは公共サービスの提供主体である。政府セクターは、国、地方自治体などの公権力を有する機関である。市場セクターは民間企業である。NPOでも営利事業を行う場合は市場セクターの領域に位置すると考える。地域セクターは、家庭内の自助、近隣の共助の他、ボランティアを含んでいる。NPOの非営利活動はこの領域に位置する。

3つの主体の性格をより分かりやすく把握するには3本の補助線が有効であり、根本 [2012] は、以下のよう

水平方向の線は、立法、徴税などの公権力を有する【政府】かそうでない【非政府】かという「公権力区分線」である。政府セクターは当然公権力を有

するので【政府】であり、市場セクターと地域セクターは【非政府】である。

右上がりの線は、【営利】か【非営利】かという「目的区分線」である。市場セクターの目的は【営利】であり、政府セクターと地域セクターは【非営利】である。

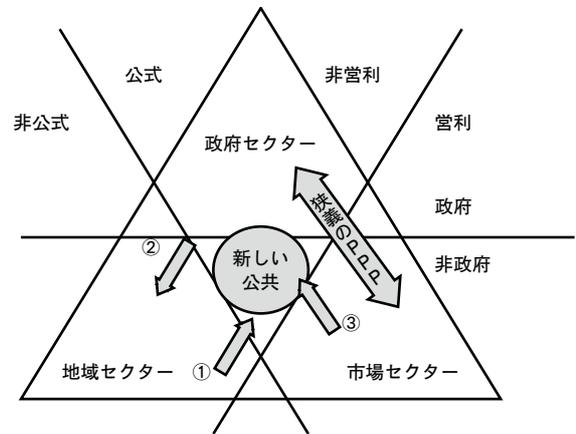
右下がりの線は、【公式】と【非公式】を区分している。具体的には、公共サービスを安定的に提供する義務を負うかどうか、特に、資金調達を自立的に行えるかどうかの「安定的責任区分線」と定義付けている。政府セクターと市場セクターは法的義務を負って活動している【公式】の存在であり、常に安定的にサービスを提供する責任が求められる。これに対して地域セクターは、必ずしもそうではない(=【非公式】)。近所のお年寄りを時々買い物に連れて行くのは善意に基づく好ましい行為であるが、都合が悪くなって連れていけないからと言って約束違反で訴えられるものではない。仮に訴えられるなら、料金を受け取る有償サービス(図6では市場セクターの活動)に変えざるをえない。その場合、サービスの本質はまったく別物になっている。

3つの補助線(公権力区分線、目的区分線、安定的責任区分線)により、3つのセクターは、「政府・非営利・公式」を特徴とする政府セクター、「非政府・営利・公式」を特徴とする市場セクター、「非政府・非営利・非公式」を特徴とする地域セクターに整理することができる。

利・公式」である。根本[2012]では、政府が推進していた「新しい公共」に関連し、地域セクターが公式のハードルを超えた場合(例としてPFIや指定管理者に参加する場合、図表6の①)、公式のハードルを下げる場合(例としてアドプト制度、同②)、営利目的である市場セクターの行動原理を維持したまま、目的を非営利に移動させる場合(例として社会的企業、同③)の3つを挙げている。

なお、平成22(2012)年に政権が再交代し、政府は「新しい公共」に代わり「共助社会づくり」を使用しているが、PPPのトライアングルにおける含意は同様に考えることが可能である。

図表7 PPPのトライアングル(2)



出所：根本[2012]

(3) 狭義のPPP

PFIや指定管理者制度など、契約によるPPPは、政府セクターと市場セクターの間の矢印により表現することができる。(図表7)

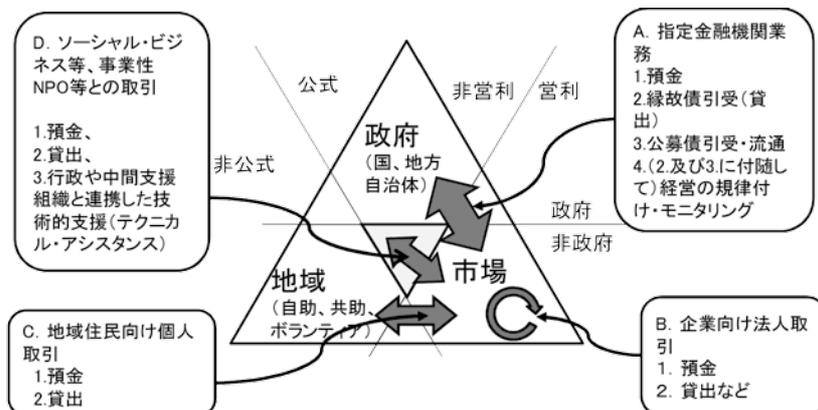
(4) 新しい公共・共助社会づくり

中心部分の逆三角形の部分の性格は、「非政府・非営

2. 地域金融機関と地域社会の接点の可視化

1. で説明したPPPのトライアングルをもとに、地域金融機関が持っている地域との接点のイメージの可視化を試みた。(図表8)

図表8 地域金融機関と地域社会の接点の可視化



出所：藤木[2012]をもとに筆者作成

金融機関自身は、企業であるので、「市場」の一員である。政府セクター及び地域セクター、市場セクターとの取引や関わりを色の付いた矢印で表現している。

政府（国、地方公共団体）との取引は、指定金融機関業務であると考えられ、預金、地方債の引受・流通に関する業務であると考えられる。地方債の引受到付随して、近年深刻化している地域の自治体の財政問題への対応、経営の規律付け・モニタリング等経営改善に関する業務も含めて考えることができる。公務金融渉外において接点があると考えられる。（図中A）

地域の企業はどの取引は、「市場」の域内で完結しており、預金、貸出などの取引である。営業店にて接点があると考えられる。（図中B）

地域との取引は、地域住民向けの個人取引については、預金及び貸出（ローン）取引である。本部のCSR担当や営業店で接点があると考えられる。（図中C）

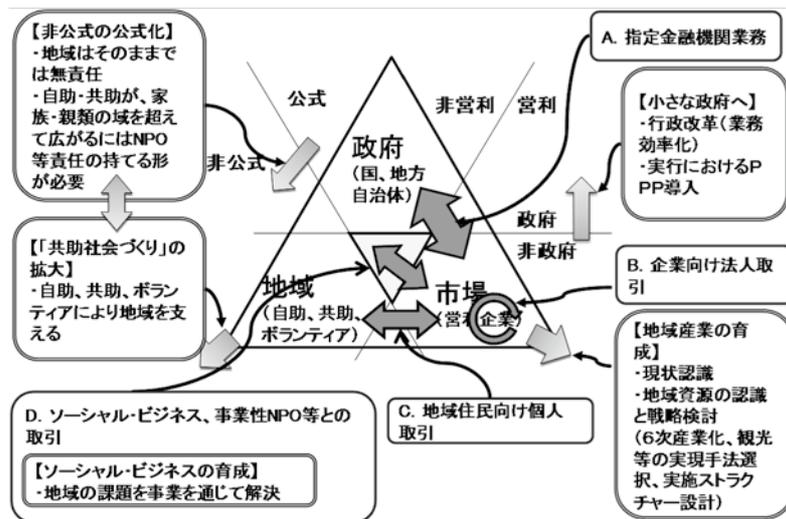
ソーシャル・ビジネスや事業性NPOなど、「共助社会づくり」や「新しい公共」の担い手向けの取引は「市場」と「中心の空白部分」との間の取引であると考えられる。（図中D）「公式化」がされていない任意団体として活動している段階では、「地域」と「市場」の間の取引となるが、預金の受入れはできても貸出取引は難しいであろう。「共助社会づくり」や「新しい公共」の担い手は、財務基盤が全般的に弱いベンチャー企業としての側面を持つことを考えれば、預金及び貸出取引に加え、行政や

中間支援組織と連携した技術的支援（テクニカル・アシスタンス）が業務となると考えられる。

なお、地域金融機関の中には、シンクタンクや研究所、コンサルティング部門を擁している場合がある。このような部門を有している場合には、図中A, B, C, Dのいずれにも関与することが可能である。金融機関としての取引の実需がなくとも対応が可能であること、金融機関自身の責任を伴わず比較的自由に活動ができることを活用すれば、地域課題の発掘から解決策の構築及び実行までの全体にわたり、資金調達（投資・融資の実行）そのもの以外は幅広く関与することは可能と考えられる。

金融機関は、地域貢献として地域のプロジェクトへの貢献を要請されやすい立場であり対応に苦慮しがちである。しかしながら、金融取引と地域との関係を意識した対応体制を取ることによって、地域の課題を解決する金融ソリューションを提供の提供をより効果的に行える可能性はあるものと考えられる。また、地域の再生や活性化を意図するプロジェクトへの事業採算性、事業リスクを低減する取り組みを融資相談が来る前の企画段階から応じることで、金融機関として支援可能（Bankable）形として仕立てることで、地域として必要な公共性のあるプロジェクトやサービスを、地域の企業や市民が連携したソーシャル・ビジネスとして維持・拡大する選択肢が広げられる。

図表9 地域課題と解決の方向性



出所：藤木[2012]をもとに筆者作成

3. 地域課題と解決の方向性

図表8に、地域金融機関と地域に関連した視点から重要と考えられる地域課題と解決の方向性を書き加えたものが、図表9である。

政府の課題は、財政の悪化であり、解決の方向性は「小

な政府へ」の変革等と考えられる。具体的には、一般的に「行政改革」と呼ばれる業務の効率化、行政改革の実行において求められるPFIや指定管理者制度、民間委託などのPPPの導入が課題である。地域金融機関には、これらのPPPの導入に先立つ調査、PPPが実現した場合

のファイナンスによる支援を行うことが期待される。

市場の課題は、地域産業の育成等と考えられる。財政状態の悪化により、従来のように税金を原資とした支援策が難しくなることを考えれば、地域金融機関には、現状を適切に認識すること、地域資源を活用した6次産業化、観光、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等）の活用など有望な手法や実施ストラクチャーを設計することが期待される。

地域の課題は、「共助社会づくり」の推進、地域課題に対し税金を原資とせず事業を通じて解決するソーシャル・ビジネスの育成等と考えられる。政府の財政が悪化し、税金を原資とした問題解決が難しくなる事態に対して、地域の課題を、住民との協働、ボランティア、自助・共助を通じて解決していく必要性は広く共有されているところであるが、ソーシャル・ビジネスのように事業を通じて解決していくこともまた同様に期待されているところである。ソーシャル・ビジネスをはじめとした「共助社会づくり」の担い手を増やしていくためには、自助・共助の社会化、責任ある担い手とするための公式化（一つの例として法人化が挙げられる）が課題となっていると考えられる。地域金融機関には、事業化への支援（テクニカル・アシスタンス）や融資による支援が期待される。

上記で指摘した地域金融機関の対応策は、全て2.で述べた地域金融機関が持っている地域との接点において実際に行っているビジネス活動の範囲内であり、実行することは十分可能であると考えられる。

IV 地域の課題解決と金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方

第4章では、本稿のまとめとして、地域の課題解決と金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方を提案する。

1. 事業再生ノウハウの公共セクターへの応用

第1章で検討したように、地域金融機関はバブル崩壊以降、金融庁によるリレーシヨシップバンキングの推進、2次のアクションプログラム後の地域密着型金融の推進により、大きな環境変化を経験した。リレーシヨシップバンキングの推進においては、大手行とは異なるアプローチにより、リレーシヨシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当という姿勢で進められた。

本稿では地域活性化と地域金融機関の役割の全体像を論じるため詳細には触れなかったが、リレーシヨシップバンキングの推進を通じて、中小企業の再生すなわち事業再生のノウハウが地域期金融機関においても蓄積されてきているものと考えられる。そのノウハウを公共セクターに応用して、財政難にある地方公共団体の経営改善の提案、実行における各種金融支援を行うことがビジネスモデルとして考えられる。

東洋大学PPP研究センターでは、PPPを「公共サービス型PPP」、「公有資産活用型PPP」、「規制・誘導型PPP」の3類型に分類している。分類は、①対象となる事業が公共サービスか民間サービスか、②その事業が行われる空間が公有か民有かの2点により行っており、図表10のように整理される。（根本[2011a]）

図表10 東洋大学PPP研究センターのPPPの分類

	公共サービス型	公有資産活用型	規制・誘導型
対象となる事業	公共サービス	民間サービス	民間サービス
その事業が行われる空間	原則、公有地・公有建物	原則、公有地・公有建物	原則、民有地・民有建物
主な形態	PFI、指定管理者、市場化テスト、民営化など BOT、BTO、DBなどを含む	公有地活用、公有建物活用	企業誘致、まちづくり、商店街再生、観光振興、地場産業振興など 構造改革特区・地域再生・都市再生
関連法規	PFI法 地方自治法 公共サービス改革法	国有財産法 地方自治法	構造改革特区法 まちづくり三法 地域再生法 都市再生特別措置法

出所：根本[2011a]

この3つの分類のPPPについて、民間企業の事業再生の取組みで一般的にとられる着眼点と対比して説明する。一般的に、民間企業が経営不振に陥った場合には、「コ

スト削減を通じた利益の確保」、「資産リストラ（売却など）」、「売上の拡大」の3つの着眼点で検討するのが一般的である。自治体の場合には、これらの着眼点を、(A)

「コスト削減を通じた地方債償還財源の確保」、(B)「財務体質の改善、経営改革原資の確保」、(C)「税収の増加」という表現に置き換えることが可能である。(図表11)

(A) に対しては、公共サービス型PPPを検討することが可能である。市場化テスト、PFI、指定管理者制度などが考えられる。(B) に対しては、公有資産活用型PPPを検討することが可能である。PRE戦略、公共施設再配置等により生じる公的不動産(PRE)の有効活用に関するPPPが考えられる。(C) については、規制誘導型PPPが考えられる。地域の魅力を維持向上し、産官学金が連携した取組みを、従来から取り組んでいる個々の地域企業の経営改善と併せて行うことでより一層の地域活性化に資すると考えられる。

地域金融機関にとっての含意は、これら(A)、(B)、(C)のいずれの政府の場合となったとしても、PPPプロジェクトの推進に伴う事業機会が存在するという点である。(A)の場合には、公共サービス型PPPであり、PFI/PPP事業への投融資機会が存在する。また、PFI/PPP事業化に伴う検討段階で発注者である官(政府・地方自治体)に対するフィナンシャルアドバイザー業務のみならず、

応札する民間事業者に対しても同様にフィナンシャルアドバイザー業務の事業機会が創出される。(B)の場合においては、公有資産活用型PPPであり、不動産プロジェクトのノウハウを活用して対応することが可能である。PFI/PPP事業の場合には、(A)と(B)の両方の性質を併せ持つプロジェクトとなる場合もありうる。

一方(C)の場合には、規制・誘導型PPPであるため、金融機関自身のみならず、自治体やそれに準じる公的団体(例、商工会議所など)とのパートナーシップが欠かせないものと考えられる。事業構想の策定、関係者や市民を巻き込んだワークショップによるビジョンの共有を通じて基本計画や実行計画を策定し、それらの計画が具体化結果生まれたプロジェクトが投融資機会となりうるという点が異なる。そのため、営業部門のように短期で投融資金額や収益の目標を実現することを使命づけられた部門では対処することが難しいと考えられ、金融機関の企画部門やシンクタンクなど長期の視点で地域のビジョンを考えるミッションを負える部門で体制を組み、構想段階から関与することが望ましいと考えられる。

図表11 公民連携(PPP)活用の視点

企業の場合の着眼点	政府の場合の表現	利用される行政改革手法、PPPの手法と類型	事 例
1. コスト削減を通じた利益の確保	(A) コスト削減を通じた地方債償還財源の確保	市場化テスト、PFI、指定管理者制度、業務委託の活用 →公共サービス型PPP	刑務所PFI、すべての町道の維持管理補修事業を対象とした指定管理制度導入(26%削減、北海道清里町)、市業務のアウトソーシング会社設立(愛知県高浜市)
2. 資産リストラ(売却など)	(B) 財務体質の改善、経営改革原資の確保	PRE戦略(公共施設白書の作成、公共施設の再配置) →公有資産活用型PPP	ヤマト運輸のコールセンター誘致(新潟県南魚沼市、三重県名張市)、公有温泉の民営化、奈良県「養徳学舎」の建替え
3. 売上の拡大	(C) 税収の増加	地域自体の魅力を維持向上や地方再生の取組み→規制・誘導型PPP	大分県豊後高田昭和のまちづくり

出所：藤木[2012]

2. 多様な金融手段の活用

金融支援の手法についても従来型の融資を中心とした支援に留まらず、多様化した金融技術を活用することが可能である。

融資は貸借対照表(B/S)の右上部分(負債)に支援するファイナンス手法であるが、より右下部分の資本への支援(出資)、資本と負債の中間部分(メザニン)への支援が考えられる。出資については、金融機関が直接行う方法に加え、証券子会社やファンドを使う方法も考えられる。また、2014年の金融商品取引法の改正により制度化された「投資型クラウドファンディング」を活用することで、金融機関の預金者とともに支援する形態も取りうる。(5-3にて詳述)

また、貸借対照表(B/S)の左側の資産を活用した資金調達手段として、「セール&リースバック取引」をなど不動産の流動化や、売掛債権の流動化動産担保融資

(ABL)も一般的になってきている。

本稿で述べた深刻な財政状況などを考えれば、地方公共団体が保有する資産に注目し、「セール&リースバック取引」による不動産の流動化など公共サービスとしての利用を担保しながら資金調達手法としても活用することが検討の俎上に乗る可能性はありうるものと考えられる。

売掛債権の流動化や動産担保融資(ABL)についても、金融機関の既存の取引先の間に展開するのにとどまらず、新たなベンチャー企業として側面を持つ地域活性化のプロジェクト(6次産業化等)を支援する仕組みとして活用が広がれば、事業拡大を行うための運転資金支援を広げることが可能と考えられる。

3. クラウドファンディングを活用した預金者との協働・連携による支援

本稿では地域金融機関を対象に論じてきたが、地域活性化や、既存の金融機関の融資が受けにくい事業（コミュニティ・ビジネス等）の支援のために、市民自身が「志ある資金」を集めてファンドやNPOバンクを設立したり、少人数私募債や匿名組合出資を活用した投融資を行ったりする動向がある。また、近年ではインターネットを活用して匿名組合出資を仲介するサービス（ミュージックセキュリティーズ社「セキュリテ」等）や、寄付のマッチングサービス（「Ready For?」等）が生まれてきている。

クラウドファンディングは、上記のようなサービスが匿名組合出資など既存の金融手法の中で行われてきたところであるが、第二次安倍政権において政府が成長戦略を実現するための政策の1つとして位置づけられ、成長戦略を纏めた文書「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月14日閣議決定）に、「また、ベンチャーなど新規・成長企業と投資家をインターネット上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み（クラウドファンディング）について検討し、本年中に制度改正が必要となる事項を整理する。」（p.12）と書き込まれたことを機に政府による環境整備の取組が加速的に進められた。翌年の平成26年5月23日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法等改正法）が参議院本会議で可決され、成立した（衆議院本会議では5月13日に可決）。国会での動きと並行して、政府側では、内閣官房地域活性化統合事務局（現内閣府地方創生推進室）が「ふるさと投資」連絡会議を設立（内閣府[2014]）し、クラウドファンディング事業者のみならず、関係省庁、地方自治体、地域金融機関、証券業界が一同に会し連携して、クラウドファンディングを活用し、上述のプレーヤーが連携して地域活性化を支援する「ふるさと投資」の案件形成を進めるための取り組みを始めた。

クラウドファンディングは、一般に、出資者に対するリターンの類型により、「寄付型」、「購入型」、「投資型」の3類型に分類される。その特徴は、「寄付型」はリターンの提供は行われない（例：ウェブサイト上で寄付を募り、寄付者向けにニュースレターを送付する等）、「購入型」は金銭以外のリターンの提供（例：購入者からの前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、購入者に完成した製品を提供する等）、「投資型」は金銭によるリターンの提供（例：運営業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を出資し、出資を行う等）に整理できる。

金商法の改正では、「投資型」のクラウドファンディングに関する規制緩和が行われており、「寄付型」「購入型」と併せて活用していくことができれば、従来は地域金融機関と距離があった「志ある資金」の活用と協働・

連携して地域活性化のプロジェクトを支援することは可能である。

当学が立地する関西地区周辺においては、クラウドファンディングが制度化される以前から、「西粟倉共有の森ファンド」（平成の合併で合併を選択しない中、最適かつ効率的な森林管理を行うために、高性能林業機械の購入などの初期投資に必要な資金調達を、国内初の森林・林業支援を目的とした2009年の事例）や「黒壁ファンド」（滋賀銀行の設立したファンドが及び個人から投資を募った2011年の事例）など現在の「ふるさと投資」の理念を先取りした実績がある。現在では、多くの地域金融機関が自治体や地域企業と連携して多くの案件を掘り起こして具体化し、成果を上げていくことが求められよう。

その際には、ファンドとしての投資が適切なリターンを得ていくこともさることながら、「ふるさと投資」の案件を機にさらなる農林水産業・商工業・観光をはじめとしたサービス産業の新たなマーケットの創造に波及していくことにより、新たな投融資の需要を生み出すということに繋がることがもめられよう。また、多くの地域で課題となっている人口減少への対応についても、地域の今後を担う若い世代が結婚や出産の心配をすることなく生活できる水準の収入を得られ、彼らの子供たちがふるさとに希望と誇りをもって生きていける地域の産業基盤を再生（または再構築）していくことも求められると考えている。

おわりに

地方創生や地域活性化の実現のために、地域金融機関や金融機能への期待は高まっている。地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増している中、金融機関のビジネスの論理だけでなく、本稿が行政や市民（金融機関から見れば預金者でもある）との連携により、地方創生・活性化推進の一助になれば幸いである。

注

(1) 各種文献や関係機関ヒアリングによると、預貸率は金融機関の形態毎に分解すると差があり都市銀行を除いて考えるべきとする意見がある一方、大都市部では都市銀行が地域金融機関の役割を兼ねている実態、合併によりそれは強まっている（例、神戸銀行が合併を経て太陽神戸銀行、太陽神戸三井銀行、さくら銀行を経て現在は三井住友銀行）例もあり、都市銀行にも地域との関係性を意識する必要性はあるものと考えられ、慎重な精査が必要である。

(2) 先進例の1つとして挙げ、筆者が委員の一人として計画策定に関与した秦野市（神奈川県）の「秦野市公共施設再配置計画」は、「秦野市公共施設白書」作成を

通じた公共施設の現状と課題を整理して直ちに計画策定に着手し、40年間で公共施設の約40%を削減する数値目標を含む計画を策定した。策定後の取組では財政効果（第1期基本計画前期実行プランの5年間で10.6億円の効果）を生み出したこと等が評価され、2016年に日本計画行政学会第16回計画賞最優秀賞を受賞した。

引用・参考文献

- [1] OECD Economic Outlook Annex Tables
- [2] 金融庁 [2002] 「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」
- [3] 金融庁 [2003a] 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保—」
- [4] 金融庁 [2003b] 「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」
- [5] 金融庁 [2004] 「金融改革プログラム」
- [6] 金融庁 [2005] 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」
- [7] 金融庁 [2007] 「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—」
- [8] 黒川和美編著 [2006] 『地域金融と地域づくり 二層の広域連携時代における金融機関の課題と役割』ぎょうせい
- [9] 国会図書館 [2014] 「投資型クラウドファンディングの動向—JOBS法と我が国の制度案—」
- [10] 財務省 [2016] 「債務残高の国際比較（対GDP比）」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm
- [11] 大和総研 [2014] 「2014年金商法改正関連シリーズクラウドファンディング、金融指標などに関する金商法等改正法、成立」
https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140528_008581.html
- [12] 高橋克英 [2012] 『地銀7つのビジネスモデル』中央経済社
- [13] 多胡秀人 [2007] 『地域金融論—リレバン恒久化と地域金融機関の在り方』金融財政事情研究会
- [14] 滋賀銀行 [2011] 2011年5月12日付ニュースリリース「～金融機関初、「観光事業」に特化～「滋賀の魅力発信ファンド」を新設」
- [15] 東京商工リサーチ [2014] 「「地方公共団体・中小企業等貸出金残高」調査」
- [16] 内閣官房 [2014] 平成26年9月29日付報道資料「「ふるさと投資」連絡会議の設立について」
- [17] 日本銀行 統計「地域別預金・貸出残高」「業種別貸出金」
- [18] 日本経済新聞社 [2002] 『現場からの報告 日本の金融がいつまでのダメな理由』日本経済新聞社
- [19] 日本政策投資銀行地域企画チーム [2007] 『PPPの新化形 市民資金が地域を築く』ぎょうせい
- [17] 根本祐二 [2006] 『地域再生に金融を活かす—公民連携の鍵を握る金融の役割』学芸出版社
- [18] 根本祐二 [2010a] 「公民連携における官民公私に関する関係に関する一考察」、『東洋大学PPP研究センターレポート』Vol.3
- [19] 根本祐二 [2010b] 内閣府PFI推進委員会第23回委員会提出資料「社会資本老朽化に伴う更新投資財源不足問題とPFI/PPPの活用の提案」
- [20] 根本祐二 [2011a] 「PPP 研究の枠組みについての考察（1）」、『東洋大学PPP研究センター紀要』創刊号, f pp19-28
- [21] 根本祐二 [2011b] 『朽ちるインフラ』日本経済新聞出版社
- [22] 根本祐二 [2012] 「PPP 研究の枠組みについての考察（2）」、『東洋大学PPP研究センター紀要』第2号, pp.4-20
- [23] 藤井良弘 [2007] 『金融NPO』岩波新書
- [24] 藤木秀明 [2011] 「「施設白書」に求められる情報と活用方法についての考察」、『東洋大学PPP研究センター紀要』創刊号, pp.75-97
- [25] 藤木秀明 [2012a] 「金融機関と「地域」の関わりに関する一考察」、『東洋大学PPP研究センター紀要』第2号, pp.21-40
- [26] 藤木秀明 [2012b] 「東日本大震災被災地の地域金融の課題を解決するために望まれる地域金融機関及び資金供給手法についての考察」、『国際公共経済学研究』(23), pp. 221-233
- [27] ふるさと投資連絡会議 [2015] 「「ふるさと投資」の手引き」
- [28] 松尾順介 [2011] 「ファンドスキームの様々な取り組み：地域・環境再生との関連を中心に」、『桃山学院大学総合研究所紀要』第36巻3号, pp.91-110
- [29] 松尾順介 [2014] 「クラウドファンディングと地域再生」、『証券経済研究』第88巻, pp.17-39

『女の一生』における「食」 Eating in Maupassant's *Une Vie*

北川 美香
KITAGAWA Mika

要 旨

19世紀フランスを代表するリアリズム作家モーパッサンは、現実世界を忠実に描くことを旨としていた。そのため、実生活に欠かせない要素である「食」は、作品で取り扱われる重要テーマの一つに数えられる。彼の長編小説『女の一生』（1883）を俯瞰すると、労働者階層に関しては、食欲と密接に結びついた本能的な行動として「食」が描かれるのに対し、富裕階層については、栄養補給と切り離された社交としての「食」が中心に据えられている。冒頭部、主人公ジャンヌは貴族の娘として何不自由ない生活を送り、儀式的な「食」を享受している。しかし、小説後半、家族の死や息子の放蕩などにより彼女は経済的に困窮していく。それに伴って食事は社会的価値を失い、命を繋ぐのに欠かせない本来の役目を果たすに過ぎなくなる。これは、主人公の経済的・社会的地位低下、ひいては当時の貴族層の没落を如実に表している。モーパッサンは『女の一生』における「食」を通じて、産業の発展と共に相対的な収入低下から経済基盤が緩やかに崩壊していく貴族階級の終焉をも描こうとしたのではないだろうか。

Abstract

Maupassant, one of the most famous French realism writers in the 19th century, aimed to describe the real world accurately. Thus, "eating", which cannot be ignored in daily life is a main theme in his works. In Maupassant's novel *Une Vie* (1883), the act of eating for laborers is related to their appetite, while aristocrats' eating habits are viewed as a social activity. However, as the novel continues, the heroine, a daughter of a baron falls into poverty. During this time, her meals are deprived of their social meanings and become an indispensable element of survival. This fall clearly reflects the degradation in the status of the heroine and also the decline of aristocracy because of the relative decrease of the income through the industrial development in the late 19th century in France.

キーワード：モーパッサン、『女の一生』、食

keywords：Maupassant, *Une vie*

はじめに

映画『レ・ミゼラブル』が予想以上にロングランとなり、日本におけるミュージカル映画史上最高の興行収入を上げたのは、まだ記憶に新しい。19世紀のいわば全く時代遅れの小説が、習慣も文化も大きく異なる現代日本に生きる私たちが魅了したのはなぜだろうか。『レ・ミゼラブル』はヴィクトル・ユゴーが1862年に執筆したフランス文学の巨編で、19世紀フランスの懸命に生きる人々の暮らしや心の動きが細やかに描かれている。時代や場所が違って、人間の生活するありさまやその時々抱く感情には相通ずる点があるからこそ、私たちの心を揺さぶったのではなからうか。

同じく19世紀フランスを代表するリアリズム作家モーパッサンにとっても、日常生活や登場人物の心情に関する描写は小説に欠かせない要素であった。その中で

も「食」は最も重要な因子の一つである。なぜならば、彼は作品の中で現実世界を忠実に描くことを旨とし、人間の欲望を正面から見据えたので、人間の3大欲求の一つに数えられる「食欲」を満たすための「食」は、当然避けては通れないテーマのはずだからだ。この点については、モーパッサンの処女小説『脂肪の塊』を取り上げた拙論で詳しく論じている¹⁾。モーパッサンと「食」の関係については他の研究者も多くの興味深い指摘を行ってきた²⁾。

本稿ではモーパッサンの「食」の問題を考える素材として、長編『女の一生』（1883）を取り上げてみたい。筆者は以前この小説の宴会シーンをフロバールの『ボヴァリー夫人』と比較したことがある³⁾。そこでも『女の一生』における「食」の重要性を考察したが、残念ながら紙面の都合上、宴会場面以外を検討する余裕がなかった。そのため、本稿では『女の一生』のストーリー

全体に対して「食」が果たす役割を追いながら、「食」の使い方の移り変わりが小説の構造にいかに関わってゆくのかを論じてみたい。

I 「食」の社会的側面

本来、「食」はヒトを含め、あらゆる動物が生命を維持していくために不可欠な私的営みであった。しかし、それと同時に、人間が高度な文化を作り上げていく過程で食の文明化が進み、食べる行為も他者の目を意識した身体技法を必要とする公的な意味が付加されてきた。つまり、文明の発展と共に「食」には生物学的側面以外に社会的及び文化的な意味合いが付け加えられるようになった訳だ⁴⁾。

従って、食べ物を消費することは、単に栄養素を摂取したり、最低限の食欲を満たしたりする本能的行動にとどまらない。食事は人間社会の中で儀式的な意義を付与されている。私たちの食生活を顧みても、食べ物を他の人々と共有する行為は社交の開始を意味し、複数の人間と一緒に食事をするとは、その集団のアイデンティティを強化する一面がある。日本社会での営業活動における会食の重要性に今更触れる必要はないだろう。「食」に栄養補給の重要性をさほど与えない富裕階層であれば、このような社会的意義はより一層強化されると思われる。言い換えると、各人の社会的地位に応じた食生活の営みがあることは想像に難くない。

19世紀フランス社会においても、収入や社会階層によって、食にかかる費用や食に求める目的は異なっていた⁵⁾。『女の一生』に目を転じると、モーパッサンがこの差異を描き分けていると指摘するのはたやすい。社会階層に応じた「食」の分析を行うため、手始めに主人公ジャンヌの実家がどのような経済状況に描かれているのか概観しておこう。

II 主人公を取り巻く財政状況

ジャンヌの両親ル・ペルテュイ・デ・ヴォー男爵夫妻はノルマンディーの地方貴族で、父祖伝来の農場は31箇所を数え、その地代で充分裕福な暮らしが送れるはずという設定になっている。上手く管理すれば年間3万フラン(=約3000万円)の収入が得られる土地を保有しているのだ⁶⁾。しかし、男爵夫妻は経済観念に乏しく、家政の切り盛りが下手な為、小説前半にして既に9箇所の農場を売り払っている⁷⁾。夫妻は土地を切り売りして生計を立てていることに切迫感がなく、無造作にお金を使うことを大きな幸せの一つと考えていた。モーパッサンは男爵夫人に「お金なんて使うために出来ているのですよ」という口癖を授けている⁸⁾。すなわち、男爵夫

妻は無為に毎日を送るだけの経済的余裕があり、日々の暮らしに困った経験のない生活能力に欠けた人物に造形されている。ジャンヌはそういった両親のもとで育てられて、当然のことながら浪費家に成長する。新婚旅行に出掛ける際も、母親から貰った2千フラン(=約200万円)の金貨を膝の上にばらまいて、嬉しさに手を叩きながら、「これで思い切り遊びましょうよ」とはしゃいでいる。財布から紙幣や硬貨が散乱する場面は、ジャンヌが修道院を出て、両親と共に別荘へ向かうシーンにも見られ、ジャンヌはそこでもお金を自由に使えることに興奮を隠せない。男爵家の人々が示す金銭に対する無頓着ぶり・浪費傾向を象徴する場面と呼べるだろう⁹⁾。モーパッサンが主人公やその両親にこのようなルーズな金銭感覚を与えたのは、小説後半での彼らの没落を不自然に感じさせない為の配慮であろう。

一方、ジャンヌの夫は、父親の負債を全て払ってしまうと僅かな収入と手狭な家しか残らない没落子爵に設定されている。そのような状況を生き抜くために、何かにつけて節約を実行しないと気が済まない人物に描かれる¹⁰⁾。現代日本なら、褒められこそすれ、貶されるはずのない模範的生活態度かもしれない。しかしながら、婿が将来の経済的困窮を心配して警告するのに対し、男爵夫妻とジャンヌは感謝するどころか、滑稽に感じて笑い転げる。男爵たちには、金銭を話題にするのさえ不作法と感ぜられるからだ。さらに、彼らの無造作な浪費に対し、婿が「金を窓から投げ捨てない習慣を身につけられないのか」と苦言を呈する場面すら見つけられる¹¹⁾。婿の性格をこのように極端な吝嗇に設定することで、モーパッサンはジャンヌたちの経済感覚の欠如を浮き彫りにし、その繁栄の危うさを読者に予見させているのだろう。

とは言っても、婿ジュリアンも没落しているとはいえ、貴族には相違なく、年に5-6千フラン(=約5-600万円)の収入が上がる地所を保有する、働かずに食べていける身分なのである。ところが、いわゆる庶民階級に属する人々は、僅かなお金を稼ぐために懸命の努力をしている姿が小説の各所に窺える。例えば、ジャンヌの小間使いロザリは、人々がパンを得るために必死で働いたり、日雇いの仕事で朝6時に起きたりしている事実を引き合いに出して、甘えた愚痴を吐く女主人を諭す。また、私生児を孕んだロザリと結婚する農夫は、男爵がロザリに託してくれる持参金の吊り上げに余念がない¹³⁾。娘の結婚に際して「一生の幸せに金銭など関係ない¹⁴⁾」とモーパッサンは男爵に言わせるが、男爵家とは対照的に、労働者階級にとって金銭は人生の最重要事項なのである。

III 社会階層による「食」の相違点

このような経済的に余裕のある貴族階級と食べるため

に働かざるを得ない庶民階級の経済格差は、「食」に対する態度にも如実に表れている。

一例として、まず食材の扱い方を取り上げてみよう。男爵とジャンヌが散歩に訪れた漁村では、むさくるしい家の中で一つしかない部屋に数家族がひしめき合って生活している。臭気が漂ってくるほどの人間の過密ぶりが描写される。漁師たちは家族が餓死しないように毎晩命を懸けて海に繰り出すが、貧困のせいで肉を口にしたこともない悲惨な境遇が畳みかけられる¹⁵⁾。しかし、貧困にあえぐ漁村の生活環境は、ジャンヌの同情を誘いはしない。彼女の眼には、漁師家族を取り巻く過酷な生活状況は舞台設定のようで、現実味が無いと感じられる。この場面で魚は、漁師が命を危険にさらして得た貴重な経済資源を意味する。しかし一方で、ジャンヌ達にとって魚は単なる遊び道具や無駄に重い荷物に過ぎない。ジャンヌはその漁村で気まぐれから舌平目を一匹買い求める。当初、ジャンヌも男爵も新しい玩具を手に入れたかのように喜んでいるが、徐々に魚を運ぶのに腕が疲れてしまい、魚の脂ぎった尻尾は草の上をひきずられる¹⁶⁾。食材とは思えないぞんざいな扱いを受けている。モーパッサンは故意にこのように対照的な描写を用意することで、両階級を隔てる溝の大きさを読者に突き付けているのだろう。

さらに、男爵が農業・漁業に向き合う態度は、所詮金持ちの道楽に過ぎない甘えたものと軽視される。例えば、土地の所有者として、男爵は小作農家に農業上のいろいろな工夫を提案するが、農夫たちは男爵のやり方を少しも信用しない¹⁷⁾。また、漁師のまねをして男爵が釣りに手を出してみるシーンもある。しかしながら、男爵の釣りは、魚がもがいている様子を面白がって眺めているだけで、漁師のように生活がかかっている訳ではない。その証拠に漁師たちが危険を覚悟で夜釣りに出掛ける様子を目にして、男爵は「実に素晴らしい」と実感を伴わない無責任な賛辞で形容する¹⁸⁾。現実を抛り所としない表層的な自然礼賛と呼べるだろう。

以上のように、モーパッサンは貴族階級と労働者階級の生活に対する姿勢の違いを「食」を通して明確にしている。

では、生活の糧を得ようと毎日重労働を強いられる農民・漁師にとって、「食」は常に肉体を生かし続けるための役割しか担わないのだろうか。それ以上の意味が与えられている場面を『女の一生』の中でも少なからず確認することが出来る。稀に行われる祭りや結婚披露宴は庶民が生活の憂さを晴らす格好の娯楽として機能しているのだ。

『女の一生』に現れる船の命名式及びジャンヌの結婚披露宴では、農民・漁師にも無料で御馳走が振る舞われる。地域の人々が満足するまで浴びるように飲み食いし、

踊りや歌に興じる描写にかなりの行数が割かれている。普段のストレスを解消し、本能の赴くままに自己を解放している労働者階級の様子が確認できる。

第一に、物語の導入部近くで展開される小舟「ジャンヌ号」の命名式を検討してみよう。名づけ式が終わると、漁師たちは台所の匂いを想像して、唾液が沸き上がり、嬉しさの余りつい歌を口ずさんでしまう。男爵の別荘では美味しい昼食が参列者を待っている。食事が終わると、庭での宴会は漁師に任せられ、貴族たちは屋敷の反対側へと退く¹⁹⁾。宴会騒ぎの中心に据えられるのは漁師であって、本来命名式を執り行った男爵ら貴族層ではない。小舟の名付け親であり、最も中心となるべきジャンヌが食事を楽しむ描写は全く存在せず、彼女は夢想に耽るのに忙しい。

もう一方のジャンヌの結婚披露宴では、農民たちは戸外でリンゴ酒を飲みながら、騒々しい陽気な声を上げる。アルコールを浴びるように飲んで、用意された簡素な食材に飛びつく。欲求に突き動かされるままに行動している様子が読み取れる。この場合でも、庶民階級の「食」は、「食欲」と密接に結びつけられている。それにひきかえ、部屋の中で御馳走を食べている会食者は、気づまりな雰囲気や窮屈そうにしている。貴族たちは開かれた窓からお祭り騒ぎを目にして、楽しそうな歌声を耳にすると、外の庶民と同様に自由に飲んで踊りたいと考えてしまう。貴族や聖職者の会食の陰気さと農民たちの陽気な騒ぎが好対照をなしているのは明白である²⁰⁾。

IV 社交としての「食」——経済的余裕のある地方貴族にとって

以上のように庶民層が「食」に本能的な欲求の充足を求めているのに対して、貴族が希求しているのは何なのか。彼らの食事風景は優雅である。貴族層は農民・漁師と違って肉体労働に追われることがない為、多くのカロリーを必要せず、食も細い。彼らにとって食事は食欲という本能を満たしたり、栄養を補給したりという身体的に必要な行為というよりも社交的な意味合いが強い。

『女の一生』においても、男爵家の人々が食欲を露わにする場面は非常に珍しい。小説前半で別荘に到着した直後の食事シーンでも、男爵夫人は馬車による長旅の疲れで全く飲み食いしないまま就寝してしまう。ジャンヌと父は食事を進めるよりも、微笑み合ったり、手を握ったりしながら、お互いへの愛情を確かめるのに専念している²¹⁾。食事場面であるにもかかわらず、二人が実際に食べ物を口に運ぶ様子は一切描写されない。食べ物の種類についても一言も触れられていないのは、特筆すべきであろう。

『女の一生』の中では、食事が人と人——特に貴族や

特権階層——を結びつける社交の場、すなわちある団体への帰属意識を高める場としてしばしば機能する。その証拠として、会食が知己を増やす機会を幾度も提供する点が挙げられる。ジャンヌと両親は別荘へひと夏を過ごしに来て、まず手始めに、この教区の精神的支柱と呼べる司祭を夕食に招く²²⁾。男爵夫妻は確固とした信仰を持っていた訳ではないので、宗教上の理由から司祭を自宅に招待したのではない。これは男爵一家が教区に快く迎え入れられ、コミュニティーの一員として認知してもらうのを目的とするのだろう。デザート頃になると、アルコールですっかり気持ちのほぐれた司祭は、近所に住む貴族の噂話を始める。実はこの会話をきっかけとしてジャンヌの結婚相手が選ばれるので、会食がジャンヌの人生を決定づける要素として働いていると指摘できよう。

このような例は枚挙にいとまがない。新しく教区民となった子爵が男爵らに紹介されるのもやはり食事の席である。食事をともにすることで新参の貴族を共同体の新しいメンバーとして承認する狙いがある。だからこそ、子爵と男爵夫人は共通の友人について語り合い、知人が多く存在する事実から、自分たちが同じ階層に所属する仲間だという事実を再確認し、絆を深めようとしている。これを契機に子爵ジュリアンは規則正しくジャンヌの家を訪問するようになる。その過程で二人の仲が深まっていくのである。二人が初めて遠出をする浜辺でも、宿屋の昼食で食卓は彼らを饒舌にさせ、その距離を近づける役目を果たす。ジュリアンが初めてジャンヌの小間使いに手を出すのも、男爵家で最初に食事をした日である²³⁾。また、ジャンヌが近隣に住むフルヴィル伯爵家と親交を深める際にも、モーパッサンは食事場面を活用している。伯爵は自宅を訪問してくれたジャンヌと親しく打ち解ける目的で夕食に誘うのだった²⁴⁾。さらに、新任の若くて狂信的なトルビアック司祭とジャンヌが親交を深めていくのも、食卓においてである。司祭は毎週ジャンヌの屋敷で晚餐の御馳走に預かる。2人は倫理的なトピックについて議論し、宗教問題を多様な観点から語り合う。司祭は食卓での会話を通して、ジャンヌとなら、この地方の道德面で墮落した民衆に尊敬される模範となれると結論付けたのである。これらの例から、食卓を囲むことは参加者の結束強化・同族意識の鼓舞に他ならないことが見て取れる²⁵⁾。

食物の共有が社交の開始を示すのは、貴族や聖職者に限らない。別の例を取り上げてみよう。馬車に紋章を描く仕事に従事している職人が男爵家にやってくる場面がある。彼は本来単なる職人であり、貴族とは全く異なる階級に属している。しかし、貴族の家の紋章を描くという仕事柄、貴族階級の家庭に頻繁に出入りする。当然のことながら、高貴な人々と言葉を交わす機会が多く、身

分が高いような錯覚を周囲に起こさせる。そのため、貴族と同じ食卓に着けるといって破格の特権にありつけてしまう。彼は食堂に案内されて、まるで紳士のように御馳走の供応に預かるのであった。同じ食卓を囲むことが階級的障壁を消滅させ、彼の社会的ステータスを引き上げるのに役立っているのが窺える。食事の儀式的性格が効果的に利用された例と言えるだろう²⁶⁾。

加えて、人と人が交流を始めるだけではなく、普段とは異なる特別な行為を行う舞台を提供する働きをも、モーパッサンは会食の場に与えている。現代においても相談事を持ちかける際に食事の場が少なからず設けられる点を考慮すれば、自然な成り行きと推し量られるだろう。

これは食欲が満たされたり、アルコールで精神が解放されたりすると、人々は気持ちが高揚して会話が滑らかになるからである。デザートの後ともなれば、食卓が活気づき、愉快的食事の後の遠慮なさがコミュニケーションを盛り上げる。ジャンヌが横暴な夫に自由を奪われ、陰鬱な毎日を送るようになると、クリスマスや元日に司祭と村長夫妻を食事に呼ぶのが単調な日々の連鎖を破るただ一つの気晴らしになってしまう²⁷⁾。別の例では、ジャンヌが冷え切った夫婦関係の修復を図るのが夕食の席においてであるのも興味深い。司祭から、ジャンヌが関係を改善したいと希望しているのを聞いて、ジュリアンは食卓で唇の隅にニヤリと笑うようなしわを寄せ、一種特別な表情で彼女を見る²⁸⁾。この後、二人の関係は一旦元通りになる。普段顔を合わせない人物や敵対している人物を食卓に集わせることに、モーパッサンは日常性の打破という役割も担わせている。

付け加えるならば、食物だけでなくアルコールが人を結び付ける働きを授けられることもある。近所に住む小作農家へ挨拶に出掛けたジャンヌは、歓迎のしるしに酒を飲まされる。一軒目のマルタン家の人々はもろ手をあげてジャンヌを歓迎し、果物の種で作った酒を一杯無理やり飲ませる。もう一軒のクイヤール家でもジャンヌは歓迎され、黒すぐりの実で作った酒を飲む羽目に陥る²⁹⁾。他の例を挙げれば、妊娠したロザリの持参金に農園を与えると決めた際も、合意した契約を固めるために男爵とロザリの相手となる農夫はワインで乾杯する³⁰⁾。このようなアルコールの使用も「食」の儀式的な用法の一つに数えられるだろう。

V 没落と「食」が果たす機能の変化

しかし、ジャンヌの息子が作った借金の返済によって男爵家が没落していくのと同時に、ジャンヌを取り巻く食事風景は社交の場という公共性を徐々に失い、単なる生命をつなぐための手段に成り下がってゆく。

例えば、目覚めのカフェオレをジャンヌが幼い頃から行う習慣としてモーパッサンは設定していた。それを飲み干すと、布団をはねのけ服を着替え始めるのが、彼女の日課と描かれている。ところが、徐々にコーヒーを飲まずにぼんやり考えこんだり、二度寝したりするようになってしまう³¹⁾。儀式的色彩の濃いコーヒーは、ジャンヌが年齢を重ねるにつれて本来の意味を失い、そのような習慣自体も廃れていくのが判別できる。

多くの肉親を亡くし、先祖伝来の屋敷を手放し、小間使いと二人きりで田舎に引っ込んだジャンヌは、華やかな社交生活とは無縁になる。食事は孤独のうちに済ませる寂しい行為へと変貌を遂げてゆく。身分の低い女と駆け落ちした息子を探しにパリに出たジャンヌは、到着後すぐに宿屋で食事を取る。夜明けから何一つ食べていなかったのだ。一本のろうそくの火を頼りに、食卓を共に囲む者は誰もいないまま、侘しい食事を終える。まさに空腹を満たすためだけの食事である。翌日、息子を探してパリの町中を歩き回ったジャンヌの食事も同様である。疲労と空腹で倒れんばかりとなり、パン屋で買った小さなパンを歩きながら食べる。ジャンヌは喉も渇いて仕方なかったが、水を飲むにはどこへ行くべきか分からず、我慢せざるを得ない。その翌日、ジャンヌは全く同じ料理で食事を済ませている。パリでの食事には何の喜びもなく、ただ機械的に動作を進める描写しか認められない。食事はもはや虚栄や社交のために行われない。小説前半に繰り返し展開された、食欲と切り離された社交的な食事シーンからは想像できないほどの激変である³²⁾。遂に息子ポールの借金を返済するために屋敷を売り払った際、「うちにはいつでもベッドとシチューがポール様のために取ってありますからね」とロザリが女主人を説得する³³⁾。この「ベッド」と「シチュー」とは野宿や飢餓を回避できる最低限の寝る場所・食物を指している。ジャンヌは息子の借金を肩代わりしたために、わずかばかりの年金しか残されていなかった。ジャンヌの人生から一切の虚飾が取り払われ、「食」はただ生命を長らえる最後の命綱へと姿を変えている。

終わりに

モーパッサンは主人公ジャンヌに転落の人生を用意した。幸せな結婚という夢が破れ、夫と父の死、息子の借金返済により、ジャンヌは経済的な苦境に追い詰められてゆく。彼女が社会階層を転がり落ちてゆくにつれて、食事は貴族的な装飾や社会性を奪い取られ、本来の命をつなぐための必需品に戻ってゆく。これは、経済に疎く、生活力のないジャンヌやその両親・息子が不幸に陥っていく一方で、小間使いロザリやその息子が立派に自立して生きているという対照性、さらには新しい階層の力強

い息吹を象徴しているとも結論づけられるだろう。ロザリは貯金を続け、不動産を獲得し、ジャンヌとほぼ同等の財産を保有するに至っている。彼女は、係累を失い、経済的にひっ迫した女主人に代わって家政を切り盛りし、生きていけるだけの年金を用意してやるのだ。小説冒頭とは完全に主従の立場が逆転しているのが見て取れるだろう。

このように、時代の流れとともにブルジョワ階層が隆盛し、それと並行して貴族階級の没落が引き起こされた当時の社会情勢がストーリーの流れにも影を落としている。『女の一生』は時代設定が1819年から1848年に渡る。これは、モーパッサンの長編小説の中で唯一執筆時期とのずれを生じさせている。モーパッサンがこの時代を舞台に選んだ企図は、貴族階級支配の終焉を自然に見せるためではないだろうか。当時、大都市で力を付け始めていたブルジョワと対照的に、産業の発展と共に農地収入の相対的価値が下がり、貴族の経済基盤は緩やかな崩壊を迎えていた³⁴⁾。モーパッサンは「食」の形態が変容していく様子を提示することで、ジャンヌが代表する貴族階級の最期を示したかったのではなかろうか。

注

モーパッサンのテキストについてはプレイヤッド版長編集 *Romans*, Gallimard, 1987 によった。訳文については『女の一生』(新庄喜章訳 新潮社 1988) を参考にさせて頂いた。

- 1) 北川美香『『脂肪の塊』における食のテーマ』『仏文研究』27号 京都大学フランス語学フランス文学研究会1996 p.163. 同じく19世紀フランスの巨匠バルザックは、家の雰囲気や登場人物の性格を連想させるには食卓を描くことに勝るものはないと考えていた(アンカ・ミュルシュタイン『バルザックと19世紀パリの食卓』白水社2013 p.7)。
- 2) いくつか例を挙げれば、『身体フランス文学』(吉田城編 京都大学学術出版会2006)ではモーパッサンの『ベラミ』(1885)における食欲の社会学が論じられ、『世界の食文化16フランス』(北山晴一 農文協2008)では『ベラミ』に描かれた食事風景が取り上げられている。
- 3) 北川美香『『女の一生』の宴会場面に見るモーパッサンの描写技法』『仏文研究』31号 京都大学フランス語学フランス文学研究会 2000 pp.65-74.
- 4) デボラ・ラプトン『食べることの社会学』新曜社 1999 p.7
- 5) 鹿島茂『パリ風俗』白水社2012 p.109, 鹿島茂『馬車が買いたい』白水社2009 p.76,86参照。
- 6) 当時の1フランを現在の1000円に換算すべきという

解釈は『馬車が買いたい!』(p.189)による。

- 7) ギ・ド・モーパッサン『女の一生』新庄喜章訳 新潮社1988 p.12.
- 8) 同上, p.13,140.
- 9) 同上, p.55,89
- 10) 同上, p.37,126,140.
- 11) 同上, p.140,194.
- 12) 同上, p.359. 「2万フランなら承知ですが, 1500フランじゃ嫌です」
- 13) 同上, p.197.
- 14) 同上, p.62.
- 15) 同上, p.26,137.
- 16) 同上, p.28.
- 17) 同上, p.30.
- 18) 同上, p.31,137.
- 19) 同上, p.60.
- 20) 同上, p.73,76.
- 21) 同上, p.15.
- 22) 同上, p.36. 「司祭を大事にもてなした。」
- 23) 同上, p.171,208,271
- 24) 同上, p.202,208.
- 25) 同上, p.260.
- 26) 同上, pp.123-124.
- 27) 同上, p.136.
- 28) 同上, p.36,248.
- 29) 同上, p.120.
- 30) 同上, p.199. 「男爵は手打ちをした。(…)『ワインを一本もってこい!』約束を固めるために二人は乾杯した。」
- 31) 同上, p.358.
- 32) 同上, pp.347,352-53.
- 33) 同上, p.322.
- 34) 柴田三千雄, 樺山紘一, 福井憲彦編『フランス史2』山川出版社 1996 p.469.

引用文献

- ギ・ド・モーパッサン『女の一生』新庄喜章訳 新潮社 1988
- 北川美香『『脂肪の塊』における食のテーマ』『仏文研究』27号 京都大学フランス語学フランス文学研究会 1996 pp.163-174
- デボラ・ラプトン『食べることの社会学』新曜社 1999
- 吉田城編『身体フランス文学』京都大学学術出版会 2006

参考文献

- 鹿島茂『馬車が買いたい』白水社 2009
- 鹿島茂『パリ風俗』白水社 2012
- 北川美香『『女の一生』の宴会場面に見るモーパッサンの描写技法』『仏文研究』31号 京都大学フランス語学フランス文学研究会 2000 pp.65-74
- 北山晴一『世界の食文化16フランス』農文協 2008
- 河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店 1977
- 柴田三千雄, 樺山紘一, 福一憲彦編『フランス史2』山川出版社 1996
- アンカ・ミュルシュタイン『バルザックと19世紀パリの食卓』白水社 2013

研究ノート

社会福祉と生活研究 Study on Social Welfare and Human Life

柴田周二
SHIBATA Shuji

要旨

社会福祉の課題は、日常生活問題の具体的解決法を社会的視点から解明し、福祉社会を支える文化としての自立と協同の価値意識や人間関係が、いかなる状態で存在し、どのように形成されるかを明らかにする点にある。本稿では、その究明に当たって留意すべき点を、戦後日本の生活研究の業績を参考にし、岡村重夫の社会福祉学、今和次郎の生活学、宮本常一の民俗学、社会政策学的生活構造論（籠山京、中鉢正美、江口英一）などを取り上げ、自発的社会福祉の一つとしての相互扶助の慣習などに着目して、その歴史的経過をたどり、生活に根差した自立と協同の組織を形成する道を探ることの重要性を指摘した。

Abstract

The most important task of social welfare is to build a mutually supportive society with independence and cooperation through improving daily life problems of people. In this paper, I examined the standpoints of social welfare referring to some human life studies in postwar Japan. Firstly, I mentioned about the research achievements of OKAMURA Shigeo, KON Wajiro, MIYAMOTO Tsuneichi, KAGOYAMA Takashi, CHUBACHI Masayoshi, EGUCHI Eiichi, and lastly suggested the significance of following the tracks of mutual aids as voluntary action.

キーワード：社会福祉、制度、慣習、貧困、相互扶助

keywords : social welfare, institutions, custom, poverty, mutual aid

はじめに

社会福祉は、日常生活問題の具体的解決法を社会的視点から解明し、それを通じて暮らしよいとどのような社会か、それはいかにして実現されるかを明らかにすることを課題としている。

福祉国家は、社会支出という再配分の制度を通じて、国民に連帯を強制し、連帯という価値の給付を制度化している。しかし、福祉国家は制度の整備だけではなく、社会全体に共同意識や公共心、社会による福祉を生み出そうとする価値意識や人間関係、いかにすれば「福祉社会」が存在することが必要である¹⁾。制度を運用する人の主体性、ヘルプと自立、うける福祉とつくる福祉、自立と協同の人間関係、それを支える小協同体の存在などである。すなわち、社会福祉は、生活の福祉を実現するのは、いかなる制度と文化を備えた社会かを解明することを目的とし、社会福祉の基礎には日常生活に関する生活研究があるといえる。

老年人類学の高橋絵里香は、福祉社会が実現される条件を、これまでの社会福祉の理論をもとにして、①ノー

マライゼーション、②ソーシャルワークと地域福祉論、③連帯とボランティアの三つをあげ、平等や連帯という福祉的価値を志向する「社会的なもの」が、社会問題に対処するための分野として見直され、期待されることを述べている。ここにいう「社会的なもの」とは、具体的には、人間生活の多様性、福祉文化の実現のために人々が協働する基盤としての地域社会を中心とする分野を指している²⁾。ここで、注意しなければならないのは、生活を構成するいくつかの要素、すなわち個人の意識や社会制度などは、歴史的、社会的、文化的環境によって強く規定され、社会福祉の営みは、国民の日常生活を基盤としてとらえなければならない点である。

私たちの日常生活は、空間的には「労働生活」「家庭生活」「地域生活」の三者から成り、それらを一つに統合するのは、人間生活の再生産である。生活はあらゆる学問の出発点であると同時に、帰着点でもあり、すべての物事は生活の中でこそ完成する。したがって、日常生活のメカニズムやそこで生ずる生活問題を明らかにすることが生活研究の重要な課題となる。ここでは、生活研究の一分野としての社会福祉という側面から、社会福祉

の研究視点について改めて考える。

一般に、社会福祉を含む社会科学は、制度(institutions)と態度(attitudes)の面から論及される。社会人類学や民俗学の理論をもとに、独自の視点から日本社会の特徴をとらえようとした社会学者の有賀喜左衛門は、生活を総合的に把握する概念を「生活意識」に求めた。生活意識について、有賀は、次のように述べている。「生活意識というのは生活に存する心持とか考え方というほどの意味であります。生活意識はその社会が持つ組織や生活条件から滲み出てくるものでありますから、その社会生活を理解するためにはどうしても考えられなければならないのであります。それで私達がわれわれ民族の持つ生活意識を知ることによってその理解が深められるのであります」³⁾。したがって、「衣食住が生活として存するためにはその社会的条件を投影する衣食住の現実にあられた形態とともに不可分離の関係においてでなければならない」⁴⁾。すなわち、有賀は、衣食住は、それぞれが単独に存在するものではなく、生活という具体的に結合され実現された一つの文化として存在するものとしてとらえ、生活の全体を表象するものとして生活意識をあげているのである。いいかえれば、生活意識は、人々が生活をいとなむ場合の「生活態度」(Lebensführung)ともいうべきものであり、新しい生活条件を選択したり、変えるときには、この生活意識を介して行われ、それが生活の次の展開を決定する要因となる。このような生活意識は、やがて、国民的エートスや社会通念となって文化類型や社会構造を規定し、生活を総体的にとらえる一つの媒介項となる^{註1)}。ここでは、有賀の生活意識に関する議論をヒントにして、福祉社会を支える文化としての自立と協同の価値意識や人間関係が、いかなる状態で存在し、どのように形成されるかを解明することを、社会福祉の重要課題の一つとして位置付け、その究明に当たって留意すべき点を、戦後日本の生活研究の業績を参考にして考えてみる。

1. 岡村重夫の社会福祉学と今和次郎の生活学

社会福祉学の岡村重夫は、個人が社会生活を送るうえで必要な「社会生活の基本的要求」を、①経済的安定、②職業的安定、③家族的安定、④保健・医療の保障、⑤教育の保障、⑥社会参加ないし社会的協同の機会、⑦文化・娯楽の機会などに求め、個人の側から、これらの要求を実現するために社会制度との間に結ぶ「社会関係」を中心に生活を把握しようとした⁵⁾。彼は、社会福祉の発展を、「自発的社会福祉」(相互扶助、慈善・博愛事業)と「法律による社会福祉」(救貧事業、保護事業、福祉国家)の相互の批判的協力から構成される社会福祉制度

内部における処遇・援助原則の面からとらえ、社会福祉の発展を、制度を運営する精神、社会福祉を実現する主体の側から究明しようとした⁶⁾。

しかし、生活における福祉の実現に当たっては、個人と社会制度との関係以外にも、生活に関するもう一つの重要な側面、すなわち個人と衣食住の生活手段との関係にも着目しなければならない。住居や衣服などの生活手段が、人間生活のあり方、価値意識や生活態度に及ぼす影響は基本的である。たとえば、個室や居間など住居の間取りと個人としての精神的自立や公共連帯の精神の形成^{註2)}、自己主張の手段としての衣服のあり方と人格形成の関係などである。

政治学の丸山眞男は、精神的次元での近代化と社会的次元での近代化を区別し、制度の変革を担う主体としての近代的人間の形成に強い関心を寄せ、わが国における近代化の実現のために、「制度に関わる精神」に着目し、それが社会制度の具体的なあり方といかに関係しているかを問題にしている。そこで問題とされたのは、近代化の過程において、秩序を単に外的所与として受けとる人間から、秩序に能動的に参与する人間への転換、個人的主体性、内面的自由の精神を備えた「近代的人間類型」の創出であった。しかし、丸山の場合には、「近代的人間類型」の問題は、あくまで国家機構や法律などの社会制度との関係で論じられ、衣食住など国民の日常生活と関連させて論じられるものではなかったために、それだけでは生活における自立的個人を形成することはできなかった⁷⁾。

これに対して、生活学の今和次郎は、単に知識人だけでなく、民衆をも含めた、国民生活レベルでの合理的日常倫理を確立することを目指して、衣服や住居などの「生活手段に関わる精神」に着目し、衣食住における慣習や流行から解放されて合理的な生活を送る、倫理的生活態度としての個人主義を形成しようとした。近代西欧の所産としての資本主義に関係する制度それ自体は一般的でも、人間関係が介在する制度の運営は各国の文化によって異なり、後進国における近代化の促進のためには、慣習や流行の支配しやすい消費生活に着目した生活態度論が必要であったのである。個人的な思想ではなく、社会を動かす、人間の集団によって抱かれた生活態度としての合理的日常倫理の形成を論じるには、人々の日常生活と深く結びついた部分での主体性の確立が求められたのである⁸⁾。

2. 宮本常一の民俗学と二宮尊徳の報徳仕法

次に、生活意識の現実的把握に当たって留意すべきは、歴史的・文化的規定性に対する着目である。民俗学の宮本常一は、日本社会の特徴として、農耕社会、自立小農

経営、親方子方制、相互扶助、仲間意識などをあげている。宮本によれば、日本の村は、農耕を中心とする生産と生活の共同体であり、自立小農経営を主とする自給主義の理念、自主的精神を有する一方で、経済的に不安定なところでは親子関係が存在し、生活を守るための様々な「ゆい」や、村人の自発的な参加と自治による無尽講、伊勢講などが存在した。そこでは、「相身互い」＝「お互いさま」などの生活意識による相互扶助の制度があり、村がよくなれば、自分の家も、暮らしもよくなると思われ、組織を維持するための付き合い、もてなし、寄合などが大切にされた。しかし、村が、兼業化などで、農業を中心とする同業者集団から単なる地域集団へと変化し、生活と生産の共同体でなくなると、相互扶助は、産業上の利益を中心とした助け合いに変わり、商品経済の流入によって人々の幸福基準が、「仲良く暮らす」から、自分の家だけのことを思う「立身出世主義」が優勢となると、村の連帯や結束は急速に薄れた¹³⁾。

従来日本は、家を中心に同族・親類などがそれを取り巻き、ムラ、組、部落などの人々が、私生活の面で協同して暮らせる場が存在した。しかし、家族の形態が、直系複合家族→生産年齢期核家族→生涯核家族へと変化し⁹⁾、一時は大きな位置を占めた企業中心の職域的福祉も後退し、過疎化や高齢化、単身赴任の増加などによって地域社会が弱体化するようになると、これまでの地域を支えた感情的・非合理的な仲間意識による結合に代わって、NPOなど主体的な住民参加を基礎とする新しい組織が求められるようになった¹⁰⁾。

確かに、相互扶助は、組織が小規模で顔見知りの範囲にとどまり、give and take を原理とし、お返しのできない場合のつらさがある。しかし、相互扶助は、岡村重夫によれば、短期的他愛主義と長期的利己心が結合して、短期的には負担でも、長期的な利益と生活の安定をもたらす作用があり、生活困窮ないし生活の破綻を予防して正常な社会生活を円滑にする予防的機能を有している。また、援助者と援助される者との関係は、対等者の相互交換関係であり、自治との関係も深く、福祉国家が主流となった現代社会でも、自発的な社会福祉の一分野として、大きな役割を果たす可能性を秘めている¹¹⁾。

これからの日本社会で大事なことは、これまで私事化されていた家庭内での家事や育児や介護などの生命と生活を支える労働を社会的な協同関係へつなぎ、商品交換だけでなく人間の信頼関係によって行われる協同社会(連帯と互酬性)を生み出すことである¹⁴⁾。地域社会における個人の社会生活の要求を充足するには、国民に対する普遍的サービスに加えて、地域住民相互の連帯や自発的な協同、近代化された相互扶助を成立原理とする新しいコミュニティの存在が必要となる。そのためには、公的責任をできるだけ住民の近くへもたらし、個人の社

会的関係や企業に対する社会的責任を注視しつつ、生活問題の自主的解決の努力に対する援助技術の体系としての社会福祉を中心に、多様性の共存と機会の均等を推進する自立と協同の人間関係の確立が求められる。

こうした自立と協同の人間関係、それを支える小協同体の形成に関して興味深いのは、「勤労」「分度」「推譲」と互助を基本とする二宮尊徳の報徳仕法に基づく地域開発の理論と実践、常会などの組織を中心に運営された報徳社の運動である。独立自営農民を中心とする民衆生活の互助組織としての報徳社は、幕末から明治にかけて、尊徳の後継者たちによって形成され、最盛期には、静岡県を中心に、1,200社を超え、報徳社の連合組織である「大日本報徳社」の本社が掛川に置かれた。その後、報徳社は、様々な経過をたどりながら、第二次世界大戦後には、農村や産業社会の変化や、戦争に利用された暗いイメージなどから衰えた。しかし、かつて報徳社の活動が活発に展開された地域では、地域福祉の発展の基礎となる社会的資本が残されている可能性もあり、報徳社の軌跡を追うことは、地域開発の手法としての報徳仕法の再評価とあわせて、今後の地域社会のあり方を探るための参考になることが多い¹⁵⁾。

3. 社会政策学的生活構造論

(籠山京, 中鉢正美, 江口英一)

最後に、生活を考えるうえで重要なのは、貧困と人間の問題である。ここに、貧困とは、低所得、低消費などの経済的意味での貧困だけでなく、人間生活を営むうえで必要な社会的関係や生活手段の欠陥、文化的・精神的生活を含む人間生活の再生産過程で生ずる様々な問題である。籠山京によれば、貧困とは、個人や家族が単独に取り結ぶ通常の人間関係や社会組織の網の目、生活手段などから疎外された状態を指し¹²⁾、個人は、自己が関係する集団や社会組織、所有する生活手段の質や量などによって様々な階層に分類される。貧困が重要なのは、それが生活の安定を破壊するだけでなく、時には人間の精神や人間性そのものをダメにし、憎悪や死をもたらすことがあるからである。

わが国では、経済成長期を中心に、国民の生活様式の画一化などが論じられた。しかし、それは、耐久消費財の普及の面から国民生活をとらえたものであり、生活の基本財である住宅の格差や人間関係の欠損、労働条件の相違などに着目したものではなかった。貧しい住宅や人間関係の欠損、家族生活の崩壊が人間形成に及ぼす影響は大きく、非正規労働者の増加による生活上の格差が著しい今日、生活を改めて階層的視点からとらえる必要がある。

日常生活を基盤に貧困の階層的把握に大きな貢献をしたのは、籠山京をはじめ、中鉢正美、江口英一らの社会政策学的生活構造論である。籠山京や中鉢正美は、労働力再生産過程としての家庭生活の構造を、自然的生命の論理や経済の論理によって規定される一方で、それらから相対的に自立したシステムをもつ「生活の慣習的構造」に規定されていることを示すことによって、生活過程の社会的変化に対する相対的自立性の根拠を明確にした¹³⁾。それによって、生活構造は「日常の生活諸姿態の機能をその背後で規制している構造的諸要因を抽出してくる場合の媒介変数」(中鉢正美)、社会構造と家庭生活との関係を把握する索出手段とされ、同時に、生活研究は独立の科学として成立する根拠を得た。そして、江口英一は、労働力再生産過程としての生活構造を同じくする家族集団を「社会階層」としてとらえ、その違い、すなわち労働力再生産を行う条件の違いによって序列化し、社会階層を資本主義的経済秩序の内部に位置付けて論じた。その結果、①より下位の社会階層ほど、所得、生活水準の上下と労働や職業の間に一致する傾向が強いこと¹⁴⁾、②労働者下層(不熟練・単純労働者)では、生業維持のための世帯員の有業者化(多就業家族)が進行し、被扶養者を減らして世帯員を縮小し、家族崩壊に至ること¹⁵⁾、③消費支出の画一化と社会的固定費(家賃、地代、水道光熱費、保健医療費、交通・通信費、教育費、交際費)の強制的性格が強まり、低消費世帯では消費生活における特定部分が一般に比べて欠落または過少(文化的支出、教養・娯楽費)になっていることなどが示された¹⁶⁾。こうして、労働力再生産過程の条件としての生活構造を媒介として、貧困の階層性と貧困が人間に及ぼす影響などが示された。

まとめ

社会福祉は、生活問題の具体的な解決法にとどまらず、社会全体が福祉を支える福祉社会が形成されることを目指している。そこで、重要な位置を占めるのは、自立と協同の価値意識と人間関係、それを支える小協同体がいかに形成されるかを明確にすることであり、それが実現されるためには人々がおかれた日常生活の状況や生活意識を社会的、歴史的、文化的環境を含めて現実的にとらえることが必要である。国民間のヨコの連帯が弱く、自治的伝統が希薄といわれるわが国で、タテ社会の枠に加えて、顔見知りの関係を優先する世間意識や、身内や身辺の排他的幸福追求のみを追求する家族中心主義を超えた目的志向型の組織を形成するためには、単なる知識としての平等や独立を論じるだけでなく、生活の実態を踏まえた分析が必要である。NPOなどの組織形成とともに、制度とは別の生活規範や自発的社会福祉の一つと

しての相互扶助の慣習などに着目して、その歴史的経過をたどり、生活に根差した連帯の組織を形成する道を探ることが重要に思われる。福祉の価値前提は、人間らしい生活を保障する基本的人権の実現にあり、生活の歴史的・文化的背景や生活習慣を振り返り、歴史を踏まえた社会福祉のあり方が求められる。

注

注1) 比較文化論の出発点の一つともなったマックス・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、「エートス」は「倫理的に色彩づけられた生活態度(Lebensführung)の格率」という説明がなされている。生活意識およびエートスは、いずれも倫理的な色彩をおびた生活態度を指している。

注2) この点については、西山卯三『これからのすまい—住様式の話—』相模書房、1947など参照。

注3) 宮本常一の民俗学については、柴田周二『生活の思想と福祉社会』ナカニシヤ出版、2011；pp.64-110など参照。

注4) 家事労働における協同については、朝倉美江『生活福祉と生活協同組合福祉』同時代社、2002など参照。

注5) 二宮尊徳と報徳社については、柴田周二『生活の思想と福祉社会』pp.124-133、同「福祉文化の基礎としての自立と協同—報徳社の相互扶助とコミュニティ形成を中心に—」『福祉文化研究』23号、2014、pp.63-72など参照。

引用文献

- 1) W. A. ロブソン『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1976；pp. i, 43, 212, 215.
- 2) 高橋絵里香『老いを歩む人びと—高齢者の日常からみた福祉国家フィンランドの民族誌』勁草書房、2013；pp.8-11, 22-45.
- 3) 『有賀喜左衛門著作集 VIII 民俗学・社会学方法論』未来社、1969；p.360.
- 4) 同上、p.210.
- 5) 岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、1983；pp.68-92.
- 6) 同上、pp.2-67.
- 7) 柴田周二『生活研究序説—戦後日本の生活研究—』ナカニシヤ出版、1995；pp.39-40.
- 8) 同上、pp.40-41.
- 9) 中鉢正美『現代日本の生活体系』ミネルヴァ書房、1975；pp.132-153.
- 10) 岡村重夫『地域福祉研究』柴田書店、1970；pp.12, 139.
- 11) 前掲書5)、pp.8-11.
- 12) 『籠山京著作集 第3巻 貧困と人間』ドメス出版、

- 1983; p.237,籠山京『低所得層と被保護層』ミネルヴァ
書房, 1970; p.153.
13) 前掲書7), p.58.
14) 江口英一「社会福祉と貧困」『月刊福祉』55巻1号,
1972; p.24.
15) 江口英一『現代の低所得層(中)』未来社, 1980;
pp.206-228.
16) 江口英一「低消費」水準生活と社会保障の方向」
小沼正『社会福祉の課題と展望』川島書店, 1982; p.116.

参考文献

- ・江口英一『現代の低所得層(上)』未来社, 1979
- ・岡村重夫『全訂社会福祉学(総論)』柴田書店, 1968
- ・岡村重夫『地域福祉研究』柴田書店, 1970
- ・籠山京『国民生活の構造』長門屋書房, 1943
- ・『今和次郎集2 民家論』ドメス出版, 1971
- ・『今和次郎集5 生活学』ドメス出版, 1971
- ・『今和次郎集6 家政論』ドメス出版, 1971
- ・『今和次郎集9 造形論』ドメス出版, 1972
- ・富田高慶『報徳記』岩波文庫, 1933 [原著1883]
- ・中鉢正美『生活構造論』好学社, 1956
- ・福住正兄『二宮翁夜話』岩波文庫, 1933 [原著
1884]
- ・丸山眞男『日本の思想』岩波新書, 1961
- ・『宮本常一著作集 3 風土と文化』未来社, 1967
- ・『宮本常一著作集 6 家郷の訓, 愛情は子供と共に』
未来社, 1967
- ・『宮本常一著作集 7 ふるさとの生活, 日本の村』
未来社, 1968
- ・『宮本常一著作集 12 村の崩壊』未来社, 1972
- ・『宮本常一著作集 13 民衆の文化』未来社, 1973
- ・『宮本常一著作集 15 日本を思う』未来社, 1973
- ・『宮本常一著作集 21 庶民の発見』未来社, 1976
- ・『宮本常一著作集 30 民俗のふるさと』未来社,
1984
- ・『宮本常一著作集 38 周防大島を中心としたる海の
生活誌』未来社, 1994

高等学校簿記会計 —日本と米国のスタンダードの比較—

High School Bookkeeping-Accounting Research —The Comparison of High School Accounting Standard in Japan and US—

島本克彦
SHIMAMOTO Katsuhiko

要 旨

戦後、日本の高等学校の簿記会計教育は、明治以降の伝統的な教育体系を維持しつつも、米国の簿記会計教育をお手本としてその導入を図ったと思われる。その後、簿記会計の検定資格制度が浸透しても、その教授体系とカリキュラムをほとんど変えることなく進んできたと思われる。しかし、今日、日本では、生徒の簿記会計離れが大きな問題になってきている。すでに1970年代以降、米国においてその問題が生じ、それを打開するための方策が会計教育の重要なテーマの一つになっている。その方策の一つとして、NBEAより刊行されている会計スタンダードがある。そのスタンダードは、社会の急速な変化に対応するために、最新の教授方法の導入や、教授項目のさらなる現代化、会計教育のアカデミック化へと変更を図ることにより、簿記会計離れ問題を解消しようとしている。それゆえ、その米国スタンダードと日本の簿記会計の学習指導要領を比較検討することにより、その全体的な相違点を明らかにすることは、日本の簿記離れ問題になんらかの示唆を提示し、参考に供するであろうと思われる。米国のように、明日を生きる生徒の育成ということを考えると、日本の要領の考え方は早急になおすべき時期にきているように思われる。

キーワード：簿記会計教育、簿記会計離れ、スタンダード、学習指導要領

I はじめに

産業の国際化の進展とともに、最近の教育界にはアクティブ・ラーニング、インターンシップ、キャリア・エデュケーション等カタカナ用語が氾濫している。かかる状況は英米の教育管理の手法や教授方法が日本へ移入され、また導入についての議論がなされていることから理解されよう。簿記会計については、理論やフレームワークの移入はなされているものの、その教育（とくに高等学校教育）面については、その紹介や調査はほとんどなされていない⁽¹⁾。戦後、日本の高等学校の簿記会計教育は、明治以降の伝統的な教育体系を維持しつつも、米国の簿記会計教育をお手本としてその導入を図ったと思われる。その後、簿記会計の検定資格制度が創出・浸透するにつれ、逆にその出題項目や内容が簿記会計のカリキュラム編成に非常に大きな影響を与えるようになってきているが、その教授体系とカリキュラムをほとんど変えることなく進んできたと思われる。しかし、今日、学生の簿記会計離れが大きな問題になってきている。その理由として、第一に社会や企業にとって簿記会計の必要性は叫ばれるものの情報機器やAIの進展に伴い、簿記会計を必要とする仕事の減少、第二に簿記会計に対する暗いイメージ、第三に伝統的な手書き重視の検定制度の弊害等が考えられている。検定制度がない米国では第三の理由はない。しかし日本より以前に、とりわけ1970年代以降、米国においては、第一および第二の理由により、簿記会計離れが問題となっていた。それゆえ簿記会計の履修者の減少をくい止め、増加させる方策が会計教育の重要なテーマの一つになっており、すでに様々な方策が実施されつつある。そこで、先進国である米国の会計教育を調査することは、簿記会計離れに対する方策や現在進行中である学習指導要領の改訂作業になんらかの示唆を提示し、参考に供するであろうと思われる。本稿では主に米国の高等学校の簿記会計教育に限定しながら、個別の教授項目ではなくホリスティックな観点から日本の学習指導要領との比較について以下述べることにする。

II 米国高等学校会計スタンダード

1995年、全米ビジネス教育スタンダードが全米のビジネス教員の要請のもとに刊行された。このスタンダードは、「必要技能を達成するための長官委員会（SCANS; The Secretary's Commission on Achieving Necessary Skills）」の報告書の影響の影響をうけ、職場は必ず変化し、明日の課題は昨日のスキルを用いて述べることはできないとして、公私の利益のために有効な経済的意思決定ができる市民になる準備をさせるという目的で作成された⁽²⁾。会計科目のスタンダードは全米ビジネス教育スタンダードの一つとして掲げられている（後掲資料参照）。

このスタンダードは、日本ではほとんど知られていない。また日本の学習指導要領のように教科書を編集する場合の拘束力はない。しかし、McGraw社やSouth-Western社のHigh SchoolやCollegeの会計教科書を見るかぎり、ほぼスタンダードの内容が取り入れられ、高等学校および大学初級の会計教育に多大の影響を与えている。そこでその枠組みから以下紹介する⁽³⁾。

まず、具体的な学習内容の目標については、達成基準（Achievement Standard）と期待されるパフォーマンス（Performance Expectations）に分けて考えている。

ここで達成基準は生徒が達成すべきである、理解する内容（understanding）とコンピテンシー（competency）を示している。生徒が知る必要があり、行うことができること（内容と目標）を意味している。期待されるパフォーマンスは、生徒が達成基準を満たすのに必要な知識およびスキルを示すために、できるようになっているべきことを示している（NBEA 1995, p.11, 2001, vii）。日本では、周知のように、伝統的に目標とその内容およびその取扱いとなっており、スタンダードの記述方法は異なっている。

また学校種類別にに応じてスタンダードが作成されている日本と異なり、発達段階アプローチを採用している。たとえば年齢の低い学習者に関心を持たせることから始まり、それに続く水準で高度なレベルへと漸進的に導いている。この発達アプローチは各コンテンツの分野に含まれる番号方式（レベル1・2・3・4）に反映されている。学校システムの学年レベルは、小学校 [レベル1]、中学校/ジュニア高等学校 [レベル2]、高等学校 [レベル3]、高等学校後学校あるいはカレッジ [レベル4] と異なっていることに留意することは重要である。このスタンダードで用いられている発達レベルは次のとおりである。

[レベル1] 小学校 (Grades K-6)

[レベル2] 中学校 (Middle School /ジュニア高等学校Junior High (Grade 6-9))

[レベル3] 高等学校学校 (Grade 9-12)

[レベル4] 2年の高等学校後学校あるいはコミュニティ・カレッジないしテクニカル・カレッジ

もし内容が高等学校レベルないしそれより上級でのみ教えられるなら、期待されるパフォーマンスはより高等な発達レベル（たとえば3-4水準）のみ掲げられている。後掲資料からわかるように、会計科目は高等学校段階レベルから始め、高等学校後学校あるいはコミュニティ・カレッジないしテクニカル・カレッジへと継ぎ目なく（seamless）行うことが発達アプローチをとった理由であるとも述べている。とりわけ発達アプローチについて、1995年版の解説ビデオでこのことが強調されている（NBEA 1997）。またこのスタンダードにおける各レベルは、寄与した専門家と査読者チームの経験にもとづいている。発達レベルを特定するように期待されるパフォーマンスを割り当てている。しかし、スタンダードは、フレキシビリティに利用可能であり、期待されるパフォーマンスは特定のコースに限定していない。

さらに会計の意義の説明を見てみると、スタンダードでは、2007年（第3版）から会計情報を理解し、解釈し、利用することができることの重要性が強調されている。2013年（第4版）からは、コミュニケーション・スキル—書くことと話すこととテクノロジーの利用が重要視されている。数年前より米国教育界では、聞く能力や書く能力を重要視し、その指導方法について議論やセミナー等が行われている。その反映と思われる。

III 会計教育の内容

形式的に、米国では、日本のように科目名を5つ（「簿記」「財務会計Ⅰ」「財務会計Ⅱ」「原価計算」「管理会計」）に分けることなく、一つの科目名（「会計」）として教育内容を説明している。会計業務は、会計プロセス相互に関係している点を強調すれば米国の方法が望ましいと言えるが、教授および理解の容易さの観点からは分ける方がよいように思われる。全体的な内容としての特徴は、日本では、簿記係としての取引の記録、財務諸表の作成が中心であるが、米国ではそのような記録や作成だけでなく、教養人ないし市民としてまた将来の企業人として必要なコンピテンスを重要視している。いいかえると米国の高等学校の簿記会計教育は、項目内容や計算の理解に主眼を置きつつも、簿記会計の社

会に対する有用性や簿記会計を通してビジネスの現実世界に対応するコンピテンスを養成することも重視して行われている。そのことを反映する例として、会計人の種類やキャリアの説明を教科書の最初に具体的な説明を行っている。また税金についての記述は、日本では単に用語説明と記帳の方法（仕訳）として述べられるに過ぎないが、米国では税金および申告書の記述が給与支払計算も含めて具体的述べられている。制度上の違いを考慮しても、日本の場合は、学習指導要領における内容の取扱いにおける補足説明はなされておらず、具体性に欠けている。

日本でも学習指導要領において会計倫理等は「態度を育てる」という表現で述べられているが、米国のように具体的な説明はなされていない。そのため検定済み教科書の記述を見る限り、そのことはほとんど反映されていないように思われる。もっぱら担当教員の技量にまかされている。実際のところ資格検定への対応はなされているが、態度の育成は、見聞する限りほとんど行われていないように思われる。学習指導要領の趣旨が教育現場には浸透しておらず、また趣旨を徹底するような指導事例や研究は非常に少ないように思われる。かかる原因の一つとして、検定資格を重視し、その可否を生徒の学習評価として取り入れていることが考えられる。また30年位前からはじまった大学推薦入試の基準に検定資格が導入されたためと推測される。推薦基準に達すべく学習指導要領の内容のうち検定の出題される部分のみを選択して指導がなされていることが多くみられる。つまり日本の高等学校の会計教育では、単なる問題を解答する技法の授業や研究に特化され、上述した米国の幅広い教養人・社会人の養成を目的とした会計教育とかなり異なっている。米国スタンダードによる高等学校の会計教育は、日本と同様選択科目であるが、ビジネス社会で生きていくための一つのツールとして理解されている。スタンダードの設定機関による内容の検討等については、CPA協会や全米数学教育学会等と連携して行われている。常に社会の変化をとり入れる会計教育を考えている。それゆえ、スタンダードの改訂が日本では7-9年ごとに行われるのに比べ米国では3-4年ごとになされている。

IV 会計教員による教授法

米国のスタンダードでは、日本の学習指導要領では触れられることはないが、教授法についても述べられている。高等学校学校担当の会計教員は教授法として、講義形式だけでなく最近言われている社会構成主義的な指導を重要視すべきとしている。この点は日本の会計教育でも徐々に実践している教員も見受けられるが、知識の伝授を重きに置いている教授法が一般的である。

米国高等学校学校担当の会計教員は、会計学習は将来も続くという仮定をもって授業を行うべきと述べている。教員は中心人物（テクノロジーコーディネーター、ピアコーチ、メディアスペシャリスト、チームティーチャーのように）として生徒を援助する。また中学校教員とパートナーになることによって、会計教員はカリキュラムのなかにテクノロジーとキャリア認識を統合することが可能となる。いいかえると有能な消費者、市民、ワーカー、ビジネスリーダーになるのに必要なスキルを発達させることができるように生徒を導くことであり、生徒中心の環境での学習を援助することである。学習はカスタマイズされ、生徒は個人およびキャリアの利益に基づいたプロジェクトを選択する。生徒は、個人としてあるいはチームとして活動する場合であれ、非構造的な問題を解決するために幅広い範囲にわたりテクノロジーを用いる。それゆえ、教員は、生徒間の協力の必要性、生徒の自立と創造性を高める援助者となるべきと述べている（NBEA, 2001, vii）。一方学習者としての生徒は、キャリア開発を続けることにより、仕事にもとづくスキルを取り入れることによりビジネス経験を得ることができるようになる⁽⁴⁾。

V おわりに

以上、米国の高等学校会計教育スタンダードを日本の学習指導要領を比較しながら述べてきた。その相違点について要約すると次の表のようになるであろう。

表 米国・日本のスタンダードに見る相違点

	米 国	日 本
重 点	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・理解だけでなく現実世界への応用面重視 ・財務諸表の作成だけでなく利用面を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・理解中心 ・財務諸表の作成中心。帳簿記入を重視。
科 目 名	1科目（「会計」）	5科目（「簿記」「財務会計Ⅰ」「財務会計Ⅱ」「原価計算」「管理会計」）

	米 国	日 本
工業簿記	・原価計算・管理面の項目提示	・原価計算およびその記帳を提示
教授法	教員は生徒への援助者	記述なし
導入	・キャリアを意識し、会計人の種類を最初に項目として提示	・単なる会計人の仕事内容を後半で提示
高大接続問題	考慮（シームレスな接続）	分離
税金の記述	・個人にかかわる税金について計算等具体的な記述	・税金の種類と処理のみ
改訂	・3-4年	・7-8年

出所：筆者作成（なお、個別内容ないし項目の相違はあるが上記表では記述していない）

社会の急速な変化に対応するために、米国の会計教育スタンダードは、最新の教授方法（アクティブラーニングや反転学習等）の導入や、指導項目のさらなる現代化を図ることにより、会計教育のアカデミック化へと少しずつ変更されつつあるように思われる。いいかえると記帳訓練（取引を記録し財務諸表を作成する）から数的思考訓練（批判的思考による問題解決）へと変更されようとしているのである。これに比べて日本の学習指導要領は、社会とりわけ簿記会計の仕事内容が変化しているのに、明治期以来の伝統を重んじ記帳訓練に重点が置かれているようである。果たして明日を生きる生徒の育成ということを考えれば、果たしてこれでよいのであろうか。早急に考えなおすべき時期にきているように思われる。

また米国では、優秀な生徒をどのように会計の世界に引き込むかも高等学校レベルの会計教育の重要な課題となっている。人口統計学の研究が進み、米国では数年後に会計専門職は、ここ数年でBaby Boomer 世代の退職により、少子化と相俟って、定員の充足が懸念されている。弁護士、医者等の他の専門職とのいわゆる人材獲得競争の時代に突入すると言われている。そのような状況に対応するために会計専門職の団体や協会（特にAICPAや各州のCPA協会）は、CPAなどの会計専門家の社会における役割・貢献度や報酬等を含む職業人としてのやりがいをアピールし、キャリア教育の一環として生徒にそれらの興味・関心を抱かせることにより、専門に対するすそ野を拡大する方策に取り組んでいる。その具体的な方策の一つとして2012年、AAAとAICPAは、高等学校において他のアカデミック科目と同様に、AP（Advanced Placement）Accounting Courseを高等学校に設け、大学入学後、大学の単位として認定する方策を提言している。そのためのカリキュラムのスタンダードが作成され、いくつかの州で担当高校教員の研修とともに生徒に対して試験的に実施されている。本稿では紙数の関係上取り上げていない。別の機会に譲りたいと考えている⁽⁵⁾。

注

- (1) 現在、アメリカの高等学校の教科書等では、「会計（Accounting）」と表現されている。Bittner（2002, p. 32）が「高等学校の会計コースは、基本的に簿記コースである」と述べているように、日本の簿記と内容の程度差はあるもののほぼ一致していると考えてよいと思う。本稿では簿記会計という用語で述べている。なお、アメリカにおける「簿記」から「会計」へ呼称の変更についての議論は島本（2015）参照。
- (2) SCANSについては、SCANS（1991）、島本（2015, pp.31-32）を参照されたい。
- (3) なお、スタンダードの年度別変遷については、島本（2016, pp.98.101-102,114-130）を参照されたい。
- (4) 米国においては高等学校の会計教育は歴史的に見て、キャリア教育・職業教育の影響をぬきにして述べることはできないが、本稿では省略している。島本（2016, p.93-95）を参照されたい。
- (5) 会計のAPコースについては、Gregg and Behn（2011）、島本（2015, pp.49-50）を参照されたい。

引用文献

・島本克彦（2016）「米国中等学校会計教育の現状について—職業教育・ビジネス教育の状況を踏まえて—」柴健次研究代表『会計リテラシーの普及と定着に関する総合的研究 第4分冊 個人研究編』科学研究費研究成果報告書（研究課題番号25245057）pp.92-139。

- ・ ――― (2015) 『簿記教育の諸問題』 関西学院大学出版会。
- ・ 文部科学省 (2015) 『高等学校学習指導要領』 東山書房。
- ・ 文部科学省 (2015) 『高等学校学習指導要領解説 商業編』 実教出版。
- ・ Bittner, J. (2002) “Revamping High School Accounting Course,” *The Business Education Forum*, Vol. 56, Feb., pp. 32—33, 60.
- ・ National Business Education Association (2013) *National Standards for Business Education, What America’s Should Know And Be Able To Do In Business*, National Business Education Association.
- ・ ――― (1995) *National Standards for Business Education, What America’s Should Know And Be Able To Do In Business*, National Business Education Association.
- ・ ――― (1997) *How To Put The National Standards for Business Education, To Work For You Nationally Televised Videoconference*, National Business Education Association, The Foundation for the Future of Business Education.
- ・ ――― (2001) *National Standards for Business Education, What America’s Should Know And Be Able To Do In Business*, National Business Education Association.
- ・ ――― (2007) *National Standards for Business Education, What America’s Should Know And Be Able To Do In Business*, National Business Education Association.
- ・ The Secretary’s Commission on Achieving Necessary Skills (SCANS) (1991) *What work requires of schools: A SCANS Report for America 2000*, Department of Labor, Washington, D. C.

参考文献

- ・ 島本克彦 (2016) 「簿記教育とゲーミフィケーション」(日本簿記学会簿記教育研究部会 (部会長工藤栄一郎) 『簿記の学びの伝統と革新』 pp.157-169。
- ・ 松尾知明 (2010) 『アメリカの現行教育改革スタンダードとアカウントビリティの光と影』 東信堂。
- ・ 文部科学省 (2015) 『高等学校学習指導要領解説 総則編』 東山書房。
- ・ Gilbertson B.C., M. W. Lehman, D. H. Gentene (2014) *Century 21 Accounting General Journal, Tenth Edition*, South-Western, Cengage Learning.
- ・ Gilbertson B.C., M. W. Lehman, D. H. Gentene (2014) *Century 21 Accounting Multicolumn Journal Tenth Edition*, South-Western, Cengage Learning.
- ・ Gilbertson B.C., M. W. Lehman, D. Passalacqua (2015) *Century 21 Accounting Advanced Tenth Edition*, South-Western, Cengage Learning.
- ・ Gilbertson B.C., M. W. Lehman, D. H. Gentene (2014) *Century 21 Accounting 10e Instructor’s Resources CD*, South-Western, Cengage Learning
- ・ Gregg M. and Behn B. K. (2011) “Pathways Commission : The Future of Accounting Education,” *The Business Education Form*, Dec., pp.15—17.
- ・ National Business Education Association (2009) *Creative Teaching Ideas*, National Business Education Association.

資料

米国会計スタンダード2013年版 (第4版)

I 会計専門家

達成基準：会計担当者がビジネスや社会で果たす役割を説明する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・ 会計専門家の現在および歴史的な規制環境を説明する
- ・ 会計専門家の主な政策設定機関を知りその役割を説明する
- ・ 時事問題が会計専門家にどのように影響を与えているかを説明する
- ・ 会計の倫理綱領の必要性和会計担当者に必要な倫理責任を説明する
- ・ ビジネスと個人の意思決定過程において資源を配分するために、会計情報がどのように用いられているのかを説明する。

達成基準：会計専門家におけるキャリア機会を示す。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・生徒，専門の会計組織および団体の役割・サービス・使命を述べ説明する。
- ・会計専門家の名称と資格認定を述べ説明する。
- ・会計専門家におけるさまざまなキャリア，専門家の名称と資格認定の教育上の必要条件を説明する。
- ・会計専門家として成功するのに必要なスキルとコンピテンシーを説明する。
- ・会計の知識を必要とする会計専門家とキャリアのなかでの専門家の領域を述べる。

達成基準：会計専門家および/または会計に関連するキャリアにおいて成功するのに必要なスキルとコンピテンシーを説明する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・スピーチをし，プレゼンテーションする。
- ・調査とその結果を文書でコミュニケーションを図る。
- ・ビジネス現場における倫理的意思決定スキルと行為を述べる。
- ・分析的・批判的意思決定スキルを適用する。
- ・情報テクノロジーを生産的に用いる
- ・リーダーシップスキルを提示する。
- ・チームのなかで働く能力を行動で示す。

II 財務報告

達成基準：有効なビジネスの意思決定を行うために年次報告書と財務諸表を用いる。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・財務報告を入手するための情報源を識別する。
- ・財務情報の利用と利用者について述べる。
- ・年次報告書における項目とその目的を識別する。
- ・経営者と監査人の役割を説明する。
- ・年次報告書を作成し公表する。
- ・監査意見のタイプを識別し説明する。
- ・会計の役割と財務報告に関する規制機関を説明する。
- ・各財務諸表に提供された情報と各諸表が互いにどのように関係しているかを説明する。
- ・貸借対照表における資産，負債，持分間の関係を説明する。
- ・資産，負債，持分における分類を識別し説明する。
- ・損益計算書の異なった様式を識別する。
- ・損益計算書における分類を識別し相互（収益，費用，利益，損失）の関係を説明する。
- ・持分計算書を用い所有構造の変動を述べる。
- ・会計の概念的フレームワークや一般に認められた会計原則を，財務諸表を作成するためのガイドや構造として，どのように，なぜ適用するのかを説明する。
- ・異なった会社所有の形態と各形態の長所と短所を説明する。
- ・異なった会社所有形態において財務諸表がどのように報告されるかを説明する。
- ・異なった種類のビジネス活動を識別する。
- ・異なった種類のビジネス活動が財務諸表にどのように反映されるかを説明する。

レベル3*-4 期待されるパフォーマンス

- ・キャッシュ・フロー計算書（営業，投資，財務）に報告されたビジネス活動を識別し，説明する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・包括利益を定義し，営業活動との関係を述べる。
- ・開示要件が財務報告にどのように影響するかを説明する。

III 財務分析

達成基準：会社の財政状態と経営成績を評価し，有効なビジネス意思決定を行うために財務諸表と情報を分析し解釈する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・財務諸表の分析から得られる情報について議論する。
- ・主な分析の領域（趨勢、収益性、流動性、資本構造）を認識し、各分析から得られる情報を説明する。
- ・損益計算書と貸借対照表の水平のおよび垂直的分析を行う。
- ・財務比率（総利益率、営業利益、純利益、総資産利益率、売上回転率）を計算し解釈することによって収益性を評価する。
- ・財務比率（運転資本、流動比率、当座比率、現金比率、棚卸資産回転率、受取勘定回転率）を計算し分析することによって流動性と支払能力を評価する。
- ・借入と持分のファイナンスを比較対照する。そして財務諸表の影響を説明する。
- ・財務比率（借入比率、長期債務比率、負債持分比率、利息カバレッジ比率）を計算し分析することによって資本構造を評価する。
- ・産業の平均を調べ、財政状態、営業成績、収益性、流動性および資本構造を評価してそれらを説明する。
- ・情報テクノロジーを財務分析を行うために用いる。
- ・財務諸表と財務比率を利用するための通常の方法を識別し説明する。
- ・財務諸表と財務比率の操作から生じる倫理的および法的合意を述べる。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・ビジネス活動（営業、投資、財務）を分析するためにキャッシュ・フロー計算書を用いる。
- ・収益性と流動性を評価するために営業活動からのキャッシュ・フローを分析する。

IV 会計原則

達成基準：一般に認められた会計原則（GAAP）を特定し述べる。GAAPの適用が財務取引の記録と財務諸表の作成にどのように影響を与えるかを説明する。

A 財務報告のための概念的フレームワーク

- ・会計の概念フレームワークと一般に認められた原則及び仮定について述べ説明する。
- ・US GAAPとIFRSのコンバージェンス・プロジェクトを議論し、FASB、SEC、IASBの役割について説明する。
- ・US GAAPとIFRSの間の主な相違点を説明する。
- ・資産、負債、持分、収益、費用、利得、損失を定義する。
- ・会計の発生基準と現金基準とを区別し、それぞれが財務諸表に与える影響を議論する。

B 資産

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・貸借対照表に報告されるべき受取勘定の価値を決定するために用いられる会計手法を説明し、損益計算書に対する影響を述べる。
- ・貸倒引当金、償却、回収をふくむ受取勘定の取引を記録する。
- ・継続記録法と棚卸計算法との間の相違を説明する。
- ・商事および製造会社の棚卸資産の原価を決定し、適切な評価方法を適用する。
- ・棚卸資産のコストフロー仮定を識別説明し、貸借対照表と損益計算書に対する影響を説明する。
- ・資本的支出と収益的支出とを区別するための基準を説明する。
- ・土地、設備、備品、天然資源、無形固定資産の原価を決定する。
- ・原価配分の目的を説明する。
- ・減価償却、減耗償却、償却を識別し、計算し、記録する。そして財務諸表の影響を説明する。
- ・資産が販売され、処分され、陳腐化したとき財務諸表への影響を測定する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・投資を説明するために用いられる手法や基準について述べる。そして財務諸表に対する影響を述べる。

C 負債

レベル3 期待されるパフォーマンス

- ・支払勘定とその他の短期債務の取引を記録する。
- ・長期債務証券の当初の評価と財務諸表の影響を測定する。
- ・長期債務証券の取引を記録する。

レベル3*-4 期待されるパフォーマンス

- ・借入資金の原価を計算し、財務諸表への影響を決定する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・繰延税金負債と退職給付のようなその他の長期債務として分類された負債を識別する。

D 持分

レベル3 期待されるパフォーマンス

- ・営業成績, 資本拋出, 利益の分配が, さまざまな種類の所有構造の持分にどのような影響を及ぼすかを説明する。
- ・異なった種類の株式を特定し述べる。そして異なった種類の株式得られる権利について説明する。
- ・持分に関連する取引を記録する。

レベル3*4 期待されるパフォーマンス

- ・買収と会社所有株式の売却が財務諸表にどのように影響を及ぼすかを説明する。
- ・株式分割と株式配当とを区別し, それぞれが持分にどのように影響するかを説明する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・その他の包括利益が持分にどのように影響を及ぼすかを説明する。

E 収益

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・収益認識を決定するために用いられる基準について述べる。
- ・収益関連取引を記録する。

F 費用

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・費用認識を決定するために用いられる基準について述べる。
- ・長期関連取引を記録する。

G 利得と損失

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・収益と利得とを区別する。
- ・費用と損失とを区別する。
- ・利得と損失から生じる取引を記録する。

V 会計プロセス

達成基準：財務諸表を作成するために会計サイクルにおける各段階を修了する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・会計システムの目的を説明する。
- ・仕訳帳と元帳の目的と, それらの関係を説明する。
- ・会計プロセスにおけるテクノロジーの影響を述べる。
- ・異なった種類の会計システムの長所, 短所を特定し説明する。
- ・会計と簿記とを区別する。
- ・企業取引が会計等式にどのように影響を及ぼすかを述べ分析する。
- ・企業取引を記録するために複式の会計システムを採用し試算表を作成する。
- ・修正仕訳の必要性を説明し修正仕訳を記録する。
- ・異なったタイプのビジネス活動と所有構造の財務諸表を作成する。
- ・決算プロセス, 財務諸表, 整理後試算表の間の関係について述べる。

VI データの解釈と利用

達成基準：組織のパフォーマンスを評価するために計画とコントロールの原則を用いる, そして有効なビジネス意思決定を行うために層別解析と現在価値概念を適用する。

A 計画とコントロール

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・資産を保全するために用いられる内部統制手続を特定し適用する, そして会計情報システムのインテグリティを高める。
- ・会計システムに適正な情報テクノロジーをどのように適用するかを説明する。
- ・活動基準原価計算の方法となぜそれが用いられるのかを説明する。

レベル3*4 期待されるパフォーマンス

- ・固定費，変動費，準変動費の原価態様を説明し比較する。
- ・営業計画にCVPと貢献利益分析を適用する。
- ・予定を立てるために予算を作成する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・収益性を分析するために直接および全部原価概念を適用する。
- ・パフォーマンスを評価するために総合，変動予算を作成し利用する。
- ・標準原価計算と差異分析を適用することにより会社のパフォーマンスを評価する。
- ・原価，利益と投資センターを評価するために責任会計概念を適用する。
- ・製造会社に対して活動基準原価計算のための計画を展望する。

B 意思決定

レベル3*-4 期待されるパフォーマンス

- ・会計情報が経営の意思決定をどのように容易にするかを説明する。

レベル3*-4 期待されるパフォーマンス

- ・次の種類の意思決定を行うために差額分析を適用する。すなわち製品を製造するかあるいは購入するか，資産をリースするか購入するか，一つの部門を廃止するか，特別の注文に割引価格を適用するか，設備を取替えるか修繕するか。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・資本（設備）投資機会を評価するために現在価値を提供する。

VII コンプライアンス

A パーソナルファイナンス

達成基準：税法や規制を適合するように個人所得税手続や要件を説明する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・米国における税法の歴史と目的と税法が生じたプロセスを述べる。
- ・課税所得の構成を説明し所得税を計算する。
- ・個人所得税の税金申告書を作成する。
- ・課税所得を最小化するために戦略を立て，議論し適用する。
- ・節税と脱税とを区別する。

B 財務報告

達成目標：一般に認められた会計原則と所得税法とを区別する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・財務報告のための所得と課税所得がなぜ異なって計算されるかを説明する。

レベル3*-4 期待されるパフォーマンス

- ・純利益と課税所得における永久差異と一時差異を特定し説明する。

レベル4 期待されるパフォーマンス

- ・純利益と課税所得における永久差異と一時差異を計算する。

C 支払

達成目標：給与支払に適切な会計実践を適用する。

レベル3-4 期待されるパフォーマンス

- ・手取り額を計算する。
- ・雇用者の給与支払の計算をする。
- ・給与支払報告書を作成する。

出所 National Business Education Association (2013) 筆者訳

大和大学研究紀要 第3巻 政治経済学部編 編集委員会

編集委員長	水野 満	Editor-in-Chief	MIZUNO Mitsuru
副編集委員長	橋 爪 真	Editor-in-Sub Chief	HASHIDUME Makoto
委員	◎石井 康夫	Editor	ISHII Yasuo
	○松川 滋		MATSUKAWA Shigeru
	石崎 嘉彦		ISHIZAKI Yoshihiko
	柴田 周二		SHIBATA Shuji
	島本 克彦		SHIMAMOTO Katsuhiko
	藤木 秀明		FUJIKI Hideaki
事務局	日田 美奈	Secretariat	NITTA Mina
	◎主(主事) ○副(副主事)		

編集後記

大和大学研究紀要第3巻(政治経済学部編)の発行にあたり、多数の投稿をいただきありがとうございました。発行までにご協力を賜り感謝申し上げます。今後も、一人でも多くの執筆者の論文発表の場となりますように改善すべき点は見直し、本学の論文集としての質を高めたいと思っております。

今後ともよろしくご支援をいただきますようお願い申し上げます。

(委員代表 経済経営学科 石井康夫)

大和大学研究紀要第3巻 政治経済学部編

発行日=2017年3月15日(平成29.3.15)
編集=大和大学研究紀要政治経済学部編集委員会
発行=大和大学
〒564-0082
大阪府吹田市片山町2-5-1
電話=06-6385-8010
FAX=06-6385-8110
印刷・製本=東洋印刷株式会社

題字：田野瀬良太郎 大和大学学長
表紙絵：松崎としよ(雅号・玉恵)大和大学教授。画題「野沢の蛭」。(後嵯峨天皇が吹田の別邸で詠んだ歌の中にある「…野沢に見ゆる蛭かな…」に込められた思いを墨アートで表現)

大和大学研究紀要 第3巻 2017.3 政治経済学部編 目次

学術論文

1. 役員報酬と報酬委員会のガバナンス 水野 満 3
2. インターネット時代における家庭用ゲーム機の利用実態に関する研究
—ソニー、任天堂、マイクロソフトの比較分析— 石井 康夫 11
3. ZLB 制約下における時間軸政策の効果 松川 滋 31
4. 民主制と哲学的弁証法
—プラトン『国家』第一巻をもとに民主制を考えるなかから— 石崎 嘉彦 37
5. 地域の課題解決と地域金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方についての考察 藤木 秀明 51
6. 『女の一生』における「食」 北川 美香 63

研究ノート

1. 社会福祉と生活研究 柴田 周二 69
2. 高等学校簿記会計
—日本と米国のスタンダードの比較— 島本 克彦 75

Academic Papers

1. Executive Compensation and Governance of Compensation Committee MIZUNO Mitsuru 3
2. A study on the actual condition of home video game machines in the internet era
—Comparative analysis of the Sony, Nintendo and Microsoft— ISHII Yasuo 11
3. Supply Shocks at the ZLB and Forward Guidance MATSUKAWA Shigeru 31
4. Democracy and the Philosophical Dialectic
An Inquiry into the Book I of Plato's Republic ISHIZAKI Yoshihiko 37
5. Consideration about the way of balancing local finance institution's
business model and local problem solution FUJIKI Hideaki 51
6. Eating in Maupassant's Une Vie KITAGAWA Mika 63

Research Notes

1. Study on Social Welfare and Human Life SHIBATA Shuji 69
1. High School Bookkeeping-Accounting Research
—The Comparison of High School Accounting Standard in Japan and US— SHIMAMOTO Katsuhiko 75

YAMATO UNIVERSITY



大志を、まとめ。
大和大学
Yamato University